

Title	橘守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて(三)
Sub Title	
Author	平澤, 五郎(Hirasawa, Goro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1983
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.20 (1983. ) ,p.99- 294
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000020-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000020-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 橘守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて (三)

平澤 五郎

## 国学の研究

守部の国学上に於ける系列は、仮に思弁的合理派と名付けらるるにせよ、つまるところ近世後期の諸家一般が經由した道筋に概ねは同じく沿い、就中、真淵・宣長とその学統の線上に展開せるものであり、独り相対する創説の提唱者として位置すべきとは云いがたい。その多きにわたる編著述を見るにも、古記典の釈法、神道・幽冥観、国体観は、その孰れに関するも、先学真淵・宣長とその学統の所論を踏まえずしては成立ちがたい立論であった。寧ろ、いわば同一基盤上に於ける「釈法」<sup>トキザマ</sup>の論に創見を提示した結果として対置する所説が派生したと見るべく、国学の本質上より見れば、それは又、ひとつの問題提起にとどまるものであったと見るべきであらう。

その国学上の諸篇の主なるを、以下年代順に列記すれば―下段の年紀は各篇の略終稿成立年代である―、

### 一 古記典の釈

訂古訓古事記書入

文政二年

難古事記伝 五卷

天保〔十三〜五〕年

稜威道別 十二卷

〔弘化二〜四〕年

旧事紀直日 六卷

弘化四年

二 神道・国体観

神風問答

文化十三年

神道弁

文政三年

三大道弁卷上

天保〔八〕年

十段問答 二卷

天保〔十〕年

稜威雄誥 五卷

弘化〔二〕年

歴朝神異例 七卷

天保十四年

神代直語 三卷

弘化三年

等である。

右記の守部著述全般から観て、その最も初期著述に属する文化末文政年初の三篇は、「訂正古訓古事記書入」に於て、

宣長に対する「釈法」の論として、後年の「稚言・談辞」の萌芽となる古記典の分析的な方法論を見出すが、他二篇―神

風問答・神道弁―はいずれも習作的な国体論・国意論に類し、惟神の「幽深之致」<sup>フカキ</sup>の許に全世界の中軸として異邦経

営の論を以って、宣長の所謂「漢意」<sup>ヘカリコト</sup>に対しては、所論する基盤としては、その古学神道の上に、篤胤の立論を

追補して、徒らな排儒・排仏の非を難じたところにとどまる。天保期の「三大道弁」、「十段問答」も、此の初期二篇

の習作を補綴集約したものにすぎないが、此の期の特徴として、内外の思想・典籍の享受に対しては、その立論の如

何をとわずに肯定的態度を持している。守部のこの一種の合理派的精神が宣長乃至その学統と究極に於て対置される

傾向ともなるのであるが、やはり晩年にまで一貫する思考基底に存するのである。最晩景の「稜威雄誥」が、我が古

記典に拠って邦国・邦土を顕称する正統な方法論によらずして、専ら外典の分析に拠って論証を博搜するが如きも、又それであろう。我が古記典に於ても、記よりも紀、あるいは旧事紀等に、神代の真実、本源を探らうとするところにも通じているのであろう。とまれ、その国体観に見る古学神道観は宣長学派と根基を異にするものではないが、いわば、その「釈法」の論に於て異見を提起した一点に守部の独自性が存したのであろう。

その「釈法」の論は先に記した如く既に早くから、「訂古訓古事記書入」に、古記典を分析して、「事実の中に戯れをそへ戯れの中に事実をくはえ」たる「上古の咄し」として把握し、記典に見る旧辞・古事と本辞・本紀のけじめを抽出しようとの試論を提出している。所謂守部秘説五ヶ条の核心をなすものである。

この神秘五ヶ条に就いてであるが、これら諸条の完備するのは晩景に近い「稜威道別」の成立を俟つべく、後述する「記紀の研究」篇解題にゆずり、此処には、この「釈法」の論―即ち、神秘第三条「ツサナゴトカタリゴトノ稚言談辞弁」と同第五条「アメヨミカミウツアラハニ天・黄泉・幽・現・顕露大意」の両点に関し、その展開経過を年次的に回顧略記するにとどめる。

まず、その「稚言談辞」の論は、その萌芽を「訂古訓古事記書入」の中に見出され、以後諸編著に於ける解釈態度となり首尾一貫するのであるが、やはり確実な方法論としての結構を整えるのは、天保四・五年の成稿と推定される「温源録稿」二巻の総論からである。それは「御伝風の論」に於ける旧辞・古事、本辞・本紀の差ケヂメの論と相俟って導入された「談詞の論」カタリコトバである。凡そ五種に分析して、「旧事本辞ノ差」を演繹するのである。学術的用語としては未だ定着しないが、既に「稜威道別」の「稚言談辞弁」に極めて近く面目を一新しているのである。尤も天保期も十年の成立と見られる「十段問答」にも対宣長学統批判には、「語辞」カタリコトバの用語などを以って充当しているが、その意趣には異るところはなく、その釈法は殆んど確立したものと想定される。

この「稚言談辞」を以って、守部は古記典に対処し、解体するのであるが、橋純一註一氏が、「その結果翁―守部―の得

た神典の本つ正伝なるものは、かなりに痩せ細つたものとならざるを得」ず、「恐らくは神典の本質―動かしがたい事実といふものは恐らく皆無」とならざるを余儀なくするものであつたらう。しかし、守部は此処に、本来神聖なるべき古記典の純乎たる本質を見極めるべき概念として提出したのが、「稜威道別」第五条の「天・黄泉・幽・現・顕露大意」であつたのであろう。現・顕露の本伝、真実を上記の幽冥觀を以つて導入することなしには、惟神の道も、帝紀・本紀もすべて談辞として伝説化せざるを得ないからにはかならない。晩年、神秘的口吻を以つて語る「わか家に古き神秘の口決」―橘の昔語、天保十四年浜子序―は、恐らく此の「稚言談辞」の法則による古記典解体の結果、その究極に位置して、神の靈異を現・顕露の觀点を以つてしても思慮しがたき不可知の聖域を設けることによつて、神典は神典たり得て、一古伝説と墮することを救い得たとも云いえようか。合理と神秘との相矛盾する両域が、守部的に微妙、かすかに均衡を保つたところに、いわば守部の古記典の釈法があつた、ともいわれようか。守部の「天・黄泉・幽」の概念はあらためて私の説明するまでもないことながら、天・黄泉の両界を峻別し、視触し得ざる抽象的境界とし、現・顕露は、この兩界たる幽界の冥助を得て具現されるものと説いて、宣長の幽冥觀と對置されるのであるが、これも又、思弁的な仮構の論として、浮漂する一面は否みがたく、更にそれを一步踏み進めて神道の大系を構築するにはいたらなかつたと見るべきであらう。

ともかく、この幽・顯の論は、稚言談辞の論の如くには、早期著述の中には殆んど見出しがたく、確実に著作の上で明記されるのは、やはり、上記「温源録稿」卷二の「古伝の心得様の論」に於てである。その概念は未だ定稿本「稜威道別」総論の詳細な結構を見るにはいたらぬが、幽界の規定、顯事と殃災、幽事と禍、幽界の在所等、その所論は略同様であり、寧ろより具体的に説述している。其後、「三大道弁」―天保八年―などに、その片影を残すのであるが、幽・顯の論は、此の期頃より、本格化した「稜威道別」新稿、改稿と歩を共にして整備し、秘説化していった

のであろう。そして、天保十五年五月廿五日の跋文を持つ「稜威道別」総論―稿本12―に於て「天黄泉幽現頭アムヨミカミウツアラハニ 大意」として完備するにいたったのである。定稿本に見る「古記典一〇四」と「神秘第一条〇第四条」の八ヶ条にわたる総論二巻が右稿本の加筆過程に於て成立するのである。この天保十五年七月十九日の吉田秋主宛守部書翰註二に、「漸此節惣釈神秘口伝之八ヶ条二巻」の成稿を告げているのも、年紀からみて右稿本の経過を語ったものである。しかし猶定稿本に見る「神秘五ヶ条」、「古記典之一〇五」と周備するにいたるには、後述の解題に見る如き更に幾度かの改稿の後である。

ともかくも、「稚言談辞弁」、「幽・顕の論」は守部秘説に於ける古記典の釈法と惟神の靈異の概念という、両面にわたる基幹となり、守部国学の核をなす要諦といふべき立論となるのである。上記「歷朝神異例」七巻は右の幽・顕の両界に交感する神々の発頭の靈異を古記典の中に輯したものであり、又、「神代直語」三巻は、両秘説を以って古記典を演繹し、その本伝とも称すべきを成文化した記紀本伝であって、いわば「稜威道別」直系の所産児として成立したものである。

以上、概略した守部の国学に関する著述は、つまるところ、「稜威道別」十二巻に集約され、就中、所謂「神秘五ヶ条」を以って、その神道観、国体観は終結するのであるが、その「神秘五ヶ条」も結句は宣長とその学統の基盤とに立脚した立論であって、その中にあるのは、「稚言談辞」の論と「幽・顕」の論に見るべき補述的創意が見出されるのであろう。就中、前者「稚言談辞」の論は一種の合理的、分析的な一方法論として、守部の学問に首尾一貫するところである。しかしながら、記した如く、当然の事ながらに国学者守部として、古記典の釈法トキザマには自ずからの限界が存し、又もとめて惟神の道を壊つ愚拳は慮外な世界であつたらう。寧ろ、いわば守部の最も得意とする合理的、分析的探究方法と神秘・靈異の両極界を如何にして緊帯せしむるかに守部国学の本体が存したといふべきであらうか。

守部の国学上の著述解題に先立ち、その概略を寸述したが、以下諸本解題は便宜上、二の神道・国体観の著述を一括し、一の古記典の釈は「記紀の研究」として別掲した。

註一 橘純一氏「橘守部の神典研究」―「国語と国文学」第十六卷第十号―昭和十四年十月。

註二 高井浩氏「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究(五)」―群馬大学紀要人文科学篇十七―昭和四十二年。

## 神 道 弁

此まきりや、文政の三とせの春、人にふとはれて、ひとつふたつこたへつる事ともを、かきつけんとて、いとかりそめにものしつるを、

と、本書跋文に誌している。その執筆の契機の是非はともかく、ついで、その発端には「今の世ノ人、古言学ひ」の輩トモガラが、「御国を貴ぶ」のあまり、「ともすれば外国トククニをにくみ、聖人仏たちを誣ソシ」るの非を「皇神スメガミの御心」に悖るいわれなき貶責であると、暗に、真淵・宣長の学統に対する詰問の書として着稿している。そもそも、「皇神の御心」には、けだし「幽深フカキ之致ヘカリコト」により、唐土天竺又蛮夷の諸国も、大己貴、少彦名の両神の経営するところであり、その諸々の産物、はた、儒・仏の教も、其異邦の土地柄、其習に適すべく、此両神の深慮によりて各々に成りしものであって、「つきくカラフミ儒書、仏書ホトケフミ、医書クスシノフミ、曆書コヨミ、またものゝ博士ハカセ、法師ノリノシ、医師クスシ、服部ヘトリベ、錦綾ニシキアヤ、薬種、調度、くさくさのものゝ参来マキコしも、みな此大神の、幽深フカキ之致ヘカリコトにて、さきはへましつる」ものであるとして、畢竟外国トククニも、此両神の我皇御国の足らわざるを補わんがための幽深の経営であると説くのであるが故に、濫りに嫌悪し、徒らに排除するは神の御心に背反すると諭すのである。以下、この所論に拠って、問答の体をとって、各論八項にわたり寸評を披瀝している片々三十五葉の小論である。その拠って立つ、「大己貴、少彦名の恩頼」なる立論は、敢て「神道弁」

と冠するに足るものではなくして、真淵・宣長の学統に見る、排仏・排儒の没理的態度を難ずるに、平田篤胤の「靈能真柱」に見る両神の諸邦経営の論に拠って平明に祖述したとも云いうる。その論述の拠点も内容・資料に於ても多々共通するところすくなくなく、<sup>註</sup>未だ所謂守部独自の分析的方法論も鋭口な言辭も見出されず、篤胤にその論を享けて、皇国に於ける異邦の意義を、從属的、補欠的存在として評価した、やはり国学論の習作であつて、又、その各論に於ても見るべきものは尠い。しかしながら、此壯年期から「三大道弁」―天保八年―の頃、「十段問答」―天保十年―の辺を転機として、晩年の「稜威雄詔」に見るが如き偏固な異邦蔑視の観点はなく、異邦は両神の経営の許に成つたとする観点のかぎりに於ては、儒・仏道のみならず、その文物の歴史的享受に於ては、頗る寛大且積極的であるのは、他の国学者流との異質なる拠点を見るのである。本書は未だ著論を称するには至らざる模倣的編著ながら、神の「幽深之致」を皇国と異邦との間に設定して、異邦の文化の享受に一種の合理的解釈を試みた神道論として守部的なるものの萌芽を見出すものである。

註 大己貴、少彦名命の異邦経営については、一例を挙げれば、本書に、

猶よく考ふるに、かのもろこしにて、聖人とたゞへ、天竺にて、仏とたふとふたくひの、いと賢き人たちは、威国ミナつくりまし、大己貴、少彦名命にて、神代のむかしかしこにわたりいまして、かの国どもを経営成し、唐土モロコシは唐土、天竺は天竺、蛮夷西洋北狄などの、島々は島々と、おのがじ、其国からにかなふへき教をたて、永き代に国をたもたせ、天皇の御代々、天津日嗣の八十つゞき、皇国に足はぬ事もおきなひたすけさきはへましものなりけり、

と、神の「幽深之致」を説いているのであるが、「靈能真柱」上巻末には、

諸々外ッ国どもは、すべて少彦名神の作堅たまへるならむと師翁のいはれつる、実に然ることにて、その常世国に

と、以下常世の概念を「故皇国の外は、萬国みな常世国なり」と細註し、ついで、  
渡坐ワタリマしは、其御言に有不成就コトと宣へる、その国々を修固ツクリカタメに往坐イデマセなるを云々……(中略)……  
つばらくに此を思へば、うべしこそ、もろく常世の国々より、その産物多に献りて、親ムツび奉タテマツらむことはするよ、



こはその元因みな、大名持少彦名神の御霊の、彼国々に坐まして、其を悉に、よりて仕奉らしめむと幸賜ふなれば、彼二柱神の御貢と奉りたまふ謂にて、外国もろくの参来る事を、二柱神して所掌看す故になもありける。

と述べている。「常世」の概念は各々異にするも、守部の抛る論旨は篤胤の祖述敷衍にとどまるのは明瞭である。猶且つ、その論抛のみならず、依拠材料も又、多く「靈能真柱」に準ずるところすくなく、たとえば、神代御巻に大己貴少彦名命の国修理の後、少彦名命の常世郷に適ましの段に、紀の本文を引きて異邦経営の発端となし、続紀斉衡三年十二月、常陸国鹿島郡大洗磯前に諸聖・諸仏を率いて還立つを終尾とする結構も、全く「靈能真柱」の論証に依恃する点はいなまれない。重ねての贅言を省略するが、此期の守部に見る篤胤の影響はすくなくならざるものと想定される。しかして、又、後年の秘説にも、避けて語ること敢てすくなきも、篤胤による示唆はその道程を方向づけるものであったらうかと思われ、此処について附記するにとどめ、別稿を期すことにしたい。

## 神道弁卷上

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。縹色表紙、竪二十七・二糎、横十八・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・八糎。每半葉七行。本文墨付三十五丁。

題簽、白紙短冊を表紙中央に貼付し、「神道弁」と自筆墨書す。猶左肩に「百衲草書一」と記す茜色短冊を貼付している。第一葉遊紙に、「神道弁草稿上」と扉題を自筆朱書する。内題は「神道弁卷上」と記し、その許に、「立花庭麻呂撰」と自署している。

卷末(卷上)に、奥書して、

此まきや、文政の三とせの春、人にふとはれて、ひとつふたつこたへつる事ともを、かきつけんとて、いとかりそめにもものしつるを、をこかましき名おほせんは似けなけれど、尤世におもきすちなれば、しはらく神道弁と

名つけて、猶つき／＼神典のときさまをさとし、宣長ぬしなどの、心得たかへをわきまへんとす、詞のいとしとけなう俗ひかちなるも、なかく／＼に初学ひの便りならんと、其まゝつくるはてやみぬ、

と誌し、本書執筆の期日・經由と略其趣旨を語っている。

右記の年紀どおりとすれば、文政三年の春の執筆となり、現存資料の上では、「神風問答」―文化十三年八月廿五日―、「訂古訓古事記書入古訓古事記頭書」―文政二年五月十五日―につぐ、守部の初期著作である。尤も晩学の人であるから、既に数え年四十歳の春のことである。未だ庭麻呂を称し、葛飾郡幸手宿に移居し十年を閲し漸次郷里に門弟を集えそめた頃である。本書筆跡も現存諸稿と趣を異にし、壮年期の雄勁な運筆である。

本書は、外題・内題共に、「草稿上」、「巻上」と記し、巻下の続稿を予測されるが、全集(第二巻)所載の末に、「校訂者云、巻頭ニ神道弁巻上ト記シタレド以下未稿ニ属セシモノナルガ如キヲ以テシバラク巻上ノ二字ヲ削レリ」と附記されている如く、草稿本巻上にて擱筆されたのであろう。右掲巻尾の跋文の如きも、それを示唆するものである。

又、本書は第一葉扉に「神道弁草稿上」と記すが、比較的端正に書写され、句点も略確實に施された浄書本に近い。しかし、執筆後、猶墨筆の補訂・削除の跡も纒かながら散見する―即ち、八丁表裏上欄増補・八丁裏三行塗抹・九丁表二行増補・同三行塗抹・二十七丁表四字補入・二十九丁表十字補入・三十一丁表五字補入・三十二丁表十六字補入―のを見ると、更に改稿の意図があったのであろう。

これら補訂書入れは、全集刊行の纂輯に際して、やや任意な撰択がなされたのか、上記八丁裏・九丁表の削除塗抹部分<sup>註</sup>は其儘に本行に組込まれ、比較的顕著な増補書入れである八丁表裏・九丁表のそれらは削除されている。一方、二十七丁表以下の小補訂はすべて訂正に従うなどが散見される。片々たる小著であるが、記念すべき初期習作である

ので参考までに附記した。本書は全集第二所載の底本である。

印記、巻首に、「椎本文庫」朱印を捺す。

註 一例に削除塗抹部分を掲出すると、八丁裏・九丁表（全集三百七十三頁下段）は、

……其後少彦名命、行<sub>ニ</sub>至熊野之御崎、遂<sub>ニ</sub>適<sub>ニ</sub>於常世郷<sub>一</sub>矣、『以下塗抹、以下同』と見えたればなり、こは神道<sub>ヲ</sub>をさるべき、尤おもきすぢなれば、そのをちくことわりてわきまへてん、ます『此吾等之所造之國、豈善成<sub>ル</sub>んや』とはかの未<sub>レ</sub>成所<sub>ヲ</sub>を、修理固成事のみにはあらず、万代の後にわたりて、無<sub>リ</sub>しものゝ出来、足らざるものゝわたり来<sub>ル</sub>つゝ、つきくによく成れるをの給ふ也、『或有所成或不成とは國のみ善成ても』

と、右の如く、刪省するによりて叙述の簡潔化をはかり、後述の記述との重複を避けたのであろう。その点では、本書は草稿的であるが、校訂者は文意の平易を撰んで、旧記を採択したものと思われる。

## 付記

### 神風問答第一稿

全集第二巻所収の右掲書は同解題に、「原写本 一卷」と見え、其後、「橘守部大人遺稿目録」に、「神風問答第一稿 守部自筆 闕一冊」と記されているが、現在、其所蔵を明らかにせず未見である。

全集によれば、巻尾に、

文化十三年八月廿五日集短楮記之

の識語が見え、巻首に、「立花庭麻呂」の署名がある。同解題に橘純一氏は「文化十三年は、守部三十六歳の年で、我が家に存する翁の遺稿の中、これが一番弱年の著述である」と述べられている如く、守部著編中、最も初期に属する遺稿となるのである。

本書は続く「神道弁」―文政三年―に先立つ一種の神道観に沿った国体論、国意考の如き習作的な小著である。凡そ

二十項目にわたる問答録の態をとり、片仮名交り文で逐次所論所感を綴っている。

前段、第一項目から第七項目までは、我皇国と異邦―主に唐土―との国体、国民性、国土、産物、など文物全般に亘る比較からみた皇国の優越性を披瀝したものである。云うまでもなく荒唐無稽な国学流な所感にすぎないが、その立論の拠点は、「都テ人ニ情意智ノ三」あり、「皇国ハ情実ノ国」にして、「漢国ハ意志ノ国也、西洋天竺ノ辺ハ智巧ノ国」であるとし、「漢学ハ情意智ヨリ出デ、疏通知達ニヒカレ、専ラ詐偽曲巧ニ移ル」ものであるに對し、「吾神典ハ、スベテ物ノコチタキ議論ハナクテ、専ラ公平ナル神随ノ事跡ノミ伝ヘ」たるところに異邦と本質を異にし、且つ皇祖神以来、万世不易の国体は、「是皆情念ノ誠ニ」基づきて、神の道の跡絶えせぬ処に存すると設定している。又、重ねて、中古以来、我に欠く異邦の文物の様々な渡来については、「是ヲ以テ先ヅ天下ニ普ク外国ノ有様ヲ巨細ニ見サシメ置キ」て後、異邦は「皆咸ク服事<sup>ツカヘマツ</sup>リ奉ルベキ」皇神の「深キ御思惟」にあると説明し、

サテ又神典ヲ窺フニ、国津神ノ外国ニ渡リ玉フコトコレカレ見エタレバ、国ハ悪シト云ヘドモ、彼モ猶神ノ修理シ玉フ国ニテハアル也。又カノ聖人仏ナド云フ世ニイト勝レタル人タチノ出タルモ、ナホ皇神ノ御靈ニヨレルナリ。摠テヨク思ヒ合スレバ、人コソシラネ天地ノ始メヨリ、終ニハ皆咸ク天ツ神ノ御国ニ伏ロフベキコトワリヲ、兼テ神ハ定メオカレタリケン。

と結語している。その所論は、そのままに「神道弁」の骨子となり、篤胤の神道観に依恃して、大己貴、少彦名両神の異邦経営の論述にと展じてゆくのである。

後段、第八項目から二十項目の問答録の主眼は、前段の情意智の論をうけて、「古昔ハ情也。後世ハ情意也。歌詩ハ情也。文辞ハ情意也。歌詩ノ内ニテモ、歌ハ情也。詩ハ情意也。歌ノ内ニテモ、本歌ハ情也。連歌狂歌俳諧ナドハ情意ナリ」とし、「今ハ専ラ其情実ヨリ生出ル歌ヨマズバ有ベカラズ」とし、「何事モ皆咸ク、カノ外国ノ風俗ニ移リ

来シ中ニ、歌ノミヒトリ穢レズシテ、高ク貴キ神代ノ心詞ヲ今ニ伝ヘタレバ、今ノ世ニテモ、猶ウルハシキ誠情忠志ヲ養ヒ育ツルモノ、是ヲオキテ外ニ物ナシ」と皇國の神隨の大道を學ぶ唯一の手段とも説く。そして、「歌ハモト誠情ヨリ出ル物ナルガ故ニ、サルアダナル物ノウヘニモ心ヲ留テ、物ノアハレヲ述ルナリ」と古今序の歌論に重合せて、宣長の所謂「あはれ」論を祖述して、歌の意義を述べるのである。その多くは宣長の歌論に依存模擬しながらも、猶注意されるのは、以後の守部の歌論の中核をなす、歌格の論と歌は謡ひものであるという緊密不離の論が既に此処に窺われるのである。即ち、

常ニ古ヘノ調ベヲ師トシテ、謡ヒ物ノ格ニヨム也。然スル時ハ、縦令詞ハ後ナリトモ、即テ古ヘノ歌トナル也。或は又、

其善惡ヲ知ランニハ、古ヘヲヨク見ザレバ知ラレヌ也。古ヘハ誠情ヲウタヒツル也。後ハ議論ヲ書キツゞリテ歌トハ云也。故ニ謡ヒタリシ古ヘノ歌ニハ、必其格アリ。其格ニヨク協ハザレバ、真ノ歌トハ云ヒガタカルベシ。紙筆ノワザトナレル後世ニ、好シト云ヒ惡シト云フ所、古ヘトハ大ニ異也。其大概ヲイハズ、古ヘハ実句、今ハ虚句、古ヘハ疊句、今ハ対句、古ヘハ短句今ハ長句、古ヘハ一意、今ハ多意、古ヘハ無絶、今ハ多絶、古ヘハ直体、今ハ倒体、古ヘハ調ヲ主トス今ハ意ヲ主トス、古ヘハ発語今ハ助辞、古ヘハ冠辞今ハ応語、古ヘハ序辞、今ハ帶語ノ類、勝テ計ヘガタシ。

と述べていることから、既に此期の守部の歌学はその国学にさきんじて一見識に到達していたことが確認される。尤も両年をおいて「万葉摘翠集」―文政元年―には、五種の句格―同解題参照―を、同期の草稿本として、「記紀歌集糾謬草稿」―同解題参照―に記紀歌、万葉古歌の句格十三種の簽別など相続く歌格の論を統稿しているのであるが、いずれ、守部の特色を發揮する異彩な三撰格、諸種の緊要、神樂催馬樂の解に結集する基盤が本書の中に見出されるので

ある。「皇国神随ノ大道ヲ学」ばんが為に、上古の古調を感觸することに、その主題を構えた、やや雜感的な壮年時の小品ながら、以後の守部著述上の一起点として、諸々の課題を提示するので、右記二点に絞り、後述の便と略述した次第である。

### 三 大道 弁

本書は未だ著述としては、片々たる多分に偶感的な域を出ぬ小品であるが、本書に続く「十段問答」二卷―天保十年成立―、「稜威雄誥」五卷―弘化二年四・五月成立歟―のさきがけとして、守部国学に沿った一種の神道觀と国体論、国意考を併置した所感を小編に綴つたものである。この期、年来の著業である「稜威道別」は、その草案本「温源録稿」総論二卷を脱稿し、次いで新稿に「稜威道別」を冠し、既に一部着稿の途についた、最も豊熟なる著作活動の余業として、その一端を披瀝するにおよんだのであろう。

三大道とは、その巻頭に「世間二道ハアレド、三大道ホドノ、巨大ナル道ハアラズ、三大トハ、所謂天命、幽明、鬼神ノ三ヲ云」と述べ、三種の標題の許に、儒・仏道と神道との懸隔を明示しようとする。先づ、儒家に於ける天命は、「其云ヘル所、天ハ只理也、天理ノ物ニ賦ヲ、命トスト云ガ如シ」とし、「天ノ理カ、理ニ非ルカハ、自モ知ラサレド」強いて理を立て推付けたものであると、以後の諸編に見る「人智の理」として天命を規定し、一方我神典に窺見する天命は高天原以来の諸神の坐ス所を天といい、其群神の「勅命」をば「天命ト云フ」と述べ、其は「神ナラスシテ、主知スル事ヲ得」ぬものであつて、普天にあまねく根元的原理であるとするのである。その神道、天命を支える背景を幽・顕、天・黄泉の神異なる靈域の神わざであると、「幽明」、「鬼神」の項に於て強説している。両項は、既に「温源録稿」卷二の「古伝の心得様の論」に見え、いずれ「稜威道別」卷二の神秘第五条「天・黄泉・幽・現・顕露

大意」の中に確立する所謂秘説の鍵鑰である。其の意味では本書は小編ながら古記典に処する守部の神道観の展開経過を極めて具体的に提示するものである。儒・仏に対す所論も国学者一般の拒絶的態度は尠く、寧ろ初期の著作である「神道弁」同様に寛容であり、儒・仏両道の受容意義をも説き、晩景の「稜威雄詔」の如き偏固な拒否感は見られない。

一例をあげると、

此三国ノ道ノ様ヲ考フルニ、日出ル方ニ当ル、皇朝ニテハ、専ラ天地開闢、神祇、幽明ノ上ヲ主トシテ伝レ之、日ノ中央ニ亘ル、漢国ニテハ、其始メ終リヲ不ズ言ハ、只人ノ道経レ世ノ事ヲ主トシテ教ヘ、日没スル方ニ当ル、天竺ニテハ、其初メ中ヲ不ズ語ラ、偏ニ冥ニ入ル、終リヲ主トシテ諭シタル、自然ト天日ノ運行ニ随ヘルモノニシテ、則又其二ノ道ノ、相共ニ皇朝ニ帰化セル、是レ勝テ尊キ、天照大神ノ国ノ、御徳化ニ依レル所也、カ、レバ強チニコレヲ忌嫌フヘキニ非ズ、縦ヤ其教ノ中ニ、吾皇朝ニハ、不ル応フサハ事ノ雜マシリナントモ、尊卑ト、風土トノ、差別ヲワキマヘテ取ラバ、姑ク神典ノ羽翹ト成テ、可ナルヘキモノニコソ

と、かく、その所感は大概穩当である。

概略如上の所論を俄かに寸著として早々に脱稿したのであるが、本書の執筆の動機には、又、

今ヤ二百有餘年来、天下平治ナルヨリ、文学ノ人往々出テ、益昇平盛徳ノ御代トナリ、文化ニ飽テ、華美ヲ窮メ、田夫野人ノ犢童マテモ、文ヲ学ヒ、章ヲ列ネ、詩歌ヲ賦シ、其言ヲ巧ニシテ、詛偽ニ移レリ、是時ニ於テ、幽冥ヲ顯ハシ、神祇ノ靈異ヲ重クセズンバ、治ヲ縮メ、平ヲ跛ン事、豈可キ畏ルノ甚シキニ非スヤ、夫周ハ、文ヲ以テ治ヲ久シクシテ、終ニ武ニ移テ、天下ヲ喪ヘリ、秦ハ戦国ノ後ヲ治テ漫ニ祭礼ヲ尊テ福ナク、二世ニシテ天下ヲ喪ヘリ、皆其次序ヲ失ルノ故也

と記すのは、強ちの文飾ではなからう。武にいて文をおもい、文に神をいたすは、鼎足の如く欠くべからざる必然と知り、華飾の世上を顧みて、他方に生ずる不安の予兆を思惟しての執筆でもあったのかもしれない。

蓋シ神ハ、武ニ移リ易ク、武ハ文ニ移リ易シ、只文ハ、其治ヲ久シクシテ、神ニ復シ難シ、神ニ復セサルトキハ、華美ニスギ、驕奢ヲマシ、色ニ耽リ、弱ニ流レテ、下ヨリ武ヲ萌ス、上慢リ、下暴ニシテ、終ニ大乱トナル……(中略)……是故ニ今ノ時ハ、彼ノ教ノ上ニ取テモ、神ヲ興サスンハ、アル可ラザルノ秋也、況ヤ我神国ニ於テヲヤ

と述べ、巻尾を締括っている。神ながらの幽明の道を説くに、敢て、異邦の理を以って結構しているのは、この時勢に対する警世の意図が、あるいは、其中心課題として胸裡をよぎったが故の小編著であったとも臆測されるが、いずれ、この主題は、「稜威雄詔」五巻に集成され、偏固な国学者流一般の著述となるのである。いずれにせよ、此小品の期頃までは、儒仏の典籍に対する柔軟な対処を以って享受し、寧ろ其点にこそ国学者一般と異質な対比を示していた如くである。本小編は「稜威道別」新稿着手の余暇に時勢に対する所感にもかられて、己が所信の一端を俄かに草したのであらう。現在に遺留する稿本は、次述する草稿本と、その浄書本の二本にすぎない。

本書の中には、その執筆時期を明示する年紀等はないが、書中には、「此等ノ事ハ、神典ノ解ニ詳ニ弁シ置タレド」などの記述も見え、その所論、叙述、引用資料等は全般にわたって、さきの「温源録稿」、「稜威道別」初稿本等とも重複するところが散見されるところから、大凡その時期は予測されるのである。高井浩氏は、吉田秋主宛守部書翰中註一に、天保七年十一月付書信には、時勢を警世した「独慨言」(現存せず)に続き、翌八年一月の書面には、「三大道弁あまり一寸したものに御座候へ共、是も少し入用御座候而稿仕候」と本書の脱稿を伝えている由である。「稜威道別」の成稿経過から推測しても、恐らく其頃の事であらう。同年二月に惹起する大塩平八郎の騒乱など、時代の聳動に



は、進んで慨世の長歌を詠ずるなど、<sup>註二</sup>それ相応の心構えが著作の上にも吐露せざるを得なかったのであろう。しかし、いずれにせよ片々たる小品であり、世上を憚ってか筐底にとどまり、又全集にも未載である。

三 大道弁 終稿本

自筆

三 大道弁 草稿本

自筆

天理図書館蔵

#### ○終稿本

仮袋綴、一冊。本文共紙表紙、竪二十四・三糎、横十七・一糎。料紙、薄様。字面高サ約十八糎。每半葉七行。本文墨付、三十四丁。

外題は表紙左肩に、「三大道弁」と自筆打付書きしている。内題、「三大道弁」と記し、その許に、「橘守部纂述」と自署する。

自序、年紀などはなく、三大道の標目を立て、即ち「天命」、「幽明」、「鬼神」の項を以って構成している。

本書は、次掲自筆草稿本の改訂を殆んど其儘に辿って繕写された自筆終稿本であるが、猶行間余白などに朱筆の補訂・塗抹など間々散見される。しかし、其後の浄書本の存在を聞かぬので、本書が最終稿となったのであろう。印記等も捺されず、偶感的な小品のひとつとして同家に遺留していたのであろう。

#### ○草稿本

仮袋綴、一冊。本文共紙表紙、竪二十四・五糎、横十七・三糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十糎。每半葉七行。本文墨付三十丁。

外題、表紙左肩に、「三大道弁」と後補。ペン書している。内題、「三大道弁」と記し、その許に、「橘守部草」と自署する。本書も又、執筆年紀などは誌されていない。

本書は前掲本の前稿、直接の依拠草稿本である。文字通り草稿本であり、墨・藍・朱三筆の補訂、改刪の跡が著しい——一部貼紙墨補訂も見ゆ。改訂は上記筆色の順序に三度にわたるものと推定され、その改訂に従い繕写されたのが前掲本である。その構成、「天命」、「幽明」、「鬼神」の三標目は云うまでもなく、その内容、叙述、辞句にいたるも、補訂に従えば殆んど同じくしている。浄書に際し、附訓、句点、多少の語辞の訂正を施したものにすぎない。草稿本としては、本書のほかに草本の所在をきかぬので、本書が「三大道弁」の初稿であろう。橘家の印記も前者同様に見出されない。

註一 高井浩氏「吉田清助秋主伝」——みやま文庫12「近代群馬の人々」(2) 昭和三十八年、「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究(五)・(六)」昭和四十二・三年。鈴木英一氏「橘守部」人物叢書。

註二 穿履集卷六雑下所収

## 附記

### 十段問答 二卷

本書は国学大系第十四卷「橘守部集」——太田善麿校訂——に所収され、同氏「あとがき」に、桐生市吉田家襲蔵自筆草稿本を底本とされし由、誌されているが、同家所蔵本は披見の機を得ず、又、他に所伝の転写伝本も管見に入らぬので、同氏解題と所載本文とに拠り、諸本解題の関連事項を以下に略述、追記する。

本書は「外題にもある如く、草稿本であつて、また完全なる推敲を経て」居らぬが、しかし「原文も全くの書き下しの下書きとは思はれず、更に終始朱で修訂を加へてあるのであるから、完成間ぎはの」稿本の由、記されている。

本書の成立に就いては猶詳かにしえないが、書中に「真清鏡」所引を以って天保五年以後とされ、又、上巻中に「其書の名は、稜威道別とぞいふなる。近きうちに、板にゑらせて、世に弘むべし。」の記を以て、「その完成の天保十三年にも近い頃であつたかも知れない」とされる。「稜威道別」完成を天保十三年とされるのはともかくとして、同書名の記により、同書諸稿本経過から見て「稜威道別」の題名を冠して以後の事は明らかである。その「温源録稿」から「稜威道別」への改題の時期は別記「稜威道別(稿本15) 解題」した如くに天保八・九年の頃であるから、同期以後となる。即ち、前掲「三大道弁」―天保八年―の後をうけて、「稜威道別」新稿着手後の途路に成つたのであろう。高井浩氏「吉田清助秋主伝」には、天保十年三月、「十段問答」稿本が秋主の許に送られてきた由、記されている。同家襲蔵の秋主宛書翰からの記述と思われるので、同年三月以前に書かれたのは確かであろう。猶該稿本と大系所収底本との関係は未詳ながら、同年初春頃を本書の執筆とみて然したる誤りはないであろう。

本書の内容については、既に太田善麿氏の解題に意を尽されているので参照されたいが、本書は、上下両巻を十段の問答録とし、上巻一段は、本居宣長とその学統に見る神道観、対異邦観に対する批判である。即ち、その所説に見る古伝説を含む記紀本文の没理、没我的享受に対する批判と、その対儒対仏両道に対する盲目的排除、拒否に対する批判の二項が、本書の主題となっている。前者は守部の所謂「談辞」―本書には「語辞」<sup>カタリゴトバ</sup>と記す―を以って、記紀のもつ伝奇的要因を指摘し、その本辞たる正文の理解に示唆を与えんとし、後者は、神風問答・神道弁・三大道弁の所説のひとつである、大己貴、少彦名両神の異国経営の論、記した如く、篤胤の所論に依恃して、神ながらの「幽深之<sup>フカキ</sup>致」<sup>ヘカリゴト</sup>を説き、徒らな排儒、排仏観を批判するのである。下巻は、いわば其各論とも云うべき項目を第二段以下十段までに述べたものである。「稜威道別」撰述過程に於て自覚、確信しつつある、神道観、国意観の如きを集成し、以って宣長とその学統に対峙せんと試みた所論であろう。しかしながら、この期には、「稜威道別」総論(稿本12)―天保

十五年五月―に始めて成る所謂秘説五ヶ条も熟さず、記した如く猶先人の論に俟つところ尠なからず、論述するところは猶やや粗略な所感の披瀝にとどまるといわざるを得ないのである。しかし、又、此時代思潮一般に見る無稽な国体観に迎合しながらも、後に結集する「稜威雄詔」五巻に比すると、対外観、対儒・仏観は先行三著と共に寛容にして、固陋な観点にのみとらわれる処はすくないと云えよう。いずれにせよ、これら諸編は、未だ神道観、国体観と称すべき著述としては其理論的背景を欠く点は否まれない。

### 稜威雄詔の諸本

夙に「神風問答」―文化十三年―、「神道弁」―文政三年―にはじまる守部の神道観、国体観は、「三大道弁」―天保八年―、「十段問答」―天保十年―を経て、次第に著述としての体裁を整えてくるのは概略既述した如くである。其後、畢生の著業である「稜威道別」十二巻の完結稿を目前にして守部の国体観を集約させたのが、本書「稜威雄詔」五巻である。本書は既に全集又国学大系等に詳細な解題と共に併収され、今戦時下、又大いに顕称されたところの編著であれば、重ねて今更に贅言すべきとも思われぬ。前掲四書との関りに一言すれば、前掲書は宣長学統に対する弁駁の書として、儒・仏両道、対異邦観を披瀝し、「幽深」なる皇神の異国経営を以って所論するのであったが、本書は、これを漢土一点に絞り、前者に比し、神代以来の邦国の真道を特に「雄詔」しようとして試みたものであり、前者とは稍趣を異にする厳しい排外的対決の姿勢に終始している。

その直接の弁駁の具体的対象として掲げているのは、太宰春台の「紫芝園漫筆」、羅山の「文集」、「燈下放言」、「佗山の石」等々であるが、その弁駁には、本書「大旨」に、

さてこをわきまふるに。御国の事よりも。から国の事をむねと引出たるは。かれに惑へる輩を。とくとてなり。

もとより彼に惑へる徒を弁へんとするに。御国の事のみいひしら<sup>へり</sup>は。先つ人々の論ひの欠たる一つなり。と誌し、真淵・宣長学統以下の国学者に於ける国体又は国意の論が、「多く肯綮に当らず、末節に拘泥<sup>註</sup>」するものとし、上記諸書に見る儒者の所論を詰責するのに、終始一貫して、正面きつて博く漢籍に拠点して反証を涉獵し、邦土の真髓を称揚している。本書は、国学者に見る従来の方法論とはうらはらをなす論証経過を辿っているところに、その特色をしるしているのである。云うまでもなく、今より見れば、邦土を顕称せんが余りに、その毀誉褒貶の対比は苦笑を誘うが如き、附会妄誕なる所論は随所に瞥見されるのではあるが、時代の趨勢としては寧ろ是認されねばならぬところであろう。とまれ、一国学者の著述としてみるとき、この外典の博引旁証には、無稽な強説も又、異色ある国体論として留意されるのである。

扱、現存の諸本では、斯道文庫蔵橘冬照・東世子両筆守部補訂本五卷五冊が最終稿本である。同稿本寸前の草稿本に天理図書館蔵自筆稿本五卷五冊が存し、前者は殆んど本稿本改訂本文に沿って繕写され、その後、僅かながらの自筆補訂が書入れられたものである。従って、両稿本には内容は勿論、語句上に於ても極く僅差な異同を散見するにすぎない。草稿本としては更に既に反故と化した原案本なども存したことであろうが、現在識られる稿本としては、刈谷市立図書館蔵村上忠順弘化二年筆写本卷之一の一冊本をとどめるのみである。同本も又前記両本と内容上に於ては異同する所尠く略同時期に成った稿本のひとつであろうと推定され、初稿本からの転写本とは考えがたい。そのほか、転写本七・八点を数えるが、いずれも前記斯道文庫本からの転写本である。しかし、これら転写本は斯道文庫本解題註二に附記した如く、守部補訂の一箇処を除き、すべてが同補訂以前の本文に従っている。「雄詔」卷之五巻尾に「彼ノ君をいたゞき神を尊み道を重みし国家の御為に忠誠を尽す腹心の門人ならては写す事も許サされと猶ことわりおおくになん」と転写を戒めているのも単に文辞の誇張ばかりでもなく、本書の主題の上からも限られた門人へのみ

許された書写本からの再転写、流布の如き経由があつたからでもあろうか。ともかく、署名も「別楠後身寸邑子」  
「武別後身寸邑子」などと、殊更に変名を構え、世上流布を多少とも憚りし故とも考えられる。

扱、本書の成立であるが、前記三本共に、その大旨末に「天保十年四月八日」の日付が見えるが、いずれも同期の著作とは認められず、同年紀は恐らく本書腹案時、あるいは原案草稿時期に遡つての日付であろう。守部常套の作意である。天理図書館本備考に追記した如く、高井浩氏の守部書翰の御調査により、更に数年を降る弘化二年四・五月頃の完成である。上記両三本も天保十五年七月頃から右年次頃までの稿本である。

註「橘守部全集首巻」解題

稜 威 雄 誥 五卷

橘冬照・東世子筆

斯道文庫蔵

袋綴、五冊。下辺に金砂子を散した淡褐色刷毛引表紙、竪二十四糎、横十六・四糎。料紙、薄様。字面高サ約十八糎。每半葉、大旨十二行、本文九行。細註双行。本文墨付、卷之一 五十六丁（柱に丁附す、以下同）―内、大旨二丁半、目録五丁半―、卷之二 五十二丁、卷之三 五十三丁、卷之四 五十丁、卷之五 四十二丁。

題簽、香色布目短冊（表紙左肩）に、「稜威雄誥 一（一五終）」と墨書。内題、「稜威雄誥卷之一（一五）」と記す。

卷之一の内題下に、「<sup>武別</sup>別楠後身寸邑子謹撰」の署名あり。<sup>註一</sup>「武別」の補訂は守部自筆の改訂である。

大旨末に、

……………（前略）……………此三つの尊き仰せことを。頭へにいたゞきて。凡て神ノ道に背け。国家の御為によからぬすち  
のうちの歎ともをおし（おしミセケチ）  
わかなき世の後に同じ心の人もあらは見せねとてわかのごすになん  
は。え憚りあへす。心にこめし事ともを。崩し出て弁ふるになん。見む人おほけなきつみは。なためてよかし。

天保十年四月八日

と日付を誌している。しかし、後述する如く、本書成立は、右年紀から更に数年後の弘化二年四月のことである。

本稿本は後掲天理図書館蔵自筆稿本「稜威雄詔」五卷五冊本の繕写本である。筆写者は、「橘守部大人遺稿目録」、「椎本文庫目録」に、冬照・東世子両筆とする如く両者の筆跡よりなる。仔細に見れば、卷之一・三は冬照、卷之四・五が東世子の手跡かと判別される。が共に守部筆跡を模し、極めてよく類似している。前稿本たる天理自筆本との関係より推測するに、天理本の補訂に沿いつつ浄書されたものであるうか、その際、恐らく傍の父守部の指示も多少介入したのであるう、天理本補訂とも相違するところも散見される。が、本稿本との間に自筆清書本が存しての転写一本ではないであろう。そのことは、本稿本には、両者の繕写の後、前記の署名・大旨にも見る如き、守部の墨筆補訂が処々に見出されることから、令写、補訂の経過が推測され、守部自らによる繕写改稿本の如きは存しなかったと思われるのである。この墨筆補訂は別註する二・三ヶ処を除き、数字以内の誤記訂正を主とするものである。そのほか、僅かに朱筆の補訂―誤字訂正・送仮名・返点などが瞥見される。が、それは恐らく全集刊行時に、天理本を参照しての訂正であろう。例えば、「牛金既枉一本(朱)杜枉一本(朱)了枉一本(朱)」、(卷一)、「如此枉一本(朱)狂言は」(同)などの朱校傍記は天理本に拠るものである。勿論別筆である。

従って、本稿本が、「稜威雄詔」五巻の最終稿本として、全集―第六巻所収―の底本となっている。各巻中には、ま  
ま附箋が貼付され、「コ、マデ再校閱」(卷三)、「校正刷三八八マデ編」(同巻)など朱註が散見されるのも全集刊行期のメモであろう。右記の守部墨訂はすべて全集本文となるべきものであるが、極く纒かながら全集未収のところも見出される。例えば、大旨に「信濃の人の。ますみの鏡など云あれと○それらはいつれも云々」の文中、○印箇処には「猶そこらの物らあれと／これらにこめて省ける也」と細記し、「分註に入へし」と附記しながら、全集は之を省略す

るなど、それである。既に事情は推測しがたい。そのほか、全集刊行の際、本稿本文と共に天理本、自筆草稿本を斟酌したものと思われ、同本本文に拠るところも又纒かに偶目される。

猶、本稿本を底本とする活字本は全集（第六卷所収）のほか、「橋守部集」（国学大系第十四卷所収）、「日本精神文化大系」六などがある。

印記、各卷第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

#### 転写本

○九州大学国文学研究室蔵 稜威雄誥 五卷 「橋本直香」筆。

袋綴、合二冊。鶯色布目表紙、竪二十三・五糎、横十六・五糎。料紙、楮紙、一部（卷之四）薄様を用う。字面高サ約十八・一糎（本文）。釈文一字下げ。每半葉、大旨十二行、本文九行、細註双行。本文墨付、第一冊 卷之一 五十六丁（柱に丁附す、以下同）―内大旨二丁半、目錄五丁半―、卷之二 五十二丁、卷之三 五十三丁、卷之四 五十一丁、卷之五 四十丁。

外題「橋本直香大人親写／稜威雄誥 一・二（三・四・五）」と打付書きしている。内題、「稜威雄誥卷之一（一五）」と記し、卷之一内題下に、「別楠後身寸邑子謹撰」と署名する。

大旨末には、

……（前略）……此三つの尊き仰せことを頭にいたゝきて凡て神ノ道に背け国家の御為によからぬすちはえ憚りあへす心にこめし事ともを崩し出て弁ふるになん見む人おふけなきつみはなためてよかし

天保十年四月八日

と、前掲斯道文庫蔵橋冬照・東世子両筆守部補訂本の改訂以前の大旨を以って結んでいる。



卷之五は四十丁裏二行に、

只いかにも論し直すやうあらざるは□□□□平田氏三字脱乃弟子等なり云々

を以つて終り、前掲斯道文庫本に見る「からうして一二人は直したれと今はとし老て」以下四十丁裏、四十一丁表裏・四十二丁表二行巻尾まで書き残している。いかなる理由か審らかにしがたい。

本書の筆写者は外題に「橋本直香」と誌され、又、両冊巻首に「晚翠婁図書記」の朱印が捺れているので、守部門の高弟直香の書写本と認めてよいであろう。各巻の丁数・行数・字詰等は前掲斯道文庫本と全く一致し、字高も殆んど同じくするので、影写に近き臨模本と推定される。しかし、右掲「大旨」末、署名は同本の補訂後のそれらと相違する如く、同本に見る守部補訂は卷之一・四十九丁の補訂一例を除き、すべて本書には書写されていない。一見、後述する同本の前草稿本である天理図書館自筆稿本からの転写本とも予測されるのであるが、仔細に両三本を比較すると、斯道文庫本に於て多少の改訂を経た本文を其儘に本書が本行に書写しているのを見ると、恐らく本書は守部の自筆訂正がすべて終了する以前に書写されたのであろう。補訂以前の稿本を書写し得る者としては直香の如き親密なる師弟関係なくしては出来難い事であつたらう。まして、「雄詰」の如き内容の書としては猶更のことであらう。本書の転写は右記の経過から見て、前掲斯道文庫本の浄書後、間もなくのことと推測される。以下に列記する諸本は皆本書の系統に属し、いずれも、守部補訂終了以前の本文に拠るものである。

猶、本書には書写後の誤字訂正、不審個所の指摘などを朱筆するところが僅かながら散見される。又卷之三には二ヶ処に「説苑」など引き関聯資料を補註している。後者は明らかに同一筆写者の書入れである。以上本書は書写の誤脱、脱、臨模一本であるが、まゝ附訓を省刪するところが偶目される。

印記、両冊巻首に、「晚翠／婁図／書記」の方形朱印を捺す。

○筑波大学総合図書館蔵 稜威雄誥 五卷 筆者未詳。

袋綴、五冊。淡茶色刷毛引表紙、縦二十四糎、横十七・九糎。料紙、薄様。字面高サ約十八糎（本文）。釈文一字下げ。每半葉、大旨十二行、本文九行、細註双行。本文墨付、卷之一 五十六丁（柱に丁附す、以下同）―内大旨二丁半、目録五丁半―、卷之二 五十一丁、卷之三 五十三丁、卷之四 五十丁、卷之五 四十二丁。

題簽、白紙短冊（左肩）に、「稜威雄誥 一（一五）」と墨書す。内題、「稜威雄誥卷之一（一五）」と記し、卷之一内題下に、「別楠後身寸邑子謹撰」と署名している。

大旨末は、

……（前略）……此三つの尊き仰せことを頭へにいたゞきて凡て神ノ道に背け国家の御為によからぬすちはえ憚りあへす心にこめし事ともを崩し出て弁ふるになん見む人おふけなきつみはなためてよかし

天保十年四月八日

と誌している。

本書も、前掲斯道文庫蔵橋冬照・東世子両筆守部補訂本系統の影写に近き臨模本である。しかし、前記〔橋本直香〕書写本と同じく、署名及び顕著なる守部補訂数ヶ処中、一例を除き、すべて補訂以前の本文に拠っている。〔橋本直香〕本との関係は推測しがたいが、守部書体をよく真似た臨模一本である。

印記、各冊第一葉に「会田幸成／蔵書之印」あり。

○東京大学総合図書館蔵 稜威雄誥 五卷 〔明治〕写 筆者未詳。

袋綴、五冊。花文空押丹表紙、縦二十三・七糎、横十六・二糎。料紙、楮紙、卷一に一部薄様を用う。字面高サ約十八糎（本文）、釈文一字下げ。每半葉、大旨十二行、本文九行、細註双行。本文墨付、卷之一 五十六丁（柱に丁附す、

以下同)―内大旨二丁半、目録五丁半―、卷之二 五十一丁、卷之三 五十四丁、卷之四 五十四丁、卷之五 四十四丁。

外題、各表紙左肩に、「稜威雄誥 卷一(一五)」と打付書きする。内題、「稜威雄誥卷之一(一五)」と記し、卷之一内題下に「別楠後身寸邑子謹撰」と署名している。

大旨末に、

……(前略)……此三つの尊き仰せことを頭にいたゞきて凡て神ノ道に背け国家の御為によからぬすちはえ憚りあへす心にこめし事ともを崩し出て弁ふるになん見む人おほけなきつみはなためてよかし

天保十年四月八日

と結び、日付を誌している。

本書も又、前掲斯道文庫蔵橋冬照・東世子両筆守部補訂本系統―前述〔橋本直香〕書写本の如きを原とする〔明治〕転写本の一本である。卷之一は薄様を用い、臨写に近いが、次第に崩れ、卷次を追うに随い各卷丁数に相違を生じている。本文に見る附訓なども、前者同様にまま刪筆するところが散見される。

印記、各卷第一葉に、「南葵／文庫」、「陽春／盧記」の両方形朱印を捺す。

○東北大学附属図書館蔵 稜威雄誥 卷之一・二・四・五 寄合書筆者未詳。

袋綴、四冊。第一・二冊は香色表紙、第三・四冊は鶉色表紙、竪二十三・三糎、横十六・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八糎(本文)。每半葉、大旨十二行、本文十行、細註双行。本文墨付、卷之一 五十二丁(柱に丁附、以下同)―内大旨二丁半、目録五丁半―、卷之二 四十六丁、卷之四 四十五丁、卷之五 三十七丁。

題簽、外題を欠く。内題、「稜威雄誥卷之一(一五)」とあり、卷之一内題下に、「別楠後身寸邑子謹撰」と署名す

る。

大旨末尾は、

……(前略)……此三つの尊き仰せことを頭へにいたゞきて凡て神ノ道に背け国家の御為によからぬすちはえ憚りあへす心にこめし事ともを崩し出て弁ふるになん見む人おふけなきつみはなためてよかし

天保十年四月八日

と、前掲転写本同様である。

本書も又、前掲斯道文庫蔵橋冬照・東世子両筆守部補訂本系統の転写本であり、同本の守部補訂以前の転写本からの書写一本である。同本と各巻丁数は異なるのは各葉行数の相違により生じたものであり、各行字詰などは同本とよく同じくすべく努め精写の跡が窺われる。

印記、巻首に「狩野氏図書記」印を捺す。

○西尾市立図書館岩瀬文庫蔵 稜威雄誥 五卷 久保季茲奥書本。

袋綴、五冊。茶褐色表紙、縦二十七・二糎、横十八・七糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九糎(本文)、釈文一字下げ。

每半葉、大旨・本文共九行、細註双行。本文墨付、卷之一 五十五丁―内大旨三丁半、目録五丁半―又、巻初表に「題稜威雄誥」一葉あり。卷之二 四十八丁、卷之三 五十丁、卷之四 四十六丁、卷之五 四十丁、巻尾に源季茲識語二葉あり。

外題、各表紙左肩に、「稜威雄誥 一(一五)」と打付書する。内題、「稜威雄誥卷之一(一五)」と記し、卷之一内題下に、「別楠後身寸邑子謹撰」と署名している。

大旨末には、

……(前略)……此三ツの尊き仰せごとを頭にいたゞきて凡て神のみちに背け国家の御為によからぬすぢはえ  
憚りあへす心にこめし事ともを崩し出て弁ふるになん見む人おふけなきつみはなだめてよかし

天保十年四月八日

と、前掲斯道文庫蔵橋冬照・東世子両筆守部補訂本の補訂以前「大旨」本文を以って結んでいる。

卷之一、第一葉には、

題稜威雄誥

森田道依

さいつるや戎の聖のさかしらを倭雄人の稜威雄誥

会田太直

をたけびてから困人の狂わざを打きためたる文や此ふみ

題此書撰者

同

真淵大人宣長大人のいさほしをあかぬか如く見しは何わざ

森田道依

ことさへく漢のさかしら糺しつゝ道の御祖に疎き心は

と「雄誥」とその撰者を題して詠歌している。詠者の一人道依は本書等の拠った書写本の筆写者である。

卷之五、卷末(四十丁裏)に、

右此本書者安政四丁巳年九月十四日奉仕武蔵／困府之齋場借於猿渡近江守藤原朝臣盛章翁而／農事暇每写之于時

至同五戊午年二月朔日夜写ノ之終同国入間郡下新井村之御民

森田道依

文久四年甲子春正月

木下繁道写

と記され、次の二葉に、

稜威雄誥を写し早て其しりへニ記せる詞

これの伊豆の雄誥は橘守部が書けるものなりとぞ然て皇国の尊く漢土の卑しき由を論ひ明めたる倭心雄々しくいとくめでたしされど最末に平田大人の事を論へるにはいみじき誤ありそは封禪書に健御名方神の事見えたり仲景は此国の人などいふ事平田大人の説にはすべて見えたる事なく思ふにこは仲景考本国考などの説其をなま／＼に聞はへり能もえしらすで妄語せしものなるべし抑人をそしらむとには能其実を知りてこそいふべけれ又知らずは知らぬまに／＼云はであるべきをかく妄語せるはいかにぞや又此書中に神代の事を学ぶは神秘口伝ありといひ或は神典は語辞幼語(談ノ誤カ)などありともいへるこは守部かみみしき私言なること眼あらむ人は誰も知なむ又県居鈴屋両大人の足らざるを補ふなど云るもいとにくし先に此大人等の出られずは此人もいかでかく漢のあしき事を悟らむやも或説に此書に守部が名は仮たれど他人の書るならむといへどいかゞあらむそはとまれ上にもいへるごとく毛呂胡鷗の風俗のあしかる由聖人といふものゝうへ又皇国の儒者等が僻見を論ひ糺せる杯は先大人等の説よりはいとくはしかれば「かく写し留めて初学のものによましめむとはすなり漢人国人をもて言を棄ずと云つれば他の事はあしとても其宜しきを宜といはさらめやも

かくいふは元治の二とせといふとしの／＼いやおひ

源季茲しるす

と誌している。

右記識語により、本書の転写経由は明らかである。即ち、安政四年、森田道依が武蔵国府の斎場に奉仕した際、藤

原盛章翁の所持本を借覧し、同五年二月に書写し、更に文久四年正月に木下繁道が転写したのが、本書の依拠本である。翌々年、元治二年三月、幕府医官源（久保）季茲が書写し、其巻尾に跋文を追記したのが本書である。但し、本書は右掲の季茲追記の手跡と、「雄誥」本文とは一見して書風を異にし、同人の一筆になるかを疑われる。臆測するに、其本文は人をして令写せしめ、追記のみを季茲が誌すところであつたらうかとも考えられるが、守部編著の転写本に屢々見られる依拠本模写の方法に従い、本文は木下繁道書写本を臨模し、追記のみを本人手跡にて記せしかとも想定される。猶言えば、季茲書写本を更に誰人かにより転写され、季茲追記を模写したのが本書であつたとも考えられ、其筆写者は未だ確認しがたい。

右に季茲の追記長文を全掲したが、「雄誥」巻之五末に記す「御国の学ひにもいとよからぬかある事」の記中、平田篤胤への批難に対する反論にはじまる守部批判の一般的所見を語るものとして参考までに掲出したのである。

本書は巻頭の「題稜威雄誥」の詠歌のほか、猶二種の書入れがある。

その一は巻之一、第二章に見える日漢の人口数を記するの条に、「○盛章按伊藤東涯盞簪録卷四云」と記し、漢土の口数をあげ、又、「盛章按大田南畝所蔵文化元年諸国人別帳ニ」とし、日域の口数を誌し比較する註文約一丁がある。盛章は右記識語に見える猿渡近江守藤原盛章である。後述無窮会神習文庫本にも転写されるところである。その二は、各巻上欄余白に、「古尋云」、或は無註記の朱筆書入れが散見される。それは過半、書写の誤脱を附記するものである。此註記の筆者は未詳である。

又、巻之四・十丁表は前葉裏の本文二字下げに書写され、上欄に、「右ノ行ト同シク天地ヲソロエテカクベキヲ此ヨリ異本ニテ模写シタル故ニ行並ソロハザルナリカ、ハルベカラズ」と記しているのが注意される。以下同巻は巻末まで二字下げに書写されている。欠巻を補填するに別本によつたのであろうが、本文は前掲斯道文庫本と殆んど異なる。

ところはなく、異本と云うにあたらず、同転写別本というほどの意味であろう。

猶右識語に見える藤原盛章・森田道依は「蒙古諸軍記弁疑」五巻の伝本筆写者として、国立公文書館・豊橋市立図書館・京都大学図書館の各所蔵本に名をつらねている。「雄誥」と共に安政五年森田道依が藤原盛章所持本を借覽して書写しているので、同時期のことであつたらう。

本書も又、署名を「別楠後身寸邑子」と記し、「武別」の改補と異り、右掲「大旨」末文も相違するが、既述した如く、橘冬照・東世子両筆守部補訂本が祖本であり、その補訂以前の流布一本の系統本である。但し、本書は原本に見る附訓を省略するところ多く、又、誤写・誤脱がまま散見される書写本である。

○東京国立博物館蔵 稜威雄誥 五巻 筆者未詳。

袋綴、五冊。丹表紙、豎二十四・一糎、横十六・五糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十七・九糎（本文）、積文一字下げ。每半葉、大旨十二行、本文九行、細註双行。本文墨付、卷之一 五十六丁（柱に丁附す、以下同）、卷之二 五十一丁、卷之三 五十三丁、卷之四 五十丁、卷之五 四十二丁。

外題、各表紙左肩に、「稜威雄誥 一（〵）」と打付書きする。扉題、同上、但し卷之四以下扉を欠く。内題、「稜威雄誥卷之一（〵）」と記し、卷之一題下に、「武別後身寸邑子謹撰」と署名している。朱訂署名によれば、「別楠後身云々」となり、前掲斯道文庫蔵橘冬照・東世子両筆本補訂以前の筆名である。朱校本文については後記する。

卷之一大旨の末は、

此間こゝにおいて。用捨勘弁詳にすへし。又「貼紙墨校異其余の幻惑咒行の道は必しも好て用ふへからず強て廃すべからず」

北畠准后ノ神皇正統記に。此国は神国なれば云々……（中略）……此三つの尊き仰せことを。頭にいたゝきて。

凡て神ノ道に背け。国家の御為によからぬすちは。ち（朱訂）え憚りあへず。ず（同上）心のうちの歎ともを。崩し出て「弁ふるになんわかなき



見む人おほけなきつみはなためてよかし(同上)  
世の後に。同し心の人もあらは見せねとて。我のこすになん

天保十年四月八日

と、朱墨両筆の校異を傍記又貼紙している。

本書は前記の如き校合本文を除けば、前掲諸本の中の斯道文庫蔵橘冬照・東世子両筆守部補訂本系統書写本であり、同本とは各巻丁数・行数・字面等、且つ其書跡も良く類似した影写に近き臨模一本である。

しかして、その校合本に就いては、まず、第一冊扉見返しに小紙片を貼付し、前掲岩瀬文庫蔵久保季茲奥書本の巻首に載する森田道依以下四首の詠、「題稜威雄誥」を移写し、又、附註巻之五巻尾には、同本の奥書、即ち、

右此本書者安政四年<sup>丁巳</sup>九月十四日奉仕武蔵国府之齋場借於猿渡近江守／藤原朝臣盛章翁而農事暇每写之于時至

同五<sup>戊午</sup>年二月朔日夜写／之終同国入間郡下新井村之御民 森田道依写／文久四年甲子春正月

木下 繁道 写(四十二丁裏)

を転写している。次いで次葉には、同本の末に見る、元治二年弥生源季茲の「稜威雄誥を写し早て其しりへに記せる詞」、約一丁半に及ぶ長文の追詞を転写し添紙している。その追文の末に、本書筆写者は、「右奥書ある一本を以て校合」と朱書していることから、本書の校合は、前掲本源(久保)季茲の書写本に拠るものであることが判明する。因みに、その校合は極めて丹念であり、本文行間に朱筆を以って傍記している。季茲奥書本の本文については前述したので省略するが、同書には、「題稜威雄誥」の歌詠のほか、猶二種の書入れが存し、其一は巻之一・第二章に見える日漢の人口数を記すの条に、「○盛章按伊藤東涯盞簪録卷四云」の記及び「盛章按大田南畝所蔵文化元年諸国人別帳」の記を所引し、同条を補足する書入れ約一丁を其儘に移写している。但し、同其二の、各巻上欄に散見する、「古尋云」又無註記の朱筆書入れは、僅か巻之一上欄の数ヶ処を除き、何故かすべてこれを省略している。が、しか

し、これは校者の恣意的な判断によるものと考えられ、本書は上述の如き、書写・校合の経過を辿った転写一本であると見るのが妥当であろうかと推定される。

印記、各冊後表紙右隅に、「徳川宗□寄贈」重郭朱印を附す。

附註 前掲本に記す「題稜威雄誥」第三首目の題詞「題此書撰者」を本書は誤脱す。

○無窮会神習文庫蔵 稜威雄誥 五卷 井上頼圀筆。

袋綴、二冊。縹色布目表紙、豎二十三・一糎、横十六・八糎。料紙、薄様。字面高サ約十九・七糎（本文）、釈文一字下げ。每半葉、大旨・本文共九行、細註双行。本文墨付、第一冊 卷之一 五十六丁（柱に丁附す、以下同）―内大旨三丁半・目録六丁半―、卷之二 四十八丁、卷之三 五十丁。第二冊 卷之四 四十六丁、卷之五 四十丁、季茲識語二丁。

題簽、子持杵付短冊（左肩）に、「稜威雄誥 上（下）」と墨書。内題、「稜威雄誥卷之一（一五）」と記し、卷之一内題下に、「別楠後身寸邑子謹撰」と署名する。

大旨末に、

……………（前略）……………此三ツの尊き仰せごとを頭にいたゞきて凡て神のみちに背け国家の御為によからぬすちはえ  
憚りあへず心にこめし事ともを崩し出て弁ふるになん見む人おほけなきつみはなだめてよかし

天保十年四月八日

橘 守 部

と、前掲斯道文庫本の補訂以前の「大旨」本文を記している。日付の許の「橘守部」の署名は原斯道文庫本系統にはなく筆写者井上頼圀の補記するところである。

卷之五末には、前掲岩瀬文庫本の卷尾に附記されている「稜威雄誥を写し早て其しりへに記せる詞」を二葉にわた

り臨模し、

……かくいふは／元治の二とせといふとしの／いやおひ／源季茲／しるす  
と同じく記している。

右追記の前葉（四十丁裏）には、岩瀬文庫本巻首に書写されている道依等詠題歌につづき、同季茲歌を並記している。即ち、

サエツルヤ我<sup>カラ</sup>ノ聖<sup>ヒシッ</sup>ノサカシラヲ倭雄人ノイツノヲタケヒ

道依

ヲタケヒテカラ国人ノタワ、サヲ打キタメタル稜威雄誥

太直

マフチウシ宣長大人ノ功シヲアカヌカ如クミシハ何ワサ

石満

コトサヘクカラノサカシラ糺シツ、道ノ御祖ニウトキコ、ロハ

道奴

シキシマノ大和心ヲタカヘシト神ニチカヒシ心細クモ

道依

動ナク靈ノ真柱ツキ立テヲタケヒツツモ写スコノ書

同

いとまなき人にはちらひわれも又雄誥しつゝ写す此書

こゝはくの過はあれと雄誥のいさをはいかてめてさらめやも

神の道とき曲しかといとよくも見明めつるからのひか言

人をもて言をはすてしふりおこす功はしるきいつの男建

花の色の常はにははぬ橘も此男建ひのかくはしきかな

季茲

といささか幼稚な歌を陳ねているのはともかくとして、本書の転写経由を提示するものである。即ち、前掲岩瀬文庫本と極めて類似する森田道依書写本から久保季茲転写本への経由である。しかしながら、不思議なることに、岩瀬

文庫本に記す道依等歌は四首であるに對し、片仮名表記と異り、且つ六首を転写している。詠者名も又一・二相違する。更に又、本書では岩瀬文庫本に見ぬ季茲詠五首を追記しているのも、同本が季茲奥書本であることから解せない事柄である。岩瀬文庫本が季茲筆写本であれば、右詠五首は当然書写されていたであろうから、やはり同本はその転写本であり、右掲歌を何等かの理由で刪省でもしたのであるうか。猶確認しがたく参考までに掲出したのである。

又、本書は森田道依本の拠った藤原盛章所持本の系統であったことは、卷之一の巻尾に、「盛章按伊藤東涯盍簪録卷四云」以下の註文を転写していることから明らかであり、前掲岩瀬文庫本と祖本を同じくしていることが判る。

本書の筆写者、井上頼圀も又、欄外・余白などに主に朱筆を以って書入れているが、その中に、卷之五末に朱細註して、

頼圀云此書武蔵圀多摩郡府中猿渡盛章蔵書ナリシヲ同圀入間郡下新井村森田道依借得シヲ同郡本郷村木下繁道写  
ツルヲ写セシニ四之卷欠テ不能写然ルニ既ク森田氏ノ写セル本ヲ幕府医官久保季茲主写持レシヲ借テ写シ補ヘリ  
且此本ヲ以校合セリ又往々本書ニ校テ改メタルモアリ

と誌しているのが、本書の経由は更に明らかである。即ち、盛章所持本を道依が書写し、更に木下繁道が転写した本により、井上頼圀が書写したのが卷之四を除く四卷であるというのである。前掲岩瀬文庫本に見る安政五年森田道依・文久二年木下繁道両奥書に見る内容と全く同じくするが、何故かそれを書写せず右の如くに附註するにとどめているのは釈然としがたい。卷之四は久保季茲書写本を以って補い、同本にて他巻を校合せる由を記し、事実、他巻全般に校合の跡をしるしている。季茲の記の臨模もその一つであろう。しかし、猶不審なのは、「既ク森田氏ノ写セル本」を季茲が直接に書写したと記しているのは、岩瀬文庫本の奥書からして理解しがたい。卷之一巻末上欄にも、

頼又云森田氏ノ不レ写前ニ木下氏ノ写サレシナラム其後ニ森田氏ハ写サレシナリソヲ久保主ノ写サレシ故異同ア

ルナリ

とも朱註しているのを見ると、井上頼圀の依拠した木下本には安政五年・文久四年の書写経過を誌す奥書はやはり存しなかったと見るべきであろう。頼圀の錯誤とは思われない。とまれ、頼圀の拠った両本は盛章所持本に源を發し、又、岩瀬文庫本も又、同一本でありながらに、かく異同の生じ来り、両三本の関連に於て猶釈然としがたき諸点が見出されるのである。未詳なるままに附記するにとどめる。しかし、本書は右記した如く不審の諸点はともかくとして、盛章所持本の系統本として内容上に於ては同一系統本の転写であることが判る。

井上頼圀による本書の書写は卷之一に見える朱書入れに、「明治己卯九月以静幽堂叢書所収訶純一校用駢墨前校別焉」などと誌しているので、明治十二年の頃の事であろう。「雄誥」所引資料の校勘には墨筆を用い、季茲本の校合には朱墨を以って校註している。右述した如く、両本は転写の間に既に相当の異同を派生しているのである。

井上頼圀書入れの中で、「大旨」末の年紀の許に、「橘守部」と署名を記し、

源井上頼圀云原本此名无レド此書ハ守部ガ著書ニテソガ門人ノ方ニテ一覽セシ事アリ又篇中日本紀釈トイヘルハ稜威ノ道別ノ事ナリ即五卷印行セリ其説ノ甚拙キ由ハ予カ折橘ニ論ヘリナホ守部ガ撰ナル証ハ山彦冊子稜威言別ニイヘリトアルニテ論ナケレバ此処ニ名ヲ著シオケリ此書原ハ野中ノ清水ト題シテ二卷ナリシ由或人ノ説ナリ何レニモ盜説多シ

と朱註している。「雄誥」の署名を拵えて世に流布するところから、季茲の識語にもみる如く、守部作者説に猶疑義が存し、頼圀が篇中の守部著述により明示するのを思うと、意外に此変名は有効であったのであろう。又、右註記中、或人説として、「雄誥」の原案を「野中ノ清水」二巻と記しているのが注目されるが、現在其書の伝存を確かめえない。未詳のままに識者の御教示を俟つものである。本稿末「補記」参照。

印記、各巻巻首に、「井上頼圀」、「井上氏」の両朱印を捺す。

註一 全集解題によれば、「著者の署名『武別後身寸邑子』又、家にある一本には『別楠後身寸邑子』といふのによれば、楠氏の子孫（守部翁の生母は楠氏であるといふ）といふ意味であらうか、どうも此の号は何処から出たかわからない。或はかういふ弁難の書であるから、憚る筋があつて変名を用いたものであらうかとも思はれるが………とにかく此の武別云々の署名は、守部の著作中、此の書より外にはない。」と誌されている。其後、高井浩氏の守部書翰御調査の結果、弘化二年四月二十七日付吉田秋主宛の音信に、「さして憚る事もなく候得共、林家の書多く引候故、しはらく拵名をしるし置申候。別楠ハ、別ハ清麻呂朝臣、楠ハ何内守、寸邑は守の下部の右をとり、分而作り申候。御一笑可被下候。」とある由、拵名の意は判明した。「武別」は高井氏の述べられてるように「武は武江または武蔵の武」であろう。右書翰にも見える如く、林家の書を多く引いての弁難の書であるが故に多少の憚りを危惧しての変名であつたらう。が、直接の動機には、此天保期の末にかけて、神道家井上正鉄、賀茂規清などの遠島、平田篤胤の国元追放などの時勢に鑑み、幕府政道の忌諱にふれるを避けての変名であつたかもしれない。巻之五巻末に、「御国の学ひにもいとよからぬかある事」の一章を、ことさらに設け、平田篤胤の学統を指弾、峻拒しているのも故なくはなからうかと思われる。

1 高井浩氏「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究(四)」

2 太田善麿氏編「橘守部集」―国学大系第十四巻―同解題

註二 前掲「大旨」に見るが如き、比較的顕著な自筆補訂は以下の如く僅かな数箇処にすぎない。

- (一)……是レ本を失ふの理にあらすや。此間において。用捨勘弁詳にすへし。其余の幻惑咒行の道は。必ずしも好て用ふへからず。強て廃すへからず。」又北島准后ノ神皇正統記に(巻之一・三才)
- 凡て彼土には執ル政ヲ人に如此(カ)ル悪行の常多かる
- (二)宰相の子たる者の我が生の母を殺せりいかなるたふれ心にか其死骸を又世に憚りもせず弃レ市たるを以て見れば云々(巻之一・四十九ウ)

(三)先ッ此大地は繩を以て釣たるにも非ず台ありて架たるにもあらねど大空に、浮居て、隨ることもなく、彼ノ日輪は、むかしより遙碧(ハルカソラ)を周て云々(巻之五・四ウ)

以上三例はすべて其塗抹・補訂に従い全集は本行としている。又、上掲(三)を除き、塗抹・補訂以前の本行は記した如く後

述天理図書館蔵自筆本の本文である。(二)の補訂は既に天理本に見え、本稿本では冬照が其自筆本のままに転写したものであろう。従って、本稿本の転写本では前述した如く(二)の補訂はそれに従い本行とするが、他二例又大旨末などは改訂以前の本文に拠っている。

稜 威 雄 誥 五卷

自筆

天理 図書館 蔵

袋綴、五冊。縹色布目表紙、竪二十三・三糎、横十六・三糎。料紙、杉原紙。字面高サ約十八糎(本文)、釈文一字下げ。每半葉、大旨十二行、本文九行。細註双行。本文墨付、卷之一 五十六丁―柱に丁附す、以下同。但し本卷誤記あり、大旨・目録「一〇八」、本文「五〇五十二」と附す、卷之二 五十一丁、卷之三 五十三丁、卷之四 五十丁―但し丁附誤記あり、即ち、「一〇十八」、「十四〇十九」、「廿五」、「廿一〇四十五」、と記すも誤綴ではない。草稿本として旧稿・新稿の入りまじれる故かと思われる。卷之五 四十二丁。

題簽、万葉集要解等に貼付されている自家用の単郭付刷題簽、上辺小枠に「池庵」、下辺小枠に「文庫」と印刷している。郭内に「稜威雄誥稿 一(一五終)」と自筆墨書する。内題、「稜威雄誥卷之一(一五)」と記し、卷之一内題下に、「別楠後身寸邑子謹撰」と自署している。署名「別楠」は上掲終稿自筆補訂本以前の変名である。

大旨末に、

……………(前略)……………此三つの尊き仰せことを頭へにいたゞきて凡て神ノ道に背け国家の御為によからぬすちはえ憚りあへす心にこめし事ともを崩し出て弁ふるになん見む人おほけつみなまつみははよくなためてよかし

天保十年四月八日

と、前掲終稿末の補訂以前の文辞を以って結んでいる。年紀は又前者同様である。

本稿本は前掲斯道文庫蔵冬照・東世子書写・守部加筆終稿本の自筆前稿である。全巻にわたり墨筆の補訂—僅かながら朱訂も交える—の跡が散見され、殊に、巻二・四・五など頭著である。そのほか屢々押紙が貼られ、改補・訂正など指示している、草稿本である。前掲終稿本は既述した如く、本稿本に拠って繕写されたのであるが、それは、右記墨訂と一部附箋改訂とに沿い、殆んどその儘に清書されたものであつて、終稿本に於て新たに改訂される処は既に極めて纒かである。恐らく先に想定した如く、老父守部の指示に従い、いささかの改補を施しながら、冬照夫妻の手によつて終稿本が完成の運びになつたのであろう。その意味では、本稿本は実質的な自筆終稿本ともいいうるものである。全集同解題に「家にある一本」とは本書を云うのであろう。又、全集刊行の折には、前掲本と共に本稿本も又斟酌されたであろうことは、わずかながら本稿本文とおぼしきにより採られた処が見出されることによつても判るのである。

現在「稜威雄詔」五巻の現存自筆本は前掲補訂本との二本をとどめるにすぎず、記した如く、いずれも終稿本である。本書の成立が、右大旨末の年紀を更に数年降るとすると、右年紀は初案本・初稿本などの日付を推測させるのであるが、現在、本稿本以前の自筆旧稿の存否を聞くところでない。しかし、次述する刈谷市立図書館蔵村上忠順書写本（巻之一）は前記両稿本寸前の転写稿本として留意されるのであるが、これも後記する如く終稿本に近く、右記年紀を同様に降るものである。

猶既述せる無窮会神習文庫蔵「稜威雄詔」五巻二冊の井上頼圀朱書入れ—大旨末日付下にあり—に、「守部ガ撰ナル証ハ山彦冊子稜威言別ニイヘリトアルニテ論ナケレバ此処ニ名ヲ著シオケリ此書原ハ野中ノ清水ト題シテ二卷ナリシ由或人ノ説ナリ何レニモ盗説多シ」（傍点筆者）と附註している。頼圀書入れによれば、或人説として、本書の原案を「野



中ノ清水」二巻としている。しかし、此「野中ノ清水」二巻は、現在守部編著稿中に見出すことが出来ない。又、「盗説多シ」などと殊更に附註しているのでもあるが、あるいは、本書同名の別人編著などのことも又予想されもするが、猶該当する著作を寡聞にして知るところでない。やはり素直に守部の原案としての「野中ノ清水」なる旧稿の伝存を風聞せるものであったと解すべきであろう。未詳のままに附記して後考を俟つことにする。本稿末「補記」参照。印記、卷之一巻首に「椎本文庫」朱印を捺している。

#### 備考

本書の成立に就いては、前掲両稿本―橘冬照・東世子両筆本・守部自筆本―の「大旨」に、「天保十年四月八日」と誌すのであるが、この年紀は、本書の草案・腹案などの時期に遡って記述されたものであり、両稿本成稿の年次は更に六年後の弘化二年四月にまで降ることが、高井浩氏の守部書翰の調査から明らかにされた。<sup>註一</sup>高井氏の所引される吉田秋主宛守部書翰には、先づ、天保十四年十一月四日付書信に、

是より彼神異例一寸とも清書いたし、それを仕廻次第、先、世上之儒者共を閉口さする書をつくらんの積ニ而水戸様松木様等へ色々書を借ニ出し申候。

と誌し、同年十二月十五日付書信にも、

儒者閉口之著作も初めかけ候所、先達而<sup>(秋主)</sup>歸郷後認候神異例前後いたし分りわろき所見え候ニ付、今一本清書して、其濟次第と少し延し、其間ニ見合之書共集居申候。

と記す。続く同十五年一月二十日付書信には、

此春は早々漢意を驚候書可作之所、見合之下本兎角集りかね、諸家御取込にて余延候ニ付、先其間、記伝概言之再考清書にとりかかり申候。

更に、同年七月十九日付書信に、

先日も申上候神典之難きふしぶしも發明漸今年ニ至清書ニかかり候。……………(中略)……………漸此節惣釈神秘口伝之八ヶ条二卷別本及出来候間、浜女ニ申付写し可差上渡候共、真字多きニ当惑いたし居候様子ニ御座候。……………(中略)……………これらの清書次第、儒者閉口之書ニ取かかり可申候。今年より三ヶ年中二者、皆悉一生之著述清書成就いたし可申と大ニ勢ひ出申候。

と誌されている由である。「儒者閉口之書」とは、以下書信に見る如く「稜威雄誥」を指すのであろう。天保十四年歳暮より、本書着稿にあたり参照資料の蒐集に労苦する様子を書きとどめている。右掲書信中、「漸此節惣釈神秘口伝之八ヶ条二卷別本及出来候間」と記しているのは、斯道文庫蔵「稜威道別」総論・卷四・七の自筆稿本(稿本12)を云うのであろう。「神秘口伝之八ヶ条二卷」は旧稿「温源録稿」二卷惣論の後をうけて、定稿本「稜威道別」総論の基礎となる草稿本であるが、同書卷一末の識語には「天保十五年五月廿五日」と見え、右書信と相符合するのである。前掲天理本・斯道文庫本にも「註の総論に委しくことわりつれと」(卷二)、「書紀の総論に心の及り限りを考へて委く論しおきつ」(卷五)と記すのもそれであろう。「稜威道別」、「難古事記伝」、「神異例」等の改稿、成稿と、共に歩を進めながらの資料整備の時期であったのであろう。

翌弘化二年四月某日付書信には、

儒者閉口之書一心不乱と取かかり、一日も早く認上候而昼夜それに斗心尽し申度候。やうやく此節稿本出来候へハ、今一度見候而五月迄ニはさし上可申候。至而宜敷出来候而御国学之六韜三略卷ニ有之候。五卷ニ候得共、楷書多候而写しニも中々鳥渡とは参不申候。

と、「稜威雄誥」五卷の成稿を告げ、「御国学之六韜三略」と自画自讚しているのは微笑ましいが、此音信に云うのが

現在の天理図書館蔵自筆稿本のことであつたらうと推測される。記した如く、この天理本と斯道文庫蔵冬照・東世子繕写本とは既に内容は殆んど異るところがないので、この年紀が、「稜威雄誥」五巻の事実上の完成といえるのである。続いて、同月二十七日付書信には、

益御機嫌よく入らせられ大慶至極に存候。当方平安御休意可被下候。

兼々御噂仕候いつの雄たけび先二冊出来候ニ付呈上仕候。全部五冊一所ニ帙付候而さし上候積の通之所、とかく云々……………(中略)……………先、二冊上候義ニ御座候。六月の比ニは又認、三冊可差上候間、夫迄之間此二冊よくよく御熟覧可被下候。

此書御国の事よりも唐土の事を委しくしたためし故、なまじに書物の上にて漢学するよりも、此五冊をよく見れば、からの事ハ委しく分り候へハ云々

と、完成した「稜威雄誥」五巻のうち二巻を秋主に送付している。書面の中に、「御国の事よりも唐土の事を委しく」と本書の内容に触れているが、その大旨に「さてこをわきまふるに。御国の事よりも。から国の事をむねと引出たるは。かれに惑へる輩を。とくとてなり」と記す本書の趣旨を先ず語りかけたのであろう。同書信には続けて署名を変名して誌す理由(前記註一)などをあげ、次に、

是は何より大切の書故、人手ニかけ不申、私一筆ニしたため申候。人出入多くよくかけ不申候得共、先、落字なきようニ少々守り申候。長く御秘蔵可被下候。愚老一生の魂は此書ニ半分、神典ニ半分入尽し申候。

と誌されているという。そして、同年五月十六日付書信に後の三冊を送付した由の書信を見るところである。吉田秋主に送った自筆副本は現在同家には存せず未詳の様子である。本書につき「愚老一生の魂は此書ニ半分、神典(稜威道別)ニ半分入尽し申候」と結んでいるのは、多分に誇張するところであろうが、漢籍の涉獵には従前の著述と異

る困難が多々生じたことであろう。

扱、前掲両本は右記した如き経過のもとに踵を接し稿本を完了したのであるが、両稿本「大旨」の奥に誌す「天保十年四月八日」の年紀は何の日付を指すのであろうか、現在、管見する伝存稿本には、両稿本以前の草稿本は存せず、ただ旧稿本、初稿本などの執筆時が臆測されるにとどまる。高井浩<sup>註二</sup>氏は「守部は天保十年三月に十段問答という本を書き終えたが（天保十年三月十四日付きの手紙に見える）この十段問答は内容的に雄誥と深い関係がある。だから十段問答を書くあいだに執筆に着手し、まだ終わらぬ先に天保十年四月八日と日付けをいれた」と想定され、「稜威雄誥」の事実上の完成弘化二年四月某日、（前掲書翰、某日は書面中より八日を推定）の四月某日に関連させ、「この四月八日を最初粗稿を書いた頃おいに配合して天保十年四月八日という日を定め、これを作成年月日としたのが実際のところではなかったかということである」と推理されている。其真偽は猶未詳というほかはないが、守部著述に屢々見る初稿腹案時を以って記す諸例同様であったらうと考えられ、本書の場合も旧稿本或は草案など企劃の時期に遡らせての年紀であったらうかと推測されるのである。あるいは、その草案は、前記した無窮会神習文庫の井上頼圀書入れに、「此書原ハ野中ノ清水ト題シテ二卷ナリシ由或人ノ説ナリ」と記す、其書などであったかもしれない。しかし、記した如く、守部編著の中には、「野中ノ清水」なる書名本は未だその所在を聞くところではない。本稿末「補記」参照。

註一・二 橘冬照・東世子写「稜威雄誥」解題註一・一 同掲書。

稜 威 雄 誥 存卷之一

村上忠順筆

刈谷市立刈谷図書館蔵

袋綴、一冊。縹色布目表紙、縦二十四・三糎、横十六・七糎。料紙、柱に「村上氏蔵板」と刻記する十行野紙。匡郭

単辺、豎十九・四糧、横十三・九糧。釈文は一字下げ、細註双行に記す。柱に丁附あり、大旨・目録「〇一（〜八）」、本論「〇一（〜三十四）」と記す。

題簽、白地単郭付短冊（表紙左肩）に、「稜威雄誥 一」と墨書す。内題、「稜威雄誥卷之一」と記す。但し、本書には「別楠後身寸邑子謹撰」の署名を欠いている。

大旨末は、

……（前略）……此三つの尊き仰せことを頭にいたゞきて凡て神ノ道に背け国家の御為によからぬすちはえ懼りあへす心にこめし事ともをくつしいてて弁ふるになむみむ人おふけなきつみはよくなためてよかし

天保十年四月八日

橋守部

と、前掲天理図書館蔵自筆稿本の訂正前の文を以って結んでいる。署名に「橋守部」と記しているのは不審であるが、忠順の補記とも思われず、天理本以下に見る「別楠後身寸邑子」の拵名以前の記名であろうか。

本書の書写年記は卷末「野紙柱上辺」に、

弘化二年乙巳五月七日写之

と忠順が細書している。

本書は卷之一のみの転写本であるが、本書の依拠本も又自筆原本も現在伝存することを聞かず、本書が以下に記す如く、前掲天理本の寸前の稿本である点、「雄誥」の稿本過程上留意される伝写本である。

本書を天理本と比較するに、「大旨」、「目録」は天理本に見る纒かの訂正を除き殆んど異るところはない―但し、卷之三、第六章目録に依拠本の不明箇処か余白とすると数ヶ処、目録末追記結文を相違する―が、本論に入ると、天理本に於て、数行内外の補訂―二・三ヶ処に半葉に及ぶところあり―細註の増補、文辞の斧正などが散見される。しかし、内容は

もとより、所引資料、叙述順序の改変は全く見出されず、天理本に隣接する前稿本である。記した如く、本書は孤本であり、以下各巻の転写本の存否は知るべくもなく、又、当然の事ながら自筆稿本の続巻も臆測すべくもない。が、目録に見るかぎり巻之五にいたる細項目を、然かも天理本と殆んど同様に記しているのをみると、既に天理本の結構を持つ稿本として準備されていた時期であったことが推定される。続巻の成否はともかく、その点でも本書の原本は、寸前の稿本であったことが判る。

従って、その稿本の執筆時期も前掲天理本と踵を相接する頃のことであろう。本書の書写が弘化二年五月であるので、勿論、それ以前であるが、上記備考に記した吉田秋主宛書翰から、天保十五年七月十九日に「雄詔」の着稿の由を書信しているので、其頃と推測するのが妥当であろうか。又、弘化二年四月二十七日書翰に、「雄詔」二巻を送付し、その著者名―即ち拵名「別楠後身寸邑子」について説明しているので、本書の署名「橘守部」と記すところから、此署名改変以前のこととも想定され、前記天保十五年七月の書信の頃を本書の着稿期と推測しておくことにする。

本書の筆写者、村上忠順がどのような経路により本書を、此弘化二年に書写することとなったかは審らかにしがたいが、「雄詔」終稿本の成稿時に此旧稿を転写しているのを思うと、一部門弟の許には、既に尠くとも巻之一の一冊は書写され、相応の評価のもとに流布した事実などがあつたのであろう。

印記、表遊紙に「村上文庫」朱印、第一葉に「大正記念／藤井図書」印が捺されている。

### 歴朝神異例の諸本

「稜威道別」成立の途路に於て、守部国学の方途はその理論的規範を大略に形成しつつあつた天保十四・五年の間、本書七巻は、時勢の国学の昂揚期と相俟つて、古史典の中に奇しき神の歴朝靈異を纂輯し、以つて神ながらの皇道を

顯示せんとしたものである。「道別」に説く秘説五条は、就中第三条「稚言談辞弁」<sup>ワサナゴトカマリゴト</sup>と第五条「天・黄泉・幽・顯露大意」<sup>アラハレ</sup>の二範疇に集約され、前者は古史典の分析的方法論であるに對し、後者は幽・顯の兩界に交感する神々の發顯の姿であった。前者の分析を俟って捉え得た史典の眞實は後者の規範によつてはじめて神々の実体を認識し得るものと確信するにいたつたのであろう。その認識の尤も顯著なる契機は神々の靈異に拠つて認知される神異の諸々の現象である。本書編述の用途は恐らく奈辺に存したのであろう。

本書七卷の卷次第は、卷一天照大御神ノ靈異、卷二内侍所ノ神鏡ノ靈異、卷三熱田ノ大御神ノ靈異・八坂瓊ノ曲玉ノ靈異、卷四天皇皇祖神ノ靈異・八幡ノ大神ノ靈異、卷五罰<sup>ツ</sup>夷賊<sup>ヲ</sup>ノ神ノ靈異、卷六修理<sup>ツ</sup>国土<sup>ヲ</sup>ノ神ノ靈異・臨<sup>テ</sup>事<sup>ニ</sup>護助<sup>ツ</sup>神ノ靈異、卷七諸ノ神ノ雜ノ靈異・崇<sup>ツ</sup>答<sup>ツ</sup>諸ノ神ノ靈異・忿<sup>ツ</sup>罰<sup>ツ</sup>諸ノ神ノ靈異、の十二編目より成る。本書卷次第の追記に、「しはらくかくは分ちたれと、時々に顯れ給ふ、靈異なりければ、本より何の靈、くれの靈と、きはやかに、分ち得らるへきに<sup>くも(朱)</sup>あらず、こはた<sup>さりとて(朱)</sup>ひとつらにかきならへむも、見む人あきたかりなんとて、しひてわか<sup>ちてこゝろみ</sup>つところ<sup>なり</sup>」(自筆終稿本)と、諸靈異の類別しがたきを分註するのであるが、各卷主題に照らすと、卷一〜三(卷四の一部を含む)と卷四〜七の前半と後半とに概略し得るのである。前半は天照大御神靈異と三種神器の靈異と、未だ幽界に属する靈異の考輯である。後半は前者に對する、八幡神靈異以下、忿<sup>ツ</sup>罰<sup>ツ</sup>諸ノ神靈異まで、いわば顯露の界に現れ給う皇祖神・諸神の靈異・靈驗の諸例考証であつて、前者と共に、幽・顯兩界の交感と顯露を古史典の中に撰輯して、奇しき神の姿を広く啓蒙せんことを期している<sup>二</sup>と見るべきやと推量されるのである。配するに永きにわたる佞佞、拝儒の邪説を排逐し、神ながらの道を史実のなかに検証を期するのである。その是非は既に記すまでもないであろうが、それはやはり、守部国学の持つ古史典觀の具象的展開の一端でもあつた。

その稿本は、現在、次掲諸本を管見する。

一 (イ) 終稿本

歴朝神異例 七卷 自筆 七冊 国文学研究資料館蔵

(ロ) 転写本

歴朝神異例 卷一・三・七 筆者未詳 六冊 静嘉堂文庫蔵

歴朝神異例 七卷 筆者未詳 二冊 神宮文庫蔵

歴朝神異例 七卷 [明治]写 筆者未詳 二冊 斯道文庫蔵

歴朝神異例 七卷 常世宣教大講義生令写 二冊 国立国会図書館蔵

歴朝神異例 七卷 筆者未詳 四冊 国学院大学図書館蔵

歴朝神異例 七卷 筆者未詳 七冊 多和文庫蔵

歴朝神異例 七卷 村上忠順筆 四冊 刈谷市立刈谷図書館蔵

二 混淆本

(イ) 歴朝神異例 存卷一・三 筆者未詳 一冊 無窮会神習文庫蔵

(ロ) 歴朝神異例 存卷四・七 筆者未詳 四冊 無窮会神習文庫蔵

三 前稿本

(イ) 神異例 存卷一・三 自筆 三冊 天理図書館蔵

(ロ) 神異例 存卷一・二、四・七 自筆 六冊 斯道文庫蔵

猶「国書総目録」には「三条家『歴朝神異例』三冊」と見えるが未見である。

附 神蹟考 自筆 天理図書館蔵



上掲諸本の稿本経過は、三(ロ)斯道文庫蔵「神異例」六冊が現存本の中では最も初期の自筆草稿本である。該稿本の補訂に基づき刪補改稿し繕写したのが、三(イ)天理図書館蔵「神異例」三卷三冊の第一次成稿本である。該稿本は巻四と七の続巻は現存せず、後述する如く続稿の改繕稿本には着手するにいたらなかったものと想定される。三(イ)・(ロ)は草稿補訂・再補訂浄書の関係にあり、両稿本相隣接し、その執筆期も恐らく踵を継ぐものであり、三(イ)天理本自序末に誌す、「天保十四年七月下旬 池室ノ主人」の識語日附を前後する頃のことであつたらうと推測される。

二(イ)混淆本、無窮会神習文庫蔵本巻一と三の一冊は、本来その稿本経過に於て見られる混淆的過程を意味するものではなくして、転写伝流の過程に於て、一(イ)の終稿本の書写に三(イ)の前稿本の校勘註記があたかも一稿本の如くに転写された結果生じたまさしく混淆異本である。二(ロ)は対校伝本が存せぬ故に終稿本本文を転写したにすぎないが、現在一(イ)と共に同架されているので、類別上、私に此の系統上に排したものである。

一(イ)は「歴朝神異例」七巻の自筆最終稿本である。猶該稿本には朱墨筆―主は朱訂―の改補訂正の跡をとどめ、巻四以下には猶未定稿的部分をも残し、完全なる定稿本とはいいがたい。本稿本に於て、前稿「神異例」は現全集に見る「歴朝神異例」と改題されるのである。その成立は前記稿本と、その間を余り隔つことなく、後述(該稿本解題備考)するごとく、「稜威道別」総論二巻の成立、天保十五年卯月の頃から程経ぬ時期と推定されるのである。本書は又「稜威道別」成立途上に於ける副産物とまでいえぬにせよ、やはり副次的な編著であり、その意味では、比較的短期日の間に、腹案・草稿、終稿の運びとなったものと考えられるのであるが、巻一と三の両三巻は天照大御神・三種の神器の靈異を記し、就中、神器の考証には意を注ぎ、諸書を博渉し、考証を詳述している。その稿本経過にも右記し後述する如く補訂・改稿のあとが顕著に辿られるのである。

猶、全集首巻解題に、「此の書中に、続篇を書く志のあつたことが見えてゐるが、<sup>註</sup>恐らくは書かれなかつたのであ

ろう」と記されている通り、続稿に類する編著は管見するところでない。

註 此書中、続篇云々の事は、自筆終稿本巻一、二十六丁裏に、

かくて右の元暦文治より後々の治乱をも神慮と引合せて一つらに知ラせつへきを文永弘安の間の状は既に蒙古諸軍記弁疑に出テ元弘建武より以後慶長元和までの事は続編に書繼ク、く下にも少しはいひたればこれ此〇其余りを一条引て次は他の神異に転すへし

と見え―前稿天理本この記なし―、又、巻七、九丁裏に、袋草紙所見の、貫之馬駐蹄不行の話柄につき、

又此類ひの神異むかしの人々の集にこれかれ出たれと其は続編にかきつくへし  
など追記しているのを指していわれるのであろう。続編には元弘建武以降の伊勢の靈異、俗間の靈異など、更に広く歴朝を総覧する企劃なども腹案中には存したのかもしれない。しかし、記した如く、其等続稿は偶目するところでない。

## 歴朝神異例 七巻

自筆

国文学研究資料館蔵

袋綴、七冊。香色地淡茶色横刷毛引、下辺金箔散し表紙、竪二十六・七糎、横十九・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十糎(本文)、釈文二字下げ、細註双行。每半葉、自序七行、本文十行。本文墨付、巻一 六十五丁(柱に丁附す、以下同)―内自序・巻次第四丁、巻二 五十丁、巻三 三十九丁―但し、二十五丁表切取あり、巻四 実数五十一丁―丁附四十九丁なるも、三十一―三十二の間に二葉丁附なし、巻五 実数四十一丁―丁附四十二丁なるも、誤記一丁あり、巻六 四十五丁、巻七 実数三十八丁―丁附三十七丁、但し第十丁重記―。

題簽、黄土色斐紙短冊(表紙左肩)に、「神異例 稿 一(一七終)」と自筆墨書す。内題、「〇神異例卷一(一七)」と記し、その許に、「橘守部謹輯」(巻一)と自署す。又、巻二内題下にも同署名を見るが後補別筆である。内題朱書傍記「歴朝」は自筆、旧稿並びに本稿の書名を加筆改題せるものである。

その冒頭には全集同様に、

八十言の葉は尽すとも、一の験をしめすにしかす、八十の心はいさなふとも、一の真を得るにしかす、まろうれたむ事ありて、稜威ノ道別ちふ書はつくりたれと、久しく埋れ来し今にしては、人の信マコトもとりかたげなり……(中略)……いかに外国トウの書言に、真情マコトとられたらん輩も、大かた此三ツをあはせもてゆかは、あまつ水影にうつして、月日の光りを、てらし見むよりも、明らかにおもひなりなん、故レいたつらに、八十言の葉を尽さんよりはとて、此真を示すになん

天保十四年七月

と自序と日付を記している。次いで「歴朝神異例卷ノ次第」(朱)とその凡例を附記しているのも全集と同様である。

本書は、「橘守部大人遺稿目録」に、「神異例 守部自筆 全七冊 全集に『歴朝神異例』として出て居る原本である」と誌している該稿本であろう。全集底本も同解題に「原写本 七卷」とのみ記すにとどまるが、恐らく本書のことであろう。因みに全集書名「歴朝神異例」は前記の各卷内題朱筆後補の書名に従ったものと思われるのである。自序に続く「歴朝神異例卷ノ次第」の標記も、前者同様、自筆後補の朱書入れである。

本書は殆んど浄書終稿本と考えてよいが、右記する如く猶各卷に朱墨筆―墨書入れは卷四、十四丁表半面に墨補訂する一ヶ処がある―補訂の跡をとどめる未定稿本である。この補訂に沿う繕写定稿本が成稿の運びとなったとは推測しがたいので恐らく本書が最終稿本であり、完成稿を見ることなく摺筆されたものと思われるのである。そのことは、以下転写数本がすべて本稿本によるものであり、本稿本以降の稿本に拠るものでないことから推測されるのである。

本稿本の朱墨補訂を見るに、当初成稿後の誤字・誤脱についての数字内の朱筆訂正にはじまり、一行乃至数行に及ぶ補訂、就中卷三、十七丁表から十八丁表にわたる朱筆改訂、又卷四、十四丁表墨筆改訂(補紙にて貼付す)などが顕

著なる処であるが、本稿本の補訂は全般として見れば僅少なものにすぎない。多くは、一行から数行にとどまる訂正・増補が、巻五を除き各巻に数ヶ処ずつ見出されるにすぎなく、やはり終稿本としての意義を荷うものである。

しかしながら、如何なる理由、事情によるものであろうか、右記補訂は全集刊行に際し―本稿本を該底本と仮定し―次述の如き、変則的採否、撰択が行われている。

先ず、全集の本文として採用されたのは、各巻に散見する数字以内の誤記・誤字、補記等の基礎的な朱筆訂正であるのは首肯されるのであるが、その他の顕著な補訂に於ては、巻三の朱筆補訂はすべてこれに従うのほか、右記巻四墨筆訂正（補紙）を其儘全集本文に収載するにとどめ、他巻、巻一・二・四・六・七―巻五朱訂殆んど無し―の朱筆補訂は、右記の数字内の誤記を除きすべて省略しているのである。現在、這般の事情を推しはかるすべもないが、別註註にその一・二を挙げ参考に供する。概略上記諸点を除けば、本稿本は全集所収本文と全く同じくし、該底本と認められ、又、事実、全集刊行時の意図的な編輯方法によるものであったろうと思われる。

右の本文補訂加筆とは別に、巻四書名の下に、次の朱筆書入れが見出される。

此卷ヨリ以下四卷ハ今初メ筆ヲ立タルマ、ナレハ殊ニ文義モ整フヘカラス／又初三卷トクヒチガフ事ナトモアラ  
ン見ン人ヨク心ヲ付テ未定ナルフシ／アルニハ下札等アルヘシ

と附記している。その冒頭「此卷ヨリ以下四卷ハ今初メ筆ヲ立タルマ、ナレハ」と断っているが、勿論旧稿は後記する如く斯道文庫蔵自筆草稿本「神異例」七巻が現存するので、附記の言葉どおりではないが、本稿本と旧草稿斯道文庫本との間に存する改補繕写本、天理図書館蔵「神異例」は巻三にて終るが、以下僚巻は管見し得ぬところであるのと思うと、旧草稿斯道文庫本の如きから本稿本へと直接に精写改稿がなされ、巻一―三に於けるが如き改補経過のなきことを語っているのかもしれないとも思われるのである。従って、巻四以下に巻三迄とは文脈上にいささかの誤差

の生ずるを危惧しての附言かと想定されるのである。その点に於ても本稿本は未完成稿本であったと言いうる。扱、それはともかくとして、本書「歴朝神異例」七卷の成立経過の一端を吐露する記として併せ言及したのであるが、諸卷中、就中卷一から卷三迄の三種の神器の靈異に就いての考証には、守部をして意を尽し稿を重ね来たったところが多かったであろう。

本稿本を底本とするのは、全集（第六卷所収）のほかにも新註皇学叢書七がある。

猶本稿本には各諸卷にまゝ朱筆の附箋が散見される。が卷一見返しの附箋をのぞき、いずれも、守部の書入れではなく、後補、恐らく全集編輯時の寸記と思われるので附言するにとどめる。

印記、各冊巻首に「椎本文庫」、「国民精神／文化研究／所図書印」を捺す。

#### 備考

本書の成稿時期に就いては本稿本自序末に「天保十四年七月」と誌しているのであるが、実際には此年次を更に一歳程遅れての成立であったかと推定されるのである。右の年紀は、本稿本の前稿本たる天理図書館蔵自筆稿本「神異例」三卷の同自序末に見える「天保十四年七月下旬 池室ノ主人」の識語を其儘に踏襲したものであって、旧稿年次を再録し本稿本の成稿時としているのである。旧稿天理本は後述する如く「歴朝神異例」第一次の成稿であるが猶其後の加筆補訂が施され、その補訂に沿いながら更に増補、刪定を経て成ったのが本稿本である。しかしながら、旧稿本と本稿本改稿との間は比較的短期間のことであり、殆んど踵を相接しての着筆であったかと思われるのである。

そのことは、本稿本に所見する守部自らの著述によって略確認されるのである。その主なるものを挙げると、「蘆荻鈔」、「蒙古諸軍記弁疑」、「難古事記伝」、「稜威道別」等であり、其等はいずれも本書と密接に相関聯し、その成立にかかわるところである。しかし、前二書―蘆荻鈔・蒙古諸軍記弁疑―はいずれも天保十四年以前の成立（当該解題参照）

である。従って後者の二書——難古事記伝・稜威道別——が本書の成立、又内容上に於ても最も密接に係るのである。

先ず、本稿本に於ける、「難古事記伝」の所引を見ると、卷二・二十四丁表には、「此事は難古事記伝（朱加筆）記伝慨言（同上）に弁へたるを見へし」、又、卷三・二十九丁表に「此等の事は既記伝慨言（同上）記伝慨言（同上）に詳に弁へたれと云々」の如く記し、いずれも「記伝慨言」と記し、後に「難古事記伝」と朱筆にて補改している。因みに旧稿天理本中には右両書名は見出されない。

次に「稜威道別」についてであるが、当然の事ながら該書は屢々散見するところであるが、留意されるのは、卷

四・十四丁表に、「猶此等の事は稜威道別物論（傍点筆者）また其巻の条々にも委しく論ひおけるを見て考ふへし」と記している

のであるが、同処は本書脱稿後に於て、まず前者同様に本文を全面的に朱訂し、更に別紙を以って墨筆改訂し、それを原稿本の上に貼付して再改訂したところの本文である。いずれ前者と共に加筆訂正期の書名が本稿本成稿の時期に係るのである。

「難古事記伝」の旧題、「記伝慨言」は、その「於哀牟涅」末識語に「天保十三年三月十八日」の日付を記しているので、「難古事記伝」と改題した以後が、本稿本の加筆訂正の時期となるわけである。又、附言するまでもないが、旧「記伝慨言」の呼称の期間に加筆補訂以前の原稿本は脱稿されていたと推定されるのである。本稿本が「天保十四年七月下旬」以降の起草改稿であるから「難古事記伝」改題までの間に補訂以前の本稿本原稿は成稿の運びとなったと考えられるのである。扱、その「難古事記伝」の改題の時期であるが、自筆稿本「難古事記伝」五巻の「於哀牟涅」末識語には「天保十三年三月」とあって、それは旧稿「記伝慨言」の日付を再録したものにすぎず、当該本解題で述べた如く、その成立期は更に二年程を経過した「天保十五年卯月」——出雲乃国造尊孫の序文日附——の頃まで降ると推定されるのである。従って、本稿本原稿は「天保十四年七月下旬」以降、「天保十五年卯月」以前の間の成稿となり、加筆補訂の時期も恐らく又程経ぬ時期に施されたとすれば、自ら本稿本の成立は明らかとなるであろう。

次に本稿本に見える「稜威道別惣論」であるが、これも、同解題に詳述したが、「稜威道別総論」の自筆草稿本は――斯道文庫蔵（稿本12）――その奥書日附に、「天保十五年五月廿五日」と記され、同書は文字通り草稿本であるから、この年紀の脱稿本であって、「惣論」の執筆はそれ以前を遡るものではない――但し「温源録稿」にその原形を辿ることは出来得るが――。この別紙改訂を以って貼付した最終補訂本文中に、この「稜威道別惣論」の書名を見出されることも、前者同様に本稿本の成立を示唆し、又前者と符合することから、先の成立期推定は又再確認されるものと考えられるのである。

ともかくも、この天保十五年四・五月頃、恐らく旧年末からこの春にかけて、「歴朝神異例」七巻は最終稿としての体裁を整え稿を了え、その後程なくして、朱筆次いで墨筆の最後の補訂が施された、それが本稿本であったと思われるのである。

註 全集未収の朱筆補訂の一例を巻一から例示すると、同十七丁裏――全集第六卷十二頁下段――に、

又平氏の逆臣等には速かに御罰もあて給はずして頼朝卿へ追討の御告ありけるもまどろしきやうなれと一度天皇の御寵重かりし人々の果は皆然りしを見れば且は天皇を重みし賜ふ所あるゆゑなるへし。以下上欄朱筆増補『さて又かの時頼朝朝臣にさる御告の有けるちあなかつ天に惑ひてめしくなり給ひにたればはしは此人を助けて只時の乱をしつめさせ給ふのみと見えたりされは此朝臣も末よからず其子実朝のおとちも殺され給ひて長くはたもたざりき』の如く、此場合細註数行を全集では省略している。卷三を除き以下他巻に於てもかく数行ほどの加筆を含め同補訂は殆んど未収となっている。

次に、卷三に於ける朱訂改補は此巻にかぎり全集に載録するところとなつている。次に掲げる一例は、同十七丁表裏・十八丁表にわたるかなり長文の訂正であるので、以下補訂以前の全文のみをあげることにする。全集では同卷八十一頁下段第三行、「武徳編年集成云」以下同八十二頁上段終行「却て生アレさせたまふよりも其所由厚し」までに相当する。

伊路婦物語云、竹千代君御幼稚のほとは熱田ノ宮に坐まきあるとき宿の町人御慰みにとてかけすと云鳥をまゐらせたりよく物のまねして鳴なを皆人はおもしろかりけるにやかて返せとてかへさしめ給へり侍臣等かのおもしろき鳥を何とて返し給は

せつると問とまめらせけるに大いなる望みあるものはさやうにひとのまねするものは好まずと仰せられけり此時御とし七つにてわたらせけるにはや天下を望むみこころのましけると皆人おとろきぬ云

此等を合せて按に彼ノ正徳ノ記に天下一統し給へる君四度と云るは頼朝公信長公秀吉公に東照神君を加へ奉りてなるへし此君は其地にあれさせ給ひしにはあらされともさる御縁りのあらせ給ひて其宮にしもひとならせ給へは其かたほとりよりあれ出給ひしにまされりもしは其御時さる大きな御望の出させ給ひしも大神の御魂の憑給ひしも知へからず

と本稿本原稿に見え、この場合は右文の傍記朱訂(省略)を全集は採用しているのである。右補訂は所引資料をも換え且つ長文の改訂であるところから前者の場合と必ずしも同一視出来難いが、卷三は傍記朱訂に従うところから斯卷すべての朱訂を載録する方針をとっているのである。全集刊行の際の意図は既にはかりがたいが、「歴朝神異例」にかぎり、加筆補訂の採否が区々たるのは首肯しがたき不備であるのは否まれない。

### 転写本

○静嘉堂文庫蔵 歴朝神異例 卷一・三〇七 筆者未詳。

袋綴、六冊。後補丹色表紙、竪二十七・五糎、横十九・四糎。料紙やや薄手楮紙。字面高サ約十八・八糎(本文)。釈文二字下げ、細註双行。每半葉、自序七行、本文十行。本文墨付、卷一 六十五丁(柱に丁附す、以下同)―内自序・卷次第四丁、卷三 四十丁、卷四 五十二丁、卷五 四十一丁、卷六 四十五丁、卷七 三十八丁―丁附三十七丁、但し第十丁重複。

題簽、後補厚手斐紙短冊(表紙左肩)に、「神異例 一(一六)」と墨書する。全六卷と記すのは卷二の欠巻を看過し誤記せるもの。扉題(扉左肩)は、「神異例 稿 一(三〇七終)」と本文同筆にて打付書きしている。内題、「歴朝神異例卷一(三〇七)」と記し、卷一内題下に「橘守部謹輯」の署名あり。又、自序末に「天保十四年七月」の記あり。

本書は卷二を欠き、卷三は別筆後補せるものならんも、他巻、卷一・四〇七の五卷五冊は前掲自筆終稿本に拠る丹念なる転写本である。筆跡も守部書体に極似し、影写に近き臨模本である。内題に於ける「歴朝」の細字表記に至る



まで模写している。但し、前掲自筆終稿本に見る朱墨補訂はすべて本稿本に於ては本行に改めている。その故に、巻四の如く、約一丁増補するところなど見え、又、多少紙面に異同を散見するが、殆んど過半は前者と同じくする臨模一本である。

印記、各扉右隅に「松井蔵書」方円朱印を捺す。

○神宮文庫蔵 歴朝神異例 七巻 筆者未詳。

袋綴、合二冊。縹色布目表紙、豎二十六・七糎、横十八・五糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十九・五糎（本文）。積文二字下げ、細註双行。每半葉、自序七行、本文十行。本文墨付、第一冊 卷一 六十五丁―内自序・卷次第四丁― 卷二 五十丁 卷三 三十九丁、第二冊 卷四 五十二丁、卷五 四十一丁、卷六 四十五丁 卷七 三十八丁。

題簽欠。内題、「歴朝神異例卷一（七）」と記し、その許に「橘守部謹輯」（卷一）と署名す。自序末に「天保十四年七月 橘守部」と記し、自筆終稿本と年紀を同じくするが、本稿本には「橘守部」の記が書添えられている。

本稿本は自筆終稿本系統、前掲静嘉堂文庫蔵本等と同じく、その朱墨両筆の増補訂正を其儘本行とせる転写本である。各巻丁数に於ては、卷三（静嘉堂本別筆）以外は静嘉堂文庫蔵本と同じくし、又、各葉の行数・字詰等も殆んど一致するが、同本の如く影写に近き模写本の態をなさざる転写一本である。因みに同本欠巻、卷二に於ても、自筆終稿本の朱補訂は他巻同様、それに従い本行としている。

#### 附記

本稿本には、卷七、七丁表に、前掲諸本に見ぬ次の書入れが見出される。

雲云此釈いかゝあらんまこと此大神たちか仏をいみたまはんにはしか沙門の形をなし玉はしいはんや菩薩とは梵語の略にて委本くは菩提薩埵漢土に翻して大信有情大士また聖者大悲者などいふ事なれば皇国の神といふに何はかりのかはりめもなし現其形となりて其国をむけますほとんらは其名も其土風にならひ玉はんこととよりなり

と見ゆ。書入れの内容はともかくそのはじめに「雲云」と記す註記者は、斯道文庫蔵「万葉檜婦手」、又国立国会図書館蔵「蒙古諸軍記弁疑」、守部判「四十四番歌合」、その他に見える「可雲上人」のことであろうか。池庵門の可雲上人とすれば、本稿本はその人の転写本からの写しであろうか。猶「雲云」と見ゆ小註記はほか二・三ヶ処散点する。附記して再考を期す。

○斯道文庫蔵 歷朝神異例 七卷 「明治」写 筆者未詳。

袋綴、合三冊（卷一・三、卷四・五、卷六・七、各一冊とす）。縹色布目表紙、竪二十三・三糎、横十六糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・八糎（本文）。积文二字下げ、細註双行。每半葉、自序七行、本文十行。本文墨付、卷一 六十五丁—内自序・卷次第四丁—、卷二 五十丁、卷三 三十九丁、卷四 五十六丁、卷五 四十二丁、卷六 四十七丁、卷七 四十丁。

題簽、淡茶色刷毛引短冊（表紙左肩）に、「橘守部翁神異例 上」と墨書す。第二・三冊題簽は剝離する。内題、「歷朝神異例卷一（一七）」と記し、その許に「橘守部謹輯」と署名する。自序末には、「天保十四年七月 橘守部」と日付、並びに前掲神宮文庫蔵本同様の記名がある。

本書も自筆終稿本の朱墨補訂に拠った系統本であり、就中、前掲神宮文庫蔵本と依拠本を同じくする「明治」の転写本であろう。但し、同本が各冊丁数・字詰に於て自筆終稿本と極似するに對し、本書は任意の書写態度が見られる。又、前掲神宮文庫蔵本には、附記した如く、「雲云」の書入れが数ヶ処散見されるが、本書にも、卷四に一ヶ処、「本ノマ、御子ね／雲補」の同例が見出され、一例にすぎぬが兩本が同一本よりの転写本と推定されるのである。本書の書写は前者に比し、やや新しく、その転写関係を予測されるが、兩本相互に相異なる誤写、誤脱がまま散見され、直接の転写とは想定しがたい。

○国立国会図書館蔵 歷朝神異例 七卷 明治三年常世宣教大講義生令写。

袋綴、合二冊。濃紺色布目表紙、竪二十六・五糎、横十八・二糎。料紙、雁斐紙。字面高サ約十九・五糎（本文）。積文二字下げ、細註双行。上冊 卷一〜三、下冊 卷四〜七。

題簽、単郭付短冊（表紙左肩）に、「歴朝神異例 珍書 上（下）」と墨書す。内題、「歴朝神異例卷一（〜七）」と記し、その許に「橋守部謹輯」と署名する。自序末には「天保十四年七月 橋守部」と日付、前掲神宮文庫蔵本同様の記名あり。又、各巻本文墨付・毎半葉行数・字詰等も同書と全く同じくし、同書の臨模本、乃至は同一依拠本からの模写一本であろう。

卷七奥に、

（朱）  
明治三年庚午七月於東京令写之常世宣教大講義生（花押）

と誌され、令写者・年紀が明らかである。扱、本稿本の本文は神宮文庫蔵本と全く同じくするが、本稿本には次の各巻本文に詳細な朱筆校勘が散見される。即ち、卷一・二、卷四・五の四巻である。朱筆校合本文を依拠稿本と対照するに、その卷一・二の校合本は後述する天理図書館蔵自筆稿本「神異例」（存卷一〜三）の当該巻を詳密に校合せるものである。本稿本の前稿本に当る同本を以って校記し、本書の面目を再現しようとしたものであろう。しかし、その卷四・五の校合本文は天理本に当該巻が存せず比較すべくもないが―あるいは同校本は卷三を以って投筆された可能性もある―、その天理本の草稿本である後述斯道文庫蔵自筆「神異例」（存卷一・二・四〜七）の本文と殆んどいつてよいて一致する。但し、同書は朱墨筆補訂の多い文字通りの草稿本であり、本稿本の校合本文は、その補訂本文に従っている。如何様なる事情の下に、自筆稿本も兩部にわたり、しかも七卷中四卷にかぎり校合するに至ったかは、現在推測すべくもない。又、天理本・斯道文庫本兩旧稿には転写伝本も存せず、本稿本の校合本は此兩本に拠るものであったとのみ記するにとどめるほかはない。ともかくも、兩稿本の丹念な校合の跡を残している。

附記

右の校合書入れとは別に、又、二種の書入れが僅かながら散点する。

その一つは、前掲神宮文庫本に見る書入れである。例えば、同附記した巻七・七丁表の「雲云本此釈いかゝあらん………其土風にならひ玉はんこともとよりなり」と全く同文の註記である。「雲云」が可雲上人であれば、本稿本の上記転写情況からみて、可雲上人転写本系統、就中神宮文庫本と尤も近親関係が再確認されるのである。

もう一つの書入れは、この神宮文庫本に見ぬ別個の書入れであり、例えば、上冊巻三、巻尾に、

長胤云玉を以て最上とせるは崇神天皇以来のこと也其はまず鏡劍は此御代よりのものにて玉は神代よりの品なるが故也古事記日本紀も其心を得て記せる処ありまた大殿祭詞○古語拾遺なども二種神宝とあるは鏡劍は忌部氏の預るもの也また瓊は大御身を

離給は○されば忌部氏の預らぬものなれば也

など見ゆ。他巻にも此「長胤云」の註記を二・三散見する。長胤は其人を審らかにしないが、本書の書写者が、依拠本によるか、他書からか書入れたものであろう。いずれにせよ、本書は神宮文庫本と密接に相関聯し、自筆旧稿本、上掲註記等を附註するなど本書精読のあとが偲ばれる。

○国学院大学図書館蔵 歴朝神異例 七巻 筆者未詳。

袋綴、合四冊。鈍色刷毛引表紙、豎二十六・四糎、横十八・六糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・五糎（本文）、釈文二字下げ、細註双行。每半葉、自序七行、本文十行。本文墨付、第一冊 自序・巻次第四丁 巻一 六十一丁（柱に丁附す、以下同）、第二冊 巻二 五十丁、巻三 三十九丁、第三冊 巻四 実数五十二丁―丁附四十二丁誤脱―、巻五 四十一丁、第四冊 巻六 四十五丁、巻七 三十八丁。

外題（各冊表紙左肩）に、「歴朝神異例」とのみ打付書す。内題、「歴朝神異例卷一（一七）」と記し、その許に「橘守部謹輯」（巻一）と署名あり。

本稿本は前掲神宮文庫蔵本と各冊丁数・行数は全く同一にして、一部一行字詰に少異を見出すほか、自筆終稿本系

続からの書写方法は同じくし、その朱墨筆補訂を本行とせる転写一本である。本書は前者に比し、更に丹精な書写本である。又、僅かながら朱筆訂正あり。両本は恐らく依拠本を同じくするが多少の書写上の異同を散見し、現在いずれが前後するかは推測しがたい。

印記、各冊見返しに「云岫」の方形朱印を捺す。

○多和文庫蔵 歴朝神異例 七卷 「明治」松岡調写歟。

袋綴、七冊。黄色地卍ツナギ空押表紙、竪二十六・五糎、横十八・五糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九・五糎（本文）、釈文二字下げ、細註双行。本文墨付・毎半葉行数等は前掲二書―神宮文庫本・国学院図書館本―と全く同一である。

題簽（表紙左肩）、短冊形白紙に、「歴朝神異例 一（一七）」と墨書。内題、「歴朝神異例卷一（一七）」と記し、その許に「橘守部謹輯」と署名す。自序末には「天保十四年七月」とのみ記し、前掲三本に見る「橘守部」の記名を欠いている。

本稿本は見本焼付写真にて全巻の照応をみぬが、前掲両本と依拠本を同じくする自筆終稿本系統の臨模本と推測される。

印記、各冊第一葉に、「香木舎文庫」、「集古清玩」の長方形、方形両印を捺す。

○刈谷市立刈谷図書館蔵 歴朝神異例 七卷 明治十一年村上忠順筆。

袋綴、合四冊。黄色地卍ツナギ空押表紙、竪二十四糎、横十六・七糎。料紙、十行罫紙。匡郭、竪十八・七糎、横十二・二糎。第一冊 卷一、第二冊 卷二・三、第三冊 卷四・五、第四冊 卷六・七。柱に丁附あり、卷一「一（一五六了）」―内自序・卷次第三丁―、卷二「二（一四四了）」、卷三「三（一三四了）」、卷四「四（一四四了）」、卷五「五（一三五終）」、卷六「六（一三十九了）」、卷七「七（一三十四大尾）」。

題簽、第一冊剝落、以下鴉色単郭付短冊、「神異例 二三(四五・六七)」本文同筆墨書す。内題、「歷朝神異例卷一(七七)」と記し、その許に「橘守部謹輯」(卷一・二)と署名あり。自序末に「天保十四年七月」の記があるが、自筆稿本同様に「橘守部」の記名を欠いている。

各卷末の柱下方にそれぞれ細緻な筆跡にて、

明治十一年四月五日六日七日於東京小網町四丁目豊倉樓写之了 蓬(卷一)

明治十一年四月十二日十三日写之(卷二)

明治十一年四月十四日十五日写(卷三)

四月十八日十九日写之了(卷四)

明治十一年四月廿四日廿五日於小網町写之(卷五)

四月廿七日廿八日写了(卷六)

明治十一年四月廿九日三十日写了(卷七)

と克明に書写年月を誌している。それは同年五月に同処に於て「万葉檜婦手」卷一と三の書写の前月にあたり、同時の折でもあったのであろう。

本書は前掲自筆終稿本からの直接の転写本であつたらうかと思われる。卷三の奥に、自筆終稿本の第十七丁表裏の

塗抹箇処に見る「伊路婦物語」所引本文を約半丁ほどにわたり追補し、欄外綴目部分に、「右ノ物語ハ十五葉ナル(六ノ誤敷)馭

戎慨言ノ次ニ載タリシヲ削リテ武徳編年集成ニカヘラレタリコノ伊路婦物語ハ珍ラシケレハ余白アルマ、ニ写シ入  
タ」と記し断っている。又、卷一、五十一丁裏の半葉に自筆本後補附箋―現在はその一部を残すのみ―書入れを追記し

ているなど、前掲自筆本以外にはよく転写し得ぬところであれば、孫道守などから借覧し書写するところであつたか

と推測される。但し、その書写に於ては紙面の関係からか、本行を細註双行とし、細註を本行とするなど、自筆稿本の丹念な模写本とは異なる。又、欄外余白などに、村上忠順による朱筆の註記など間々散見される。

印記、各巻巻首に「参河碧海／村上図書」の方形朱印、又巻尾に「大正記念／藤井図書」の方印が捺されている。

歴朝神異例 卷一～三

筆者未詳

歴朝神異例 卷四～七

筆者未詳

無窮会神習文庫蔵

本書は「歴朝神異例」七巻、袋綴五冊として同架されているが、次述する如く、筆写者、又内容を異にする両本をあわせ一部に揃えたものである。第一冊は卷一～三、第二冊卷四、第三冊卷五、第四冊卷六、第五冊卷七、と分冊されている。

第一冊 茶褐色横刷毛引卍ツナギ空押表紙、竪二十六・四纏、横十八・三纏。料紙、薄様。字面高サ約二十・二纏（本文）、釈文一字下げ、細註双行。每半葉、自序七行、本文十行。

第二～五冊、茶褐色堅刷毛引表紙、竪二十六・四纏、横十八・二纏。料紙、薄様。字面高サ約十九・七纏（本文）。釈文二字下げ、細註双行。每半葉十行。

本文墨付、卷一 自序・卷次第四丁余、本文五十五丁（柱に丁附す、以下同）、卷二 四十六丁、卷三 三十四丁、卷四 五十二丁、卷五 四十一丁、卷六 四十五丁、卷七 三十八丁。

第一冊は題簽を欠き、表紙左肩に「歴朝神異例 一之三」と打付書きしている。第二～五冊には、白紙短冊（表紙左肩）に「歴朝神異例 四（一七）」と墨書するが、前者とは別筆である。以下本文も両者別筆であるのは前記した如

くである。内題は「歴朝神異例卷一（一三）」、「歴朝神異例卷四（一七）」と両本共に同じくしている。卷一内題下に「橘守部謹輯」の署名があり、前掲終稿諸本と同様である。

しかし、第一冊の卷一―三は、その卷一・二の両巻が前掲終稿本と著しく相違するので、以下に略粗述することに  
する。

卷一卷頭に自序一葉半を毎半葉七行に大字に記すが、その自序は前掲本と異り、

千磐破、神代の事の、久しく絶たるを慨ウレタみて、いつの雄健備ウタケビ踐武備フミタケビで、稜威道別イツノチちふ書をかき出たれと云々……

……(中略)……

されと道別チアワキと相合せ見もてゆかは、今の人のこゝろにも、すこしは疑ひ、はるくへきたよりとは、なりなんものそ

天保十四年七月下旬

池室ノ主人

と見える。この序文は、後述の斯道文庫蔵自筆草稿本「神異例」七卷、その整訂本、天理図書館蔵「神異例」存卷一―三の旧稿本自序(全文、天理本にて後述す)を再録したものである。

右の自序に次いで、本書には、終稿本の自序である、

八十言の葉は尽すとも一の験をしめすにしかず八十の心はいざなふとも一の真マコトをするにしかず云々……(中略)  
……

故カシいたづらに八十言の葉を尽さむよりはとて此真マコトを示すになむ

天保十四年七月

橘守部

と前序と異なる本文同様の小字で十行に記している。

続いて、「歴朝神異例卷之次第」の標目の許に所巻目録を挙げているが、その目録には前掲終稿本と卷三に於て一



項目を相違する。即ち、終稿本卷三所収項目は、「熱田ノ大御神ノ靈異 八坂瓊ノ曲玉ノ靈異」とあるを、本書は、「熱田ノ大御神ノ靈異 御倉板拳神ノ靈異」と記し、これも前記の旧稿本、斯道文庫・天理図書館両本の標目に従うのである。右記の卷之次第に続けて、

凡そ此等の靈異本より部立などのなりぬへき事からならさりけれと一つにかきこめむもとしてしひて少しも分つ事かくの如し云々……………(中略)……………

天津神国津神等<sup>ナチ</sup>わが私なき真心を天津水影にうつしあはれみてよくなだめましてよとなむ

と附記している。この附記も又、前記旧稿両本の追記を襲うものである。

更に一字下げに続けて、

しはらくかくは分ちたれど時々<sup>ア</sup>に顛れ給う靈異なりければ本より何の靈くれの靈ときはやかに分ち得へきにあらざ云々……………(中略)……………

見む人わが真心のそこひをよくのみわけて<sup>ア</sup>その罪を見ゆるしきゝゆるしてよかし

と、此処にも終稿本卷之次第に見る附言を再録して、本書の巻頭を構成しているのである。

本書は一見するかぎりに於て、終稿本の前稿にして旧稿天理図書館本の中間に位置する中間的一異伝本の感を受けるのであるが、右の如く順次に本文を辿れば、それは終稿本と旧稿本との本文が交互に併記されている混淆本文であることが予想されるのである。

このことは、序論をなす右冒頭部分にとどまらず、本書卷一・二の本論に於ても同様であることが判る。稍引用が長文にわたるが、卷一・四十七裏ノ四十九表の一例を挙げ、一異本派生の経過を示し、本書の実体を確めることにしたい。

以下終稿本並天理本兩本文ニ同ジ  
「日本紀略八天長元年夏四月己酉御スニ大極後殿ニ差レ使奉レ遣ニ御劔并幣帛ヲ於伊勢大神宮ニ依ニ仏事ニ有レ崇故也」

以下天理本本文ニ同ジ  
『大神宮雜事記上天長六年自ニ六月五日ニ天皇御藥切々也仍本官并陰陽寮勘申云巽方ノ大神依ニ不淨事ニ崇歟即日天

皇御示現告ニ汚穢ノ事一条々示給利仍夢想之告恐御天被レ下ニ宣旨ニ尋糺之処前日仏云ノ事也』

以下天理本本文ニ同ジ  
『かゝれども仏をきよく弃させ給はさりし故にや此天皇和は書籍もこれかれ撰はしめて昔を忘れぬ御志も在けれ

ど御身弱くましければ十年に御位をおりさせて程もなく崩給へり承和九十年さて仏を忌みて大御神の崇り給ふ事あるを

以ても伊勢の宮は焼させ給ふは更にも申さす内侍所の焼給ひしも全ラ仏の穢れに依てなる事を知へし是より又別

事を挙く』

終稿本本文ニ同ジ  
「此たぐひ史にも記録にも神宮の書にも多く見え其以前にも欽明推古聖武称徳朝などにて仏を信じ給ふ御代より

凶禍事の根さしの起りつる事下の巻々に引合て出せるが如しこれに就て若シ世人の疑ひありなむかたとへば天照

大神さばかり仏を忌嫌はせ給はゞ頓に攘却給ふべきものなるに千歳の後の今に至る迄如此さかえ来けるはい

かと思ふめる類ひなり凡て人として神の御心を知べきならねど今仮に其疑ひを解なむにかつ／＼も四のわきあ

るべし其一は仏は野き国の蠱物にて云々……(中略)……」

終稿本本文・左傍点部分自筆終稿本補訂本文ニ同ジ  
「其二は千年といへば人の心にはいとく久しくも思へど天地の無窮の限りなきにくらべては飛鳥の目に遮る間

ばかりなりければ神の御心もそれにしたがひて長くます故も有べく又此現国は神代の時の神勅に天地日月と共に

皇御孫尊の所知看国也とありて其所知行御代々々の天皇の継て用ひさせ給へるわさなれば我と御心つかせ給ふ迄

はとおもほすかたもありてなるべし」

上記本文は本書の前記当該丁の部分である。文中の『』「」符、左傍点、右傍記は私に施したものであるが、それら附箋、傍記を一見しても明らかである如く、本書は終稿本本文と旧稿天理図書館本本文とが交互に混入してい

るのである。又、終稿本本文中、傍点部分は前掲国文学資料館蔵本の自筆終稿本の朱筆補訂箇處である。既述した如く全集収録の際は如何なる事情によるものか推量すべくもないが、この補訂以前の本文に拠っている。但し、斯本の転写諸本はすべて補訂本文に従っているのも既述した如くである。そのことはともあれ、終稿本文に旧稿本文が混淆整叙されるが如き理解を超えた稿本の出現は著者自らの改稿本とは当然の事として想定し得ないのは勿論である。本書卷一・二は、さきの巻頭部分のみならず、かく両稿本の新旧本文が微妙に均衡しながらに併述され、あたかもひとつの異稿本の如くに繕写されているのである。この一異本の正体を解く鍵は、ここまで伏せてきたのであるが、それは伝存稿本の転写と別稿本との校勘作業の結果として惹起された現象であつたのである。本書の依拠した伝本、それは恐らく、前掲の国立国会図書館蔵本であつたろう。筆写者常世宣教大講義生某氏令写本は既述した如く、終稿本転写のあとに、朱筆を以つて丹念且詳密に旧稿天理本を卷一・二の両巻にわたり校勘傍記しているが、何処にもその校勘次第を識語するところがない。あたかも、本書の筆写者には、それが著者原本に見る原朱訂草稿本の忠実なる転写本と錯誤するところに、かかる書写経過を惹起したのであろう。まことに、丹精を込め朱筆校合の跡を追って整叙するに努めたであろう結果が一笑に附すこともためられる異本の派生となつたのである。又、この国会本には何故か卷三に於ては旧稿本の校勘を欠いている。本書もそれに拠つたのであろう、卷三は終稿本の本文を書写して、前二巻と奇妙なとり合せをなしているのである。偶目せる書写錯誤として、いささか縷述した次第である。猶煩雜を避け、国会本右掲当該本文は後補註記した。

次の卷四・七の四冊一部は前掲静嘉堂文庫蔵本の当該巻と各巻の丁数・行数・字詰を全く同じくし、書体も前者と相違し、又守部筆跡に極めて近似する。恐らく同本か同一系統本からの影写或は臨写本かと推測される。此無窮会本は以上の如く、両部の稿本が取りあわせて同架されたものである。

印記、第一冊巻首に「井上頼圀蔵」、第二冊以下には同印と「井上氏」の両朱印が捺されている。

註 参考までに国立国会図書館蔵本の当該部分を以下に掲出するが、朱筆の校勘傍記はやや煩雑であるので墨筆本行の次に一字下げに記し「」印を附すことにする。

日本紀略八天長元年夏四月己酉御スニ大極後殿ニ差使奉遣<sup>遣(朱)</sup>ニ御劔并幣帛ヲ於伊勢大神宮ニ依ニ仏ノ事ニ有崇故也

朱筆傍記  
〔大神宮雜事記上天長六年自ニ六月五日ニ天皇御葉切々也仍本官并陰陽寮勘申云巽方ノ大神依ニ不淨事ニ崇歟即日天皇御示現告ニ汚穢ノ事ヲ一條々ニ示シ給利仍夢想之告恐御天被<sup>レ</sup>下ニ宣旨尋糺之処前日仏云々ノ事也〕

此たくひ史にも記録にも神宮の書にも多く見え其以前にも欽明推古聖武称徳朝などもて仏を信じ給ふ御代より凶禍事の根さしの起りつる事下の巻くに引合て出せるが如しこれに就て若シ世人の疑ひありなにかたとへば天照大神さばかり仏を忌嫌はせ給は<sup>レ</sup>頓に攘却<sup>ハラヒシリンケ</sup> 給ふべきものなるに千歳の後の今に至る迄如此さかえ来けるはいかにとおもふめる類ひなり凡て人として神の御心を知べきならねど今仮に其疑ひを解なんにかつ<sup>ク</sup>も四のわき有べし其一は仏は野き国の塵物<sup>マシモノ</sup>にて云々

朱筆傍記  
〔か<sup>レ</sup>れとも仏をきよく弃させ給はさりし故にや天皇<sup>海</sup>は書籍もこれかれ撰はしめて昔を忘れぬ御志も在<sup>在</sup>けれと御身弱くま

しければ十年に御位をおりさせて程もなく崩給へり<sup>承和</sup>さて仏を忌みて大御神の崇り給ふ事あるを以ても伊勢の宮の焼させ給ふは更にも申さす内侍所の焼給ひしも全ラ仏の穢れに依てなる事を知へし是より又別事を挙<sup>ケ</sup>〕

其二は千年といへば人の心にはいとく久しくもおもへど天地の無窮の限りなきにくらべては飛鳥の目に遮る間ばかりなりければ神の御心もそれにしたかひて長くます故も有べく又此現<sup>シ</sup>国は神代の時の神勅に天地日月と共に皇御孫尊の所知<sup>シロシメス</sup>看国也とありて其所知行御代々ノ天皇の継て用ひさせたまへるわざなれば我と御心つかせ給ふ迄はとおもほすかたもありてなるべし

と墨筆本行の間に朱筆の校合を細字に傍記している。無窮会本の叙述次第と国会本のそれは多少の異同ではあるが、それは無窮会本筆写者の撰択によつたのであろう。ともかくにも校勘本文を原著朱訂と判断し書写したところに異形伝本の派生の因があつたのである。

しかしながら、時に新旧両稿本の校合結果として、同文重複の錯誤もまぬがれぬ場合も生じたのであろう。本書―無窮会本―の巻一・五十丁表には、筆写者の附記として、「校者云是より引ける処前四十丁の裏二行目我朝に仏の盛なる事は云々と云ふより四十三丁表六行目貶斥するに足はず」と云ふ迄<sup>(文の誤歟)</sup>同大なれば筆の労を厭ひて今は略きつ見む人立歸りて再ひ見は著

明なるべし」と、同文重複箇處を刪省しているところがある。因みに国会本は、同文校合を前掲部分に朱筆傍記し、處を隔てて重ねて終稿本同文が併記されているのである。

神 異 例 存卷一〜三

自筆

天理図書館蔵

袋綴、三冊。下辺に銀砂子を散した淡茶色刷毛引表紙、竪二十六・六纏、横十八・三纏。料紙、杉原紙。字面高サ約十九・六纏（本文）。釈文二字下げ、細註双行。每半葉、自序七行、本文十行。本文墨付、卷一 六十二丁（柱に丁附す、以下同）―内自序三丁、卷次第二丁―、卷二 四十一丁、卷三 三十三丁。

題簽、路考茶色短冊（表紙左肩）に、「神異例（刻語） 一（〜三）」と別筆墨書す。但し、卷二・三には「原本」の二字なし。内題、「神異例卷一（〜三）」と記し、卷一題下に、「橘守部謹輯」と自署す。

卷頭自序は、前掲終稿本（全集底本）と全く異り、以下の如く誌している。

千磐破、神代の事の、久しく絶たるを慨ウレタみて、いつの雄健備ヲタケビ踐武備フミタケビて、稜威道イツシテ別ちワキふ書をかき出たれと、後の世には、聞知人なきを、いかにかもせむ、よきわさも、おのれ好まされは遂す、尊き事も、身ミツカラ自あふかすては、心にそます、まして近き世となりては、神の貴く坐す事を、しれる人あらされは、先イづ皇神の靈異ツシビを、並ツグへ挙アゲて、神の奇クシく尊ウツくニますフほとを、しらせてむとて、一わたりかき出せるになむありける、早狭男ハヤサヲの、はやく此事おもひつきなは、空木綿ウツニユフの、狭サき心にも、広く求めて、ものすへかりしを、とふ鳥の、いと俄に思立て、何はかりも得見出テすなむ、されと道別チワキと相合せ、見もてゆかは、今の人のこゝろにも、すこしは疑ひ、はるくへきたよりとハなりなむものぞ、

天保十四年七月下旬

池室、主人

右の自序について、巻次第と追記の一葉半を記している。即ち、

卷一 天照大御神ノ靈異 / 卷二 内侍所ノ神鏡ノ靈異 / 卷三 熱田ノ大御神ノ靈異 / 御倉板拳神ノ靈異  
/ 卷四 天皇皇祖ノ神ノ靈異 / 八幡<sup>分</sup>ノ大神ノ靈異 / 卷五 罰<sup>玉</sup>ニ夷賊<sup>ヲ</sup>神ノ靈異 / 卷六 修理<sup>玉</sup>ニ  
国<sup>土</sup>ニ神ノ靈異 / 臨<sup>テ</sup>事ニ護<sup>助</sup>玉<sup>ヲ</sup>神ノ靈異 / 卷七 諸ノ神ノ雜<sup>ク</sup>ノ靈異 / 崇<sup>答</sup>玉<sup>ヲ</sup>天<sup>諸</sup>神<sup>ニ</sup>地<sup>ニ</sup>祇<sup>ニ</sup>ノ靈異 /  
忿<sup>罰</sup>玉<sup>ヲ</sup>諸神ノ靈異(小字補入)

凡そ此等の靈異、本より部立などの、なりぬへき事からならさりけれど、一つにかきこめんもとて、しひて少しも分つ事、かくのことし、その所くへ、おろかなるかうかへともを、書くはへたる、見ん人うるさかりなんとはおもへと、事たらはぬふし／＼もあればなり、その中に、おのか慨<sup>ウレタ</sup>みにひかれて、いとおふけなきすちを、くづし出たることよも多かり、その罪をいかにして、こひのみ奉らん、天津神、国津神たち、わか私なき真こゝろを、天つ水かけにうつしあはれみて、よくなためましてよとなん、

と記している。巻次第は終巻巻七までの各標目を並記しているが、終稿本とは巻三に小異が見出され、追記部分は終稿本に於て、全く書き改められている。

本稿本は次述斯道文庫蔵自筆草稿本の第一次繕写成稿本である。斯道文庫本の朱墨補訂の草稿に略基づき多少の刪訂、増補によって成ったものである。上掲目録には巻七迄の巻第を誌しているが、現在前半三巻をとどめ、後半の四巻については、その所在を伝聞しない。前掲国文学研究資料館蔵自筆終稿本の解題にて述べた如く、後半巻四以下に就いては、「此巻ヨリ以下四巻ハ今初メ筆ヲ立タルマ、ナレハ」と殊更に断り書きしているのを推量すると、斯道文庫本の草稿過程から直接に終稿にと涉り、本稿本の如き繕写成稿の経過などは、あるいは元来なかったのかもしれない

い。前半の改訂に比し—著者の意を尽した天照大御神、三種神器の靈異に関する記載である—後半の補正は比較的尠なかつた—別稿に蒙古諸軍記弁疑、或は稜威道別など共通叙述項目が存するなど—というような事情が存したのかとも考えられるのである。

ともかく、現在三巻を残すのみであるが、繕写成稿後、更に纒かながらの補訂加筆箇所が散見され、改稿への意図が見出されるのである。終稿本は言うまでもなく本稿本の過半を基礎稿本として全面的に改めたものである。三巻すべてにわたり増補され、増訂は釈文にとどまらず所引資料の増補にもおよび、卷一・卷二・三—もある。補訂は数行から半葉前後の改補が主であるが、二・四葉の長文も時に散見される。殊に卷二・卷三は内侍所神鏡靈異、八坂瓊曲玉靈異に就き、著者の新説を考証提示するところであれば、初巻に比し改補のあとは顕著である。しかし、その内容上に於てはさしたる変化発展するところではなく、考証の整備と主題の整叙斧正に意を尽すにとどまるのである。その対象主題が国体の尊貴に係ることであれば、殊更に叙述の深重なる配慮は当然の事でもあつたらう。その意味では本稿本から終稿への経過は主に叙述の整叙に重点はおかれ、終稿本への推移は「稜威道別」に見るが如き難渋な行程とは相違して、比較的短期日にして成稿の運びとなつたものと推測されるのである。

扱、本稿本の執筆時期であるが、自序末に、「天保十四年七月下旬」と誌しているので、大凡その頃と見てよいであらう。尤も本稿本の前草稿次述斯道文庫本の執筆時は自序日付を欠き詳らかではなく、前草稿の脱稿期日に拠るものとも推測されるが、後述する如く、本稿本とこの斯道文庫本とは、所謂草稿本・繕写本の関係にあり、両稿は叙述内容は言うまでもなく、叙述そのものも前者の補訂に沿うところが過半であるのを見ると、両稿本は踵を相接して成したことであらうから、その間の期日も又、同様に相隔てるものとは考えられない。本稿本の自序日附と前後する頃、草稿本から第一次成稿本として繕写されたのが本稿本であつたらうと推定されるのである。

印記、各卷第一葉に、「椎本文庫」朱印を捺す。

註 高井浩氏「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究(四)」に所引される吉田秋主宛、天保十四年十一月四日付守部書翰に、

是より彼神異例一寸とも清書いたし、それを仕廻次第、先、世上之儒者共を閉口さする書をつくらんの積ニ而水戸様松木様等へ色々書を借二出し申候。

と誌されている由である。右書翰に云う神異例は後述の斯道文庫蔵「神異例」草稿本の補訂の後、本稿本を繕書していることを告げているのであろうか。とすれば、本稿本に記す「天保十四年七月下旬」の日付は旧草稿本の日付となろう。氏の御論考看過のため、附註する次第である。

神 異 例 存卷一・二・四・七

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、六冊。改装濃紺色表紙、竪二十八・二纏、横二十・一纏。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十纏(本文)、釈文二字下げ、細註双行。每半葉十行。本文墨付、卷一 五十三丁(柱に丁附す、以下同)、卷二 三十六丁、卷四 四十一丁、卷五 三十六丁、卷六 三十七丁、卷七 三十一丁。卷一卷首に自序・卷次第・附言一枚を後補、添紙している。

題簽、後補金切箔散し短冊(表紙左肩)に、「神異例 一(一七)」と墨書、元表紙には左肩に「神異例 一(一七)」と自筆打付書きしている。内題、「神異例卷一(一七)」と記し、卷一内題下に、「橘守部謹輯」と自署する。

本稿本は前掲天理図書館蔵「神異例」三巻の前稿本であり、全巻に朱墨補訂の加筆を見る文字通りの原初草稿本である。卷六・七の両巻には冬照筆と推定される所引資料抜書きを貼付する処もまま散見される。



巻首に添付する一枚は本稿本成立後のものであろう、前掲天理本の自序・巻次第・附言の草稿をなしている。即ち、千磐破神代の事の久しく絶たるを慨みていつの雄健備踐武備て稜威道別ちふ書をかき出たれと後今の世には聞知人あらぬをいかにかもせんよきわさもおのれ好まねは遂す尊き事もみつからあふかねは心にそますまして近き比は神の尊く坐す事をしれる人あらされは先つ神の靈異をならへ挙て神の奇く尊くますほとをしらせんとて一わたりかき出せるになんありける早狭男のはやく此事おもひつきなは空木綿の狭き心にも広く求めてものすへかりしをとふ鳥のいと俄に思立て何はかりもえ見出すなんされと別道と相合見もてゆかはは今の心にもすこしは疑ひはるゝへき事ありなんものそ

巻一 天照大御神ノ靈異 / 巻二 内侍所ノ神鏡ノミミ / 巻三 熱田大神ノミミ / 御倉板拳ノ神ノミミ

／ 巻四 天皇皇祖ノ神ノミミ / 分八幡大神ノミミ / 巻五 罰ニ夷賊ニ神ノミミ / 巻六 修ニ理国土ニ神ノ

ミミ / 臨レ事護助ノ神ノミミ / 巻七 諸ノ神ノ雜ノミミ / 崇ニ咎天神地祇ニミミ

これらの靈異本より部立などのなるへき事からならねと一つにかきくるめんもとてしひて少しも分つ事かくの如しその所々へおろかなるかうかへともを書くはへたる見る人うるさかりなんとはおもへと事たらはぬふしくもあれはなりその中におのか慨たみにひかれていとおふけなきすちを崩し出たることゝも多かりその罪をいかにしてこひのみ奉らん天神国つ神わか私なき真情をあはれみてゆるさせたまへとなん

と書かれ、天理本の前稿草案ではあるが、既に文辞には殆んど相違するところを見出されない。但し、本稿本には天理本自序末の年紀を誌さず、巻次第に於て巻七の篇名「忿罰ミヲ諸神ノ靈異」を欠くほか纒かの異同が見出される。

本稿本巻一・二の両巻は、天理本解題にて述べた如く、朱墨補訂―再度か―の後、その補訂に略従つて繕写され、その間処々釈文・細註など増補、刪省、整叙が施されて天理本の両巻が成稿となっているのである。両稿本の関係は

草稿・浄書改訂稿の間柄にあって、天理本と終稿本に見出されるほどの改稿とはなっていない。多く数行内外の増訂にとどまるが、猶処により、所引資料の増補、二・三丁におよぶ補足訂正なども数ヶ処に散見される。殊に卷二「内侍所神鏡靈異」の卷は本稿本を改訂するところが顕著である。著者の当巻に対する心配りのほどが窺われるのである。

卷四―七の四卷の改稿本―終稿本以前の稿本は現存するところではないが、国文学研究資料館蔵自筆終稿本・天理本の解題にて触れた如く、此四卷は直接終稿本にと改稿されたものと推定されるのである。その主題は「天皇皇祖、神靈異」以下「崇<sub>ニ</sub>答天神地祇<sub>一</sub>靈異」迄は前半卷三迄と異り、著者の比較的安易感を以って編述されたものと思われ、又、卷五などは旧稿「蒙古諸軍記弁疑」五巻と内容叙述も多く重複し、且つ他巻の所引資料には「稜威道別」所引資料などとも同じくするところから副次的に編輯することも容易でもあったのであろう。ともかくも前半の如き辛苦するところではなかったかとも思われる。因みに、卷六後半、卷七の両巻には、その所引資料を多々他筆―冬照であらうか―にて抜書させているところなど散見されるのである。

又、此卷六後半と卷七は、殊に卷七は台紙に本来の旧稿を切離し貼付し、其間に新資料を挿入補貼して、台紙上に積文を書入れたものであり、既に新旧両稿を以って構成している。更に又、本稿本の余白には主に墨筆を以て積文を補訂加筆している。補訂は尠くとも再度にわたり、淡墨の補訂が最終加筆と推定される。卷一卷首の自序以下を誌す添紙と同時期かと判断され、やや錯雑する様相をとどめていて、前巻に比し更に草稿的である。

しかし、如上、卷四―七の四卷を前掲自筆終稿本と比較するに、一、補訂書入れ本文は殆んどが終稿本本文に移写され、二、終稿本に見る増補積文は多く叙述の前後に追加された単純な追補の形をとるところが多い。又、終稿本の所引資料の増補もまま見出されるが、これも又比較的簡単な傍証例の追付であって、前巻一―三前半と終稿本に見る

が如き複雑な改稿経過は想定されず、両稿対比のかぎりに於ては、本稿本の補訂から終稿本が成立したものと考えられるのである。

例えば両稿本に於ける叙述次第の変更を見るに、卷四に、「上ノ二条コ、ニ入」(一一表)、「順徳院」(二三表)、卷六に、「〇下ノ同神の靈此処に入へし」(二六裏)、「〇上の同神の条下に入へし」(三五表)、など註記され、終稿本はすべてこれに拠っているのである。やはり、終稿との間に天理本の如き改稿本を想定するよりも、卷四以下は本稿本から直接に改稿されたのが終稿本と見るべきであろう。

自筆終稿本解題にも既述したが、同書卷四内題下の朱筆書入れに、

此卷ヨリ以下四卷ハ今初メ筆ヲ立タルマ、ナレハ殊ニ文義モ整フヘカラス、又初三卷トクヒチガフ事ナトモアラ  
ン見ン人ヨク心ヲ付テ未定ナルフシ、アルニハ下札等アルヘシ

と附註しているのも、あるいは奈辺の事情を配慮しての事ではなからうか。即ち、卷三迄の如き繕写補訂稿本が卷四以下には及ばなかったことを言外に記し、前半部とのやや不統一を附記して断つたものと思われるのである。卷四以下を此前半と較べると一巻五を除く一やや所引資料の羅列的傾向が窺われ、その釈文は又やや粗にして未定稿的な一面がいなめないのである。卷五を除くと記したのは既に「蒙古諸軍記弁疑」五巻が存したからである。その意味では現終稿本も卷四以下は充実な定稿とは言えないといふべきであろうか。如上、仮説を附記して後考を俟つことにする。

本稿本には、その執筆時期を記す日付がないが、前掲天理本解題に附記した如く、同書自序末に見る「天保十四年七月下旬」を遡ること遠くはなくして、あるいは寧ろ同書日付を以って本稿本の脱稿年次とすべきかとも考えられる。本稿本中にも、これに抵触する徴証も見出されない。

印記、各巻元表紙に「椎本文庫」の朱印を捺す。

神 蹟 考

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。白地藍雲形布目表紙、竪二十・三糎、横十四糎。料紙、斐紙。字面高サ約十六糎。每半葉略八行。本文墨付二十二丁。

題簽、短冊形白紙（表紙左肩後補）に、「神蹟考」と別筆墨書する。内題同上。署名、識語等はない。

本書は諸神（百余神）を五十音順に配列し、その鎮座ます諸々の社の所在を整理した、参考用のノートである。参照資料は主に「延喜式神名帳」に拠るが、その他、日本紀以下六国史、風土記、旧事紀、姓氏録、古語拾遺、祝詞、万葉集、和名抄等、便覧資料を以って補足し、時に備忘用の註記をも併せ附載したものである。片々二十二葉の小冊子であるが、分類、整理を得意とする守部の面目が窺われる。

この小冊子を編したのは何時頃のことであるのか詳らかでないが、その書風から見て、文化文政期の早期筆跡とは見えない。本格的に国学の著述に専念するための予備作業として編輯されたものとすれば、やはり、「温源録稿」にはじまる「稜威道別」の初稿時前後の事でもあろうか。天保四・五年前後、あるいは更に少し遅れる頃も予想されるのである。

印記、巻首に「椎本文庫」朱印を捺す。

## 神代直語の諸本

その「衣羅備邪麻」に、

神典を覗ふにもとも重き神秘の五箇条あり其一は旧事、古事、本辞本紀と云、伝へぶりの差ケチメなり其二は神語古伝説の本義なり其三は幼言談辞カタリゴトの取捨なり其四は略語含語キメの弁別ワキタメなり其五は天・黄泉・幽カミ・現ウツ・顕露アラハヒの奥旨也  
………中略………

そのむね稜威道別にくはしく明証アカシつ、故レ今此書は其得たる旨をもて其趣意を本文にたて、一字をくたして釈をくはへつ、

と述べ、永年の日本紀解釈の方法論として確立した所謂秘説五ヶ条を、其最も要諦たる三ヶ条、即ち、神語本義、天・黄泉・幽正伝、幽顕カミアラハヒ、現ウツ差別サベ、に簡約して、記紀の本伝とも称すべき趣旨を演繹し、啓蒙的成文化を試み、且つ補註を附して、古伝説の精髓を一般化せんと問うたのが「神代直語」三巻である。いわば「稜威道別」直系の所産児とも称すべき、其通俗的啓蒙書である。既に古く道別の前身たる「温源録稿」に於て記紀の本文を「本つ旧事風」に試み記し、「所謂宣命書」に倣つた数例をあげて、真淵の「仮名古事記」、宣長の「神代正語」を批判し、「古事記」の文を、一純ヒタツルの古語と思信て、雅ひたる書の限りとして、かゝれたるなれと、其書るさまを見もてゆくに、猶皆漢文風にして、古文といふへき雅藻アヤサも、華麗ニホヒも、規則もなく、還りて本行の句ともより、徒ラに章句引延して、拙き事いと多し」と難じているのであるが、その是非はともかく、両大人の遺業に啓発されての古史成文への執着は道別草案期に遡るのである。かくして道別完稿を目睫にして、古史の真髓とも称すべき本伝の成文化は、その拠つて立つ秘説五ヶ条を以つて俄かに稿を成すにいたつたのであろう。その自負の念は文中随所に見出されるのであるが、その命名

に「神代直語」をもって冠し、「今此書も神代の本つ意を直チにいひうつして語るなりければ其意かなひなん」とのみ誌すも、猶宣長の「神代正語」への拮抗はその意識裡に離れがたい対象として存したのであることは想像するに難くない。いふなれば、「神代正語」の批判の成文として「神代直語」は成ったのであろう、単に題号の類縁にとどまるのではなからう。

現存諸本は、その成稿過程より見て、次の三系統の稿本経過が推定される。

一、第一次草稿本である斯道文庫蔵「神代直語」二卷―転写本、二、天理図書館蔵第二次改稿補訂本同二卷―自筆本、三、同蔵定稿本同三卷―自筆本とその転写数本、である。

右記諸稿本は以下に概要する如く、草稿本から終稿本に数次の補訂と改稿を繰返しているのであるが、その主なる改訂は、その巻第編成と直語成文・釈註の刪補、叙述の整備にとどまり、その主題、又、内容上に係る変化は殆んど見出しがたい。いふなれば、「道別」の完成期に相並んでの起稿であれば、右記秘説に拠つての編述は、積年の所説を簡明化することを容易たらしめたのであろう。従つて、それは、数次の改稿にもかかわらず、他の編著に見られるが如き、所論の変遷は極めて尠く、且つ終稿に至るの間も短期日を要するにすぎなかった、と予想されるのである。

定稿天理本三卷「衣羅備邪麻」の末に、「弘化三年五月廿八日」の年紀を誌しているが、既に第一次草稿本の転写本である斯道文庫本二卷「其撰ひさま」の奥に同年紀が見出されるので、右年紀は第一次草稿時のことであるのは明らかである。又、後述(天理本備考)する如く、定稿本、「神秘第一条 神語ノ本義」の中に、「旧事紀」につき言及し、「偽書に拠てなといはれんかくちをししかれば道別にも此書(直語)にも引用ひさり」と記し、次いで「わか齢のうちに彼書(旧事紀)をも清めてんと思へと云々」と冀念を殊更に附記しているのを見るに、「直語」終稿時には、未だ「旧事紀直日」の着稿にはいたらなかったことが推測されるのである。即ち「旧事紀直日」の成立、弘化四年四月廿日頃

以前のことであつたのであろう。従つて、弘化三年五月下旬から翌年四月の間である。その編述主題と稿本次第とを併せ考慮すれば、恐らく歳余を超えぬ期間に、忽卒に完稿の運びとなつたのであろう。

又、かく忽にして成つたとはいへ、その序説に、「さきにかきし日本紀のトキゴト 稜威ノ道別と云あれは今此書はなへて人のためにたゞ其大意を採て耳近なるを主とせり」と道別余業を称するも、それは、永年にして辿りついた古記典の「奥旨」を披瀝した守部学の結晶でもあつたのであろう。宣長に「神代正語」三巻があると共に、守部にとつての「神代直語」三巻は、全集解題に橋純一氏が述べられているように、「両者が、思索研究の域を通り超して既に安心決定の心境から、この無上道布教の爲にする通俗的經典であることは一」であつたのであろう。

### 神代直語 三巻

自筆

天理図書館蔵

袋綴、合一冊。卅ツナギ空押丹色表紙、竪二十六・九糎、横十八・九糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・六糎（本文）、釈註二字下げ。每半葉、序五行、本文十行。本文墨付、序五丁（柱に丁附）、衣羅備邪麻（一・七）・上之卷（八・卅七）三十七丁、中之卷 四十九丁、下之卷 四十八丁。

題簽、銀砂子散し灰色短冊（表紙左肩）、「神代直語 三冊合 全」と墨書（別筆歟）。内題、「神代直語上之卷（下之卷）」と記し、上之卷内題下に、「橋守部長々撰」と自署する。

自序末に、

……………（前略）……………御代の名を弘化と申す三とせの後の五月つこもりの日しるす

桐生菓園主人／橋守部  
橋守部謹識

と記す。又、「衣羅備邪麻」奥に、

弘化三年五月廿八日

と日付を誌している。

本書の巻第編成は全集と異るところはないが、後掲前稿本との間に若干の異同が認められるので参照のため掲示すると、

自序 衣羅備邪麻 上之巻 神秘第一条 神語ノ本義 神秘第二条 天・黄泉・幽ノ正伝 神秘第三条 幽顕  
明(アキ)差別、中之巻 神代五代ノ大神ノ段 神代七代ノ大神ノ段 伊弉諾・伊弉冉ノ尊ノ顕生子ノ段 伊弉諾尊勅任ノ段  
伊弉諾尊登天報命 隱身段 天照大御神与素戔嗚尊御誓段 天岩屋戸隱段 素戔嗚尊降出雲国段 大  
己貴命国修理段 大己貴命与少彦名命成兄弟段 少彦名神幸常世国段 大国主命幸魂神段 彦火瓊々杵尊  
御生段 大国主神御国讓段、下之巻 皇御孫尊御天降段 高千穂宮段 木花開耶姬命御子産段 海神宮段 鷓鴣  
草葺不合尊段 神日本磐余彦天皇段

と、神代・神武紀を右記三巻に編述している。

本書は極く纒かの見消ち訂正が散点されるが、「神代直語」三巻の自筆定稿浄書本であり、端麗謹直な書跡にて繕写されている。全集巻二、又国学大系第十四「橘守部集」所収底本である。全集刊行に際し、本稿本に見る清濁・句点の不統一を編輯整備している。

その執筆時期は、自序末に「弘化三年五月晦日」と記し、「依羅備邪麻」奥に「弘化三年五月廿八日」の日付を誌しているが、本稿本の前稿である次掲天理図書館本、又その前稿たる斯道文庫蔵転写一本にも、同年紀を記しているので、右記の年紀は、「神代直語」着稿期を誌したものであろう。しかし、後述する如く、草稿から定稿本の間は極



めて短く、右年紀を遠く隔てることなく隣接して改稿浄書されたのであろう。

印記、各卷々首に「椎本文庫」朱印を捺す。

転写本

○斯道文庫蔵 神代直語 存卷之上・中 筆者未詳。

袋綴、二冊。朽葉色地亀甲花文空押表紙、竪二十六・一纏、横十八・二纏。料紙、薄様。題簽、子持梓付短冊（表紙左肩）に「神代直語 上（中）」と墨書する。

本書は前掲自筆定稿本の影写本である。各卷の丁数・行数・字詰はもとより、守部筆跡をも極めてよく模写している。但し、前者に散点した僅かな見消ち補訂はすべて本行としている。しかし、自序末署名は、

……………（中略）……………御代の名を弘化と申す三とせの後の五月つこもりの日しるす

桐畠生薬園主人／橋守部

と記され、「橋守部謹識」の訂正に従っていない。同補訂以前の影写とも推測されるが、以下転写二本ともに右記の署名を記していて、前掲自筆本の此署名の改補にはやや疑問があり、守部とは別人の改補―冬照以後―かと疑われるので、本書影写時期には署名補訂は未だ施されていなかったかとも考えられる。

○無窮会神習文庫蔵 神代直語 三卷 可雲法師筆・久保季茲書入本。

袋綴、合一冊。紺地布目表紙、竪二十六・八纏、横十八・八纏。料紙、薄様。表紙左肩に子持梓付刷題簽を貼付し、「神代直語」と墨書している。

本書も前掲自筆定稿本の影写に近き転写本である。各卷の丁数・行数・字詰を同じくするが、まます草躰を異にするところがある。又自筆本に見える僅少の見消ち補訂は前掲斯道文庫本同様に補訂に沿い本行としている。且つ自序末

名も、自筆本の改訂以前のままだ、

桐島生薬園主人／橋守部

と記していて、斯道文庫本と同じくしている。

下之巻卷末の尾葉に、

此一巻は北沢里なる可雲法師の写しと、めしを故ありて白幡義篤か許より得たりこの法師は古学に志ざし哥などもよくよみたるが中山雲葉に入雲葉ならへる因におのれも逢ひてかたらひせし事ありきさるにこたひ故ありてもひもかけず此書を得たる事いとあやしおもふにかの法師の御魂幽界より吾に形見の物と見よとやおくりけむ故そのよし巻のしりへに記せる時は万延のはし芽<sup>メ</sup>のとし長月になむかくいふは杉舎のあるし季茲ゆくりなく得てしものから西の方にいにけむ雲のかたみとや見む

と、久保季茲が本書手沢の経由を誌している。これによれば可雲法師の書写本を白幡義篤の許にて手沢しているのであるが、その手沢経過は無窮会神習文庫蔵井上頼圀令写本「旧事記直日」六巻に頼圀が識語する転写経過と略同様である。即ち、可雲法師・白幡義篤・久保季茲の経路である。同書解題と註記を参照されたい。恐らく可雲法師は守部判「四十四番歌合」などに出詠する同門下の可雲上人であろう。従って、本書の書写経由は自筆定稿本に極めて近いことが判る。

季茲は、又、前表紙遊紙裏に、

此書にて世の庸人にも神代の道の事ことをかやすくさととり得らるべくものせし由なるをこのときふりを見るに全くおのれか臆度もて言出たる説をもて本文をことたてちうさくをも施したるかそれ古の意にあらぬは更なるものから世の人の耳にはいり安からぬべく……(中略)……いみしき世の害にこそあれ故そのよしあしを以<sup>(下カ)</sup>□の

(らカ)  
しくに書付て今より後この書見む人をまどはざらしめむとはすなり字の右に朱点をそへしはいとめつらしく宜し

き説也左方にほどこしつるは信がたき事ども也この二ツを頭書に合せ見て是非を弁ふへし源すゑしけ記す

と誌し、「神代直語」本文の左右に朱圈点を施し、右文に記す如く両朱箋による是非の弁別を試み、且つ処に応じ上欄余白に寸評を書入れている。凡そ五十ヶ処におよぶ季茲の箋評書入本である。

印記、上之巻巻首に「井上氏」、「井上頼圀蔵」朱印を捺す。

○無窮会神習文庫蔵 神代直語 三巻 筆者未詳。

袋綴、合一冊。金箔散し浅葱色絹表紙、縦二十二・四糎、横十六・四糎。料紙、薄様。字面高サ約十七糎(本文)、積註一字下げ。每半葉、序九行、本文十行。本文墨付、序二丁、上之巻二十六丁、中之巻四十一丁、下之巻三十九丁。題箋、金切箔散し短冊(表紙左肩)、「神代直語 完」と墨書す。内題・署名は前掲自筆定稿本に同じ。自序末の署名は、「桐島生葉園主人」とのみ記し、「橋守部」の記名を欠くが、単なる誤脱であらう。

本書の依拠本は明らかでないが、自筆定稿本系統の転写一本である。但し、本書には巻頭の「衣羅備邪麻」を脱落している。又、僅かに書写上の誤脱が見出され、ままた訓仮名を省筆しているところが散見される。

猶本書にはその書写者と同筆の詳密な藍筆書込みが、遊紙、余紙、上欄・行間余白に細書されている。誰人なるや審らかにしがたいが、此種の書入れとしては緻密なる論証として注意される。上記書入れのほかに、本書の旧蔵者井上頼圀の朱筆書入れが僅かに散見されるが特記するほどのものではない。

印記、前遊紙表に「井上氏」方形朱印を捺す。

備考

本書定稿本上之巻、神秘第一条 神語ノ本義の末(十八オ・ウ)に、旧事紀につき言及し、

又事のついでに云フ、世に十卷伝へたる旧事紀といふ書ありよく見もてゆけは和銅七年紀朝臣清人三宅臣藤麻呂等か奉<sup>レ</sup>勅て修撰<sup>ニ</sup>つる国史なりければたとひ後々の卜部等か俗筆以て穢<sup>ニ</sup>すいへとも真実<sup>マコト</sup>の旨の遺りけることいと多かり、

と、其書の正実を遺すを弁明し、続けて、

然れども世に偽書の名高かりければ偽書に扱てなといはれんかくちをしかれば道別にも此書にも引用ひさりけともし此書の真<sup>マコト</sup>を見分む人はおのつから我<sup>カ</sup>立たる此本文の真<sup>マコト</sup>をも悟りなんかし、(傍点筆者)

と、ことさらに附記している。因みに右文は後述の草稿本になく最終稿の本書に於て追補されたる部分である。

扱、右記文中、「くちをしかれば道別にも此書にも引用ひさりけ」りと断っている点であるが、此書はともかく「ま所引言及するところあり」稜威道別に於ては、当該解題に縷述した如く、定稿本系の天理図書館蔵自筆稿本(稿本3)総論に於て、既に「こたひ其ちり曇りをおし払ひて、人々のさらぬ疑ひを、さやかに解<sup>キ</sup>つ、すなはち旧事紀直日<sup>ナホビ</sup>と名付て、其書十卷<sup>本六</sup>あり、そもく書紀の釈を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひなん事を、恐れてなり」と記し、又、「旧事紀直日」凡例には、「此ノ書をかくいそきたるは、稜威道別を、書<sup>キ</sup>改めんとてなりければ、只誤字、落字を改て、引用んためにそある」と、「道別」、「直日」の緊密な相互の稿本経過を再三に陳述しているのである。そして、事実、旧事紀の引用は、「道別」定稿本系統にいたり俄かに頻出するのである。従つて、定稿本系統の完成は「旧事紀直日」の成稿経過と相併行し完稿の運びとなるにいたったものと推測され、「道別」の定稿は従来の通説「弘化二年九月」に一・二年を遅れる時期を想定したのである。即ち、「旧事紀直日」の成立一序末に、弘化四とせう月のはつかの日、と記すを前後するの頃である。しかるに又、本書に於て、かく「道別にも此書にも引用ひさり」と明記しているのを相合せると、この弘化三年五月の頃には、「稜威道別」定稿本系統の改稿は

未だ着稿するにはいたらなかった、とも推論せざるを得ないのである。右記の「道別」完稿本成立の仮説を検証する一例として此処に附記した次第である。

猶「旧事紀」については前掲文につづけて、

わか齡のうちには彼書(旧事紀)をも清めてんと思へとそれまでの余命はかりかたしもし命のうちに功成コトナシあへすは(脱歎)をし子のうちに此志を継てよかし

と執着のほどを披瀝している。従って、「旧事紀直日」起稿も本書成立後のことであつたのであろうが、同書の序末年紀から推して、本書に継続しての編述であつたのである。

### 神代直語 二卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、二冊。浅縹色牡丹空押表紙、堅二十八・一糎、横十九・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・七糎(本文)、釈註二字下げ。每半葉十行。本文墨付、衣羅備邪麻五丁、上之卷 四十七丁(柱に丁附す、以下同)、下之卷 五十三丁、但し、第二十一丁落丁す。

題簽、剝離す。内題、「神代直語ノタカ上之卷(下之卷)」と記し、内題下(上之卷)に、「橘守部長々撰」と自署す。

本書には、未だ自序を冠せず、「衣羅備邪麻」末に、

弘化三年五月廿八日

の年紀を誌している。

その巻第編成は前掲定稿本三巻編成以前にして、上下二巻は次の如くである。

第一冊 衣羅備邪麻 上之卷 神秘第一条 神語ノ本義 神秘第二条 天・黄泉・幽ノ正伝 神秘第三条 幽頭  
明(アキ)ノ差別(ケチメ) 神代五代大神ノ段 神代七代大神ノ段 伊弉諾伊弉冉尊ノノミコアラシ 伊弉諾尊ノノミヨサシ 伊弉諾尊登テ天報ニカヘリコ  
トマラシシ 命 隱シ 身段 天照大御神与ト素戔嗚尊ノ御誓ミウケヒノ段 天岩屋戸隱ノ段、下之卷 素戔嗚尊降ニ出雲國一段 大己貴命国修  
 理ノ段 大己貴命与ニ少彦名命ニ成リ兄弟二段 少彦名神幸ニ常世國一段 大國主命幸魂ノ神ノ段 天忍穗耳尊天降ノ段  
 葦原中国攘平ノ段 大國主神御国讓ノ段 皇御孫尊御天降ノ段 高千穗宮ノ段 木花開耶姬命御子産マシノ段 海神宮ノ段  
 鷓鴣草葺不合尊ノ段 神日本磐余彦尊ノ段

この兩卷の編成は各段編成に於ては、前掲定稿本が、中之卷に「彦火瓊々杵尊御生ノ段」を標目として一段とする  
 に対し、本書が、当該段を下之卷に、「天忍穗耳尊天降ノ段・葦原中国攘平ノ段」の兩段の標目を立てているの相違を  
 見出すのほか、兩書は略同じくしている。しかし、後述の斯道文庫蔵本に見る草稿本的形態を受けての編成を猶とど  
 めており、先の定稿本の如く、上之卷に「神秘三条」、中之卷に「神代五代」の段より「大國主神御国讓」の段迄を、  
 下之卷に「皇御孫尊御天降」の段より「神日本磐余彦天皇」段に至るが如く齊整するに至らず、いわばやや任意な編  
 成であつて猶未だ草稿本的な形態となつてゐるのである。

しかし、本稿本は、其内容上より見ると、既に前掲定稿本寸前の稿本であり、所説に於ては殆んど異るところがな  
 い。即ち、其凡例たる「依羅備邪麻」、其鍵鑰たる神秘第一条、第三条、其骨子たる古史の直語成文、又其補釈であ  
 る追註に於て、兩稿を通覧するに、定稿本は本稿本を部分的に追補、刪修するにとどめ、新たに増幅する標目の如き  
 は云うまでもなく存するところではない。が、又仔細にわたれば、定稿本への過程に依羅備邪麻に於て一項目、直語  
 成文に於ける補正、追釈の刪補、叙述と文辞の整正など随所に散見されるのである。しかし、それも顯著なる処に於  
 て一葉、他は半葉以下数行の改訂である。例えば、右記の「彦火瓊々杵尊御生ノ段」を本稿本が二標目を立っている

など、其直語成文に見る著しき異同である。

本稿本は、元來着稿のはじめより、定稿本を意図するものではなくして、その前稿本として執筆されたのである。所引の紀記本文等諸資料などは附訓・返点・句点・清濁など任意にとどめて未だ統一するにいたらず、又、各所に墨筆の訂正が散見されるのである。因みに墨訂は殆んど定稿本に於て本行として書写されている。これら諸事を見合するに、「神代直語」最終草稿本として定稿本繕写を目前に俟つ時期の執筆であろう。

扱、本書の執筆は「依羅備邪麻」末の年紀に、「弘化三年五月廿八日」と定稿本同様に記すが、次掲斯道文庫本一稿本の前稿転写本一にも同様の年紀を見るので、同年紀より稍遅れての着稿であることは判る。が、両稿の間は「神代直語」の主題・内容から推して歳次を超えるが如き期間を必要とせず、斯道文庫本から本稿本、そして定稿本にと踵を相接し、草稿から定稿本にと改稿、繕写の経過を辿ったことであろう。恐らく同年内のことであろう。印記、両冊第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

## 神代直語 二卷

明治九年真苗筆

斯道文庫蔵

袋綴（未装訂）、合一冊。本文共紙表紙、竪二十七・七糎、横十八・九糎。料紙は四周単辺の匡郭（二十三・五×十五糎）に眉欄を設け、柱下辺に「曾富騰廼舎」と印刷せる用箋を使用している。積文は二字下げ。每半葉十行。本文墨付、「衣良備邪麻」（朱見消ち、「其撰ひさま」と改補）四丁、「神代直語上卷」十七丁、「神代直語上卷」三十丁、「神代直語下卷」二十八丁、同裏に筆写者識語。

外題（表紙左肩）、「神代直語 全」と同筆打付書す。署名は右記内題の「カミヨノタマカ カムツマキ神代直語上卷」の許に「カシロミカシロミ橋守部 畏々

モシルス  
撰」と記している。

本書も又、未だ自序を冠せず、「其撰ひさま」の末に、

弘化三年五月廿八日

と、定稿本と同じ年紀を誌している。卷末には、本書筆写者の朱筆追記が見え、

此卷を一覧なせしに其説ともいと異にしあれば浅香山あさき心よりして見なは横さの道にふみまよふへきも斗られしみんなこゝろせよ

明治九年五月十二日

真苗

と記している。右記日付の書写であろう。本文中にも書写後の誤脱・誤写等を朱補訂し、又、眉欄にまます評を附記している。書写者真苗については審らかにしない。

本書の巻第編成を上例に倣い次にあげると、

衣良備邪麻(其撰ひさま) 神代直語上卷 神秘第一条 神語ノ本義 神秘第二条 天黄泉幽ノ正伝 神秘第三条 幽カミ  
顯アラハニウツアキノケシメ 現明差別 神代直語上卷 神代五代ノ段 神代七代ノ段 伊弉諾伊弉冉尊ミコアサヒ 顯ミコアサヒ 生ミコアサヒ 子ノ段 伊弉諾尊御任ノ段 伊弉諾  
尊登テ天報ニカヘリトマラシ 命 隱シ 身ヲ 段 天照大御神与素戔嗚尊御誓段 天岩屋戸ノ段 素戔嗚尊降ニ出雲国ノ段 大己貴命国修理  
段 大己貴命与少彦名命成ニ兄弟ノ段 少彦名神幸常世国ノ段 大国主命幸魂神ノ段 天忍穗耳尊天降段 葦原中国攘  
平ノ段 大国主命御国譲ノ段 神代直語下卷 皇御孫尊天降ノ段 高千穂宮ノ段 木花開耶姫命御子産マツノ段 綿津見宮  
ノ段 鷓鴣草葺不合尊ノ段 神日本磐余彦尊ノ段

となつてゐる。その編成次第に見る各標目は表記に多少の異同を見るが、前掲天理図書館自筆草稿本と全く同じくしてゐる。但し、本書の巻第は、所謂秘説三条を「神代直語上卷」とし、次いで、古記典の直語成文の「神代五代」



から「御国讓」の段までを又「神代直語上卷」とカミヨノダイカ カムツマキ両卷を共に上卷に充当している。転写本であるため如何なる経過によるものか審らかにしがたいが、本来、秘説三条は以下所謂古記典成文の要諦を陳述する序説部分として、即ち序題として唯「神代直語」とのみ記していたのかとも思われる。言うならば、序論と直語成文を区分する意味に於て、「神代直語上卷」は当然神代紀前半を劃すべきであろうからである。又、その「下卷」が天孫降臨にはじまり神日本磐余彦尊段を以って構成するのは「稜威道別」同様自然の結構であろう。従つて、撰者署名が神代五代ノ段冒頭に記されているのも故なくはない。当初は恐らく、序説・神代直語上(下)卷の編成であつたのが、次稿本改稿を意図したのであるうか、序説・上卷を合せて、序題「神代直語」にも上卷を重記補入した名残を本書はとどめているのではなからうか。既述した如く次稿からは上下二卷の結構をとり、丁数の均衡を計り、かなり任意に二分冊している。しかし、更に定稿本に至ると、序説と上下両卷の卷第を襲い、其儘に両三卷として再編成するのである。それは或は妥當な結果とも考えられるが、古記典成文としての「神代直語」であれば、寧ろ、本書―当初の構成の如く、其撰びざま・序説(或は総論)・直語上(下)卷の結構が正当であろう。

その是非はともかくとして、本書は「神代直語」としては管見するところでは、最も初期の稿本からの転写本であり、前掲天理図書館蔵自筆草稿本と相接する前稿本である。因みに本書の依拠祖本、自筆稿本の所在は不明であるので現在の処、唯一の初期草稿転写本である。

天理本と本書、両稿を比較通覧するに、「其撰ひさま」・秘説三ヶ条・直語成文・釈註の大綱に於ては既に殆んど異るところはない。しかし、其叙述に於ては、本書は未だ草稿的傾向を顕著に提示し、簡略にして重複且つ冗漫にわたるところが尠くない。直語の成文も、天理本に比し、やや雅俗相混じり、成文中に著者釈言が混入し、成文・釈の差別を乱すなど、その叙述、文辞に於て格調を失する嫌いが散見され、定稿・前稿、本稿、両三稿本の中では本書と次稿

との間に於て、最も大幅な補訂が施されたものと云えるのである。釈註項目なども前者に比し僅かながらもすくなく、釈言も又充全とはいいがたい、やはり草稿本としての名残が随所に見出されるのである。

しかしながら、「神代直語」は「稜威道別」直系の所産児であり、「歴朝神異例」編著の後をうけての着稿であるところから、既に本書腹案期に於て、略完全に近い結構は成っていたことであろうから、他の編著と異り、草稿から定稿への経過は、他編著に見るが如き著しい内容上にわたる改削・増幅を辿ることはなかったのであろうと推測されるのである。事実、現存する稿本は右記両三本にとどまり、その増補・改訂は、主に叙述上のことがらにかざられるのである。

そのことから、本書「其撰ひさま」末に記す「弘化三年五月廿八日」の日付は、「神代直語」着稿の時期と見て、其後、「旧事紀直日」成立―弘化四年四月廿日、前掲自筆定稿本備考参照―以前の完成と推測され、いずれにせよ歳余を超えるの間のことではなかったであろう。

印記、巻首に「粗観大意／景端謹読」の長方形朱印を捺す。

### 語彙・事彙類の諸編

全集首巻解題に、橘純一氏は、守部生涯の学問の経過を回想して、「もし守部翁の学問を、前期後期に二分し得るとすれば、前期は訓詁の時代であり、後期は古道闡明の時代である。」と概括しておられる。確かに、「古今和歌集註」（文化十四年）、「伊勢物語箋」（文政元年）等にはじまる註釈書類の著述活動は更に文政末から天保期前半にかけて、記紀・万葉・神楽・催馬楽・源氏・土佐日記と広く古典籍の註釈は次々と稿本を整え、守部学の特徴を彩ってゆくので

ある。一方、その基礎資料となる語彙・事彙の用例資料の抜書整理も併せ攢集する結果となったのであろう。次第に一種のカード形式の短冊類が、此期文政後半頃から初見されるのである。それは、全集にも所収される「雅言考」中に見る簡略な用例のみの初期カードの類である。「雅言考」に例をとれば、その語義・釈義は其後年次を逐うに従い詳密の度合を色濃くし守部得意の源意溯及の創見を帯ぶるにいたるのである。この語彙・事彙の釈註の中に、特に難義・難語の語句を選んでまず編述されたのが、「難語考」初編、即ち「山響冊子」三巻である。天保二年十一月の刊記を誌す斯編の刊行は、守部の訓詁学の一端を飾るに最も相応しい公刊著述ともなって江湖の反響を獲得するのである。その二編「鐘のひびき」―天保十年十一月刊、と共に、前期を劃する緒業として世評に足跡を鮮かに印すのである。次表(一)～(三)は、この「難語考」初・二編の稿本とその遺留残稿である。しかし、「難語考」の如く、難義語句を撰択しての釈註は編次を重ねることにより、その編述はさしたる困難を伴うものでなく寧ろ守部の得手とするところであったろう。しかし、次の四・(五)、即ち「雅言考」、「俗語考」の如き、一応は辞書的編輯を趣旨とする編著となると、その編述は当然の事ながら長期の歳月を俟つことなくしては不可能である。「雅言考」カードがまず文政期後半から初見されるのは前記した如くであるが、其後語釈上には多少の変化を示しながらも継続され天保六・七年頃までには過半を終了している。一方「俗語考」は前者をうけて同年前後に着手したのであろうか、その草稿本の編述は天保十年歳暮から翌春にかけて成ったものと推定され、浄書本阿し己部の前半は、その凡例末の年紀「天保十二年十一月十四日」頃には成立するのであるが、猶未完のまま、冬照、更に孫道守に託され繕写編輯が残されるのである。前者「雅言考」も同様に草稿カードの編輯は明治期、道守の手による暫定的整理である点に於ては未完成稿であったのである。この両編は天保前半期、前記の古典籍註釈の活潑な著述期と併行し、広範な諸資料の検証の途路に屢々増補と共に所説の幅をも拡め深めていったのであろうが、両書の草稿が過半に至るにおよび、その企劃は一層に膨張し、守

部著述目録の予告の中に見る、「古言海」―天保九年刊「心の種」附載目録、「言語海」―同十二年跋刊「神楽歌催馬楽入文」附載目録、の如き書名を冠する古文事の大成、辞類集成の編纂への夢に託して、両書は未完のままに投筆されたのかもしれない。この遠大な計画は、次表(七)「類語品彙」五十六巻の編述―但し、本書は山岡俊明の「類聚名物考」の抄録にとどまる結果とはなったが―又、稍趣を異にするが、江間氏親の「行囊抄」拔萃再編である「勝地徒跣」七巻の編述となつて現存するのも、いわば、単に雅俗の辞句の域にとどまることなく、その夢の具現を期しての作業の一端でもあつたかと推測される。勿論両編は共に、特に後者の如きは、古典籍註釈の必須資料としての直接上の意義に存するのは云うまでもなからうが。この両編も又、前者が天保九・十年頃、後者がやや先立つ同六・七年頃の事である。この百科類聚的計画は当然の事ながら机上の想像に終つたのであるが、「雅言考」「俗語考」両編が未完稿となる一斑の理由もあるいは奈辺にも存したのであるうか。(六)(イ)「千代のふる道」初編三巻は前述諸編に稍遅れ、守部が訓詁時代から古道の論述にと転ずるの頃、天保十三・四年の頃、国学諸編の著述途上の副産物である。自らも「此書は随筆なれば云々」―天保十年「鐘のひびき」附載目録―とする如く、皇朝と唐土の優劣論を編目雑纂したものである。同(ロ)は又「雅言考」未収残簡等をも併せ、遺留残編を孫道守が集輯し仮称したものであつて、前者とは必ずしも同じくするものではない。

以上、諸本解題にさきだち、その概要を寸述したが、それには、本項にて対象とする語彙事彙類編著が、辞典又は事典とも類別しがたく、時に随草的、時に註釈的、又単に拔萃抄出書であるがために、止む得ず本項中に一括し統合したが故にほかならない。「勝地徒跣」、「千代の古径」等、寧ろ別した範疇に類別すべき性質であるうが、編目構成する点に於て本項中に便宜上併せ扱ったわけである。

しかし、「難語考」初二編、「雅言考」「俗語考」の両四編にせよ、一般通念の辞書形式からは遠く逸脱し、守部

撰採の語・句・文にもおよぶ釈義の雑纂的傾向は否まれないのである。その意味では「類語品彙」も「勝地徒跣」も又「千代の古径」も、守部の辞書的意義を補足するものとして相互参照される諸点を包含するのである。寧ろこの雑輯的な釈義にこそ却って守部の真面目は發揮されているのではなからうか、とさえ思われるのである。

如上、守部の学問上の前半期を劃する訓詁の時代は、天保十年頃を境としてその成果は集約され、漸次、古道の論にと転じてゆくのであるが、守部学的前提には常不断の語源・語意の溯及がその根抵となり、古典籍の古意を感触する媒体ともなつて相互緊密に立論されてゆくのである。その意味では、此等諸編は稍蕪雑な形態ながらもいわば守部学の精髓を最も端的に提示する鍵鑰でもあるのである。

以下に、管見に入る諸本を掲出する、

(一)

版本

(イ)山響冊子 初編三卷 天保二年刊 三冊

(ロ)山響冊子 初編三卷 天保十年刊 三冊

(ハ)山響冊子 初編三卷 無刊記 三冊

写本

(イ)山響冊子 初編三卷 村上忠順筆 三冊 刈谷市立刈谷図書館蔵

(ロ)山響冊子 初編三卷 筆者未詳 三冊 東京大学国語研究室蔵

(ハ)山彦冊子(抄出) 初編三卷 筆者未詳 合一冊 斯道文庫蔵

(二)

版本

鐘のひびき 三卷 天保十年刊

三冊

写本

(イ)山響冊子 存卷四・五・六 自筆

三冊

斯道文庫蔵

(ロ)〔続難語考〕残簡 自筆

一冊

天理図書館蔵

(ハ)龍田川弁・神名火山考 自筆補訂本

一冊

斯道文庫蔵

難語考同二篇類聚 筆者未詳

十冊

斯道文庫蔵

附 難語考余言 自筆

一冊

龍門文庫蔵

(三)

雑々拾遺 自筆

一冊

斯道文庫蔵

(四)

(イ)俗語考浄書本 自阿部至都部 自筆・冬照・道守筆

十三冊

天理図書館蔵

俗語考 自阿部至遠部 筆者未詳

二十五冊

書陵部蔵

(ロ)俗語考草稿本 自阿部至遠部 自筆・他筆

二十二冊

天理図書館蔵

(五)

雅言考草稿本 自阿之部至与之部 自筆

十二冊

天理図書館蔵

(六)

(イ)千代のふる道 初編三卷 自筆

三冊

斯道文庫蔵

(口)千代の古径草稿本 自筆・冬照筆 九冊 斯道文庫蔵

(七)

類語品彙 五十六卷 自筆・他筆 五十六冊 天理図書館蔵

附

(イ)勝地徒跣 七卷 自筆 六冊 天理図書館蔵

勝地徒跣 存卷一・三・五・七 筆者未詳 四冊 尊経閣文庫蔵

山響冊子 初編三卷 天保二年刊

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。浅縹色花田文空押表紙、竪二十五・八糎、横十八・二糎。料紙、楮紙。無辺無界。印面高サ約十八糎。

每半葉九行、細註双行。版心下方に丁附。卷一「前書一(一十三)」丁内、端書六丁、目錄七丁。「二(一六十一)」、卷

二「二(一七十二)」、卷三「三(一三ノ六十九)」。卷三末に、「池庵橘守部大人著述目錄」一丁を附載する。

題簽、薄鈍色短冊(表紙中央)、「山彦冊子<sup>初編</sup> 卷一 さきくさ」、「山彦冊子<sup>初編</sup> 卷二 花かつみ」、「山彦冊子<sup>初編</sup> 卷三 すがそ」と

刻記。序題、「難語考端書」、目錄題、「難語考初編目錄」と刻し、内題、「山響冊子卷一(二・三) さきくさノ卷(か

つみノ卷・すがそノ卷)」と記す。卷一内題許に「橘守部草」と記名す。

卷一卷首に、守部門人(仮託歟)二名の「端書」が存し、その末に、それぞれ、

御世の名も天の保つてふ二とせふりし木のめも春にあふむ月の中ころ、大人に物とふ輩の中にて、ひとりか  
るす

天保二年五月おなし輩の中にて又ひとりかするす

の年紀を誌す。又、同「目録」末には、

おなしともからの中にて又ひとりか此／上木の事をうけたまはりて／校合なとするついでに／しるす  
と附記している。

第三巻後表紙見返しの奥附には、単辺匡郭の中に、

天保二年辛卯十一月刻成

の刊年と、「発行書舗」として、

京都寺町通松原下ル勝村治右衛門／大阪心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門／尾州名護屋本町七丁目永楽屋東四郎／勢州  
松坂日野町柏屋兵助／仙台国分町十九軒西村治右衛門／水戸下町青物町須原屋安次郎／江戸浅草茅町須原屋伊三郎／同  
日本橋南老丁目須原屋茂兵衛

の八書肆とその所在地を並刻している。

全集巻八所載の底本は、同首巻解題に、「山彦冊子一名難語考 原板本 三巻」と記すところの、この天保二年刊本  
である。但し、全集収録に際し、巻三巻末（六十七～六十九丁）に附載する西川等雄の「○喚子鳥を鳩とせる説の弁」  
は、数丁前に位置する「○よぶこどり○かほどり」（五十七丁裏～六十丁表）の次に排置されている。同一項目なるを以  
って編者があらためたのであろう。

猶右記天保二年刊本には、第一冊表紙見返しに、

橘守部夫人著／難語考初帙又一名  
白山彦冊子／東都 千鐘房発行

の刻記を附す同板本がある。刊記、又附載目録も勿論前者同様であるが、表紙は縹色花田文空押模様にして、朽葉



色短冊の題簽に、「山彦冊子初篇卷一(一三)」と刻名する。当該本は慶應義塾図書館蔵本である。

其他、この天保二年版には、守部書翰註に「市販本は守部の發案により大半紙刷、表紙桃色・表題黄底唐紙仕立て」の装訂本の発売を記しているが、偶目する東京大学国語研究室の同刊年本などは、香色地巾ツナギ空押表紙(二十六・四×十八・四糎)に鶉色の短冊題簽を貼付し、その装訂には何種かの意匠が工夫されて發兌されたのであろう。

○天保十年刊 山響冊子初篇三卷 慶應義塾図書館蔵

袋綴、三冊。縹色花田文空押表紙、竪二十五・四糎、横十七・九糎。題簽、芥子色短冊(表紙左肩)に、天保二年外題を重印している。料紙、楮紙。本板本は前掲天保二年刊本の重印本である。第三冊後表紙見返しの奥付は、前掲本の刊記を、

天保十年己亥十一月刻成

と改刻するにすぎない。後記する続編の「鐘のひびき」―天保十年己亥十一月刻成―と發行書舗を同じくし、併せ重板されたのであろう。第一冊表紙見返しには、天保二年刊一本に附す、

橘守部大人著／難語考初秩又一名  
曰山彦冊子／東都 千鐘房發行

の刻記が存する。

但し、本書には、前掲本に附載する「池庵橘守部大人著述目録」一葉を除いている。此第一冊封面と、第三冊附載目録は同年刊本に於ても存否があり、東京大学総合図書館蔵同年刊本には、封面を欠き同目録を附載している。

山響冊子初篇三卷は守部前期の著述の中では、世上に相当の反響を見たのであろう、上述二本のほかは、次の重印無刊記一本を偶目した。

○無刊記本 山響冊子初編三卷 京都女子大学図書館蔵

袋綴、三冊。縹色花田文空押表紙、竪二十五・四糎、横十七・九糎。題簽、鶯色短冊（表紙左肩）に、天保二年刊外題を重印している。料紙、楮紙。第一冊見返しには、

橘守部大人著／難語考初峽又名  
曰山彦冊子／東都 千鐘房發行

の封面を刻す。第三冊後表紙見返しの奥付は上記両本と相違して、子持杵の匡郭に、「三都書林」として、

京都二条通松原下ル町勝村治右衛門／大阪心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門／江戸日本橋通巷丁目須原屋茂兵衛の三書肆を並刻している。刊年は欠くが、天保二年・十年刊行の後に、更に千鐘房須原屋により重印されたのであろう。猶、卷末には、天保十年刊「鐘のひびき」所載の「池庵北畠守部先生著述目録」二葉―但し、同本に存す第三葉を欠く―を附載している。

註 高井浩氏「橘守部の難語考と桐生・足利の門生」（新訂  
増補橘守部全集補卷所収）

### 転写本

○刈谷市立刈谷図書館蔵 山響冊子 初編三卷 村上忠順筆。

袋綴、三冊。淡茶色刷毛引表紙、竪二十四・三糎、横十六・八糎。料紙、楮紙。字面高サ約十七・八糎。題簽、鈍色短冊（表紙左肩）に、「山響冊子 上（中下）」と墨書する。

本書は上掲天保二年板の臨模本である。忠順の転写本としては、各丁数・行数・字詰に至るまで丹念に模しているのは、語彙検索の必要上、同板本の「難語考初編目録」の索引丁付を使用するためでもあったのであろう。

その書写年紀は、以下の如く各冊に忠順特有な謹細な手跡を以って誌されている。即ち、

天保八年丁酉正月九日朝創業／同十一日之夜写畢 （以下朱筆）  
二月十三日夜校合一卷一卷尾

天保八年丁酉正月／十二日旦初同十四／日宵写終―卷二卷尾上欄

天保二年辛卯十一月刻成

天保八年丁酉正月望十／六日十九廿日写畢―卷三末「池庵橋守部大人著述目録」尾上欄  
と見える。本書書写の後、「山響冊子」初編三巻に対する批判として疑点・補説・訂正など、長短の書入れを六十  
余箇処に施し、私案には「忠順曰」とことわり付註しているのが参考される。<sup>註</sup>

印記、各巻第一葉に、「村上／函書」の方形朱印を捺している。

註 その書入れの一端、二・三の短文を次に掲出すると、巻一、「○大口乃真神原 <sup>オホクチノマカミノハラ</sup> 大口尾翼鱧 <sup>オホクチハラハタスビキ</sup>」の項、吉田秋主の間に、

忠順曰コノ秋主カ問ハ木下幸文カ説ニテ既クソノ随筆亮々草帑ニ出タリ今オノカ考出タル如ク珍ラシケニトヒタルハイトツ  
タナシ文ノサマモ全ク彼ト同シカレバコハ偶中ニハアラデ奪ヒタル事シルシ

又、同巻、「○あはぢ嶋しるしのけぶり」の項、守部の答弁に、

忠順曰此答契沖ノ考ニシテ既ク難勅撰ニ出タリ珍ラシゲニ引出タルイトヲカシ

の如く、問・答両面に亘り、本書を厳しく論い難ずるところが屢々瞥見される。更に一・二を挙げると、巻二、「○わかかさ  
のつま さいたつま」の項には、

円珠庵雜記 <sup>四丁</sup> 書入ニ鈴屋翁ノ説アリ今ハソレヲ奪ヘル也

又、同巻、「○みつはくむ」の項には、

和訓栞曰みつはくむハ老人ノ体ヲ云リ詩ノ註ニ兒齒老人齒落更生トミエタリ瑞齒別天皇ノ御名ニヨレハ兒齒ハ長寿ノ相ナレ  
ハ瑞齒ト云ヘシクムハメグムト云カ如シトアル士清ノ考既クアレハコノ冊子ノ説ハ第二義也

の如く、その所説の剽盜たるを指摘明示するなど、本書への苛評が目にとまるのである。が、上例の如き批難は、その一部  
にすぎず、他六十余箇所にわたる補説、批訂は、書入れ一般の漫然たる批評ではなく、諸書を確実に博引しての率直なる補  
正であるのが参考される。

○東京大学文学部国語研究室蔵 山響冊子 初編三巻 筆者未詳。

袋綴、三冊。縹色表紙、竪二十三・三糎、横十六・四糎。料紙、楮紙。字面高サ約十九糎。每半葉十二行、細註双行。本文墨付、卷一 四十五丁―内目錄二丁、卷二 五十丁―内目錄二丁、卷三 四十五丁―内目錄二丁。

題簽、白紙短冊（表紙中央）に、「山響冊子 上（中下）」と墨書する。目錄題、「山響冊子卷一（一三）／目錄」、内題、「山響冊子卷一（二）」、但し卷三は省略、卷一内題下に「橘守部草」と署名している。各卷々名は卷一のみに、「さきくさの巻」と記すが、他巻は之を欠く。

本書は前掲板本からの「江戸末明治初」頃の転写本であるが、以下の如き、改補省略が見出される。

先ず改補に就いては、板本冒頭には初編三卷目錄を「五十音にわかち」挙げているが、本書はこれを各巻別とし、各巻編成の項目の順序に従い揭示している。

次に転写の際に略筆しているのは、卷一卷頭の「端書」全文と卷三卷尾「○磐之媛命イハノヒメノミコト八田皇女命ヤタノミコト」及び西川等雄の附載追記「○喚子鳥を鳩とせる説の弁」の二項目全文、各項目はじめの質問者―門弟名―を省き、直接「問云はく」として本論に入っている。本論中に於ても屢々双行細註部分はこれを削除し、必ずしも板本そのままの書写本ではない。が、其他に於ては概ね誤脱なき転写本である。書写後、朱筆の句点を施すと共に誤写を同じく補訂し、欄外には同一筆写者の墨筆書入れが散見される。その中には、「直麿案」、「昌章曰」の如き人名を見る。宣長・大平門の直麿（笠因）又は直麿（渡辺）・昌章（三浦）等の書より引用し、守部説を評するものか。ともかく、上記の如き、刪補を以って同書の内容を主とする書写本である。

○斯道文庫蔵 山彦冊子〔抄出〕 三卷 筆者未詳。

袋綴、上中下合一冊。本文共紙表紙、竪二十六・一糎、横十七・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十二・五糎。每半葉十一行、細註双行。本文墨付、上卷三十八丁―内、端書四丁、目次四丁、中卷三十五丁、下卷三十二丁。

外題、「難語考 上(中下)」と表紙左肩に打付書している。上巻外題の許に「上／中／下合本」と付記す。序題、「難語考端書」。目録題、「山彦冊子」。内題、「山彦冊子 さきくさの巻抜書」と記し、その許に、「橘守部草」の署名を記している。

右両門弟の端書には、それぞれ、その末に、

御世の名も天の保つてふ二とせふりし木のめも春にあふむ月の中ころ大人に物とふ輩の中にてひとりかするす  
天保二年五月おなし輩の中にて又ひとりかするす

と、上掲板本同様の記が見える。

本書は「山響冊子」初編三巻の「江戸末明治初」の抄録本である。上巻内題に、「山彦冊子 さきくさの巻抜書」と誌すが、以下の如く、変則的抄出である。即ち、上巻は、山響冊子巻一「さきくさノ巻」から八項目、同巻二「かつみノ巻」から八項目、同巻三「すがそノ巻」から八項目、中巻は、同巻一から二十二項目、同巻二から十二項目、下巻は、巻二から七項目、巻三から二十三項目、の如く、本書上中下三巻は、「山響冊子」の巻序に従い抄出するものでなくして、上中下各巻は、それぞれ依拠本三巻中より任意に抜書し集積して三冊となしたものである。又、各巻の排列も必ずしも依拠本によらず、更に各項本文も多少刪省するところがあり、抄録者の備忘、参考資料として書抜き集輯したものである。「端書」は板本と略同様―漢字・仮名の異同にとどまる―であるが、目次は、本書の抄出順序により再編成している。

その依拠本については、板本の誤刻箇処、摩損箇所などに註記又欠字余白を誌すことから、天保二年・十年刊のいずれかであろう。

印記、巻首に「広田」小円朱印、「松本蔵書」方円朱印等を捺す。又、第一冊見返しに「昭和十六年十一月一日／

松本彦次郎氏寄贈」印を捺している。

### 備考

守部の前期訓詁の時代を飾る最も相応しい業績は、この「山響冊子」初編三巻と、次述する続編「鐘のひびき」三巻である。板本「山響冊子」は前記奥付に見る如く、「天保二年辛卯十一月刻成」とあるによって、守部の著述としては、その学問上の成果を世に問うた当初の刊行物として記念されるべきものとなったのであろう。その世評と反響は猶賛否両論に相渉りながらも、斯界に於ける守部の存在をして一躍確実なるものとしたのである。時に守部五十一歳。因みに、鹿持雅澄が、土佐藩公の下問に答えた「山響冊子評」三巻―書陵部蔵、安政二年乙卯八月二日識語―、「才子弘化奇話」初編二巻―刊年未詳、外題「才子当世妙々奇談上下」(国学者伝記集成抄出所収)―の「なんご難語之考かうはまおみあさけるもりべ浜臣嘲ニ守部」など、雅俗にわたる世評の一端を告げるものである。

本書は凡そ二百二十余項目にわたる門弟との問答体形式の難語釈義である。しかし、その内容は、全集第八に見る如く、一般の辞書類とは異り、広く語彙・事類、故事・故実、地名・人名・物名等につき、雅俗の語・句、又時に文章全体にもおよぶものであり、後の雅言考・俗語考なども共通する難義の釈解を以って編述されている。本書に云う難語とは、

さて難語といへばとて、彼ノ斉明紀の童謡、万葉集の莫囂田隣之の歌などの、めざましき類ひのみをいふにもあらず、今吾輩の難語とするは、大かた常に用ふる語の中に難かるをいひて、その難きに三つのわきあり、一つには世々の説まちくにして、定りかたき也、二つには用ひざまのおぼつかなく、さだかならぬなり、三つには常に用ひながらも、しかいふゆゑのしられ難きなり―同端書

と分類し、その対象を規定しようとしている。しかし本書は、本来、折々につけ守部の勘案した難義の解釈を一篇

に輯めた雑纂的な編著であったがためであろう、とりわけ、その結構、体裁にこだわることもなく、従って、種々なる諸項目となったものと思われる。又、その端書にも、

此書は、わか池ノ庵の大人につきて、もの学ふ輩、おのがじゝ疑はしきふしくを、こゝかしこよりとひよりてし、み答へなるが、はやく一つに集めて、おのゝかきかはしつゝ見しほどに、誰が名づくともなく、とし比難語考となん、よびならはしたりける、

と断っているのは、意外に本書成立の事実の一端を告げているものと思われる。従って、その編成も、

今みればはじめより五十音などに部を分て、ねがふべかりしをとおもへど、又かくおなし根ざしのことの葉どもを、並べついで給ひたるにて、互に相たすけあひて、なかゝに言の意の、さとりやすきえうも多かれは、もとより大人の心とめたまひたるわざにもあらざれど、他し人の手して改めなんよりはとて、今はもはらかきて賜はりしまゝにゑらせて云々

と、同源・同類語句を以って結構した旨を記し、稍苦しい弁明を述べているのであるが、結句は初編三巻の目録を巻首に据え、その編目をして本書の雑輯的な形態を集約させるはかはなかつたのではなからうか。三巻の巻名、さきくさノ巻 かつみノ巻 すがそノ巻、には敢て類別すべき分巻の意義は見出しがたいのである。ともかくも、守部前期著述を代表する本訓詁篇は、後の雅言考・俗語考とも相応に共有する特異な辞彙的編成を多分に提示するものであるが、本篇はさらに雑纂的編成をとり、その故に又守部訓詁学の特性を発揚し得た、釈義・釈註の前半期集成であると思われるのである。

その名義は、上記引用の文にある如く、はじめ「難語考」と門弟の呼称せしを、「もとよりうひ学ひの輩の問と云にて、難語のみにもあらさりければ、大人は山彦冊子と負せて」（同端書）と上梓に際し変更している。その改名の真意

は猶測りがたいが、門弟との軽い問答録の体裁にとどめて、敢て「難語考」なる本格的な重々しい書名を冠するのを避けたのではなからうか。

この「山響冊子」初編三巻の刊行に就いては、「新訂橋守部全集補卷」所収、高井浩氏の「橋守部の難語考と桐生・足利の門生」の御論考に於て、吉田秋主宛守部書翰を軸に委細をつくされているので、同氏の論述を参照されたい。又、その執筆経過は、同論考にも言及されるところであるが、「難語考」の書名が初見されるのは、文政九年刊石摺本「讚大江戸歌並短歌」の末に附刻する「橋先生著述」、「土佐日記臈」以下六部の著作中である。長歌撰格、文章撰格等と並記されているが、嗣出、近刻等と付記していないのを見ると、此期には未だ企劃、草案の段階であり着手するにはいたらなかったのもあろうか。草稿本の皆無の現在如何とも推測しがたい。が、ともかく此期に予告されている。其後、文政十三年の初頭の頃より俄かに書翰中に執筆状況が告げられている。同年二月二十六日付、吉田秋主宛書信に、「紀記歌解終候ハハ一寸難語考相認」と見えるので、去九年頃よりの企劃が、一部、斉明紀童謡、万葉の莫囂円隣、土佐日記正月十一日の文、同十三日の詞、などの既存稿をも併せて成稿の運びとなったのであろうか。又、他にも旧稿の部分的草稿等もあったことであろう、この文政十三年から翌天保二年の春頃には完稿となっているようである。同年五月には上梓のため書肆須原屋との交渉に入り、同十一月には早くも刊行を見るのである。かく上記の書翰よりすれば着稿から成稿の間は極めて短く、此種の編著としてはやや異例である。とすると、序に誌すごとく、折々に、門弟との質疑応答が稍雑然ながら草稿として集積されていて、俄かに現在の如くに編成されたとも想定されるのである。本編が守部著作としては可成雑纂的であるのは、あるいは又奈辺にも事情が存するのではなからうかとも思われるのである。

## 附記



猶、本書の刊行に際しては、吉田秋主以下桐生・足利社中の資金後援を得ての上木であったのであろう。吉田家には今も、

橘守部大人著

## 難語考

三冊出来

此書は書紀古事記万葉集歴朝歌書の中より未夕解がたき難語を集めて其語どもの本義より転用に至るまで心得安く注せられたる書にして歌学の為に至て有用の書也

の木版刷広告紙一舗を襲蔵されているといわれる。

鐘のひびき 三卷

天保十年刊  
斯道文庫蔵

袋綴、三冊。浅缥色花円文空押表紙、竪二十五・四糎、横十七・八糎。料紙、楮紙。無辺無界、印面高サ約十九・八糎。每半葉、序七行、本文十行、細註双行。版心、下方に丁附、卷一「〇序一（一）」「〇目一（一）」「〇一（一）」「四十三」「卷二「四十四（一〇九十）」、卷三「九十一（一〇百三十八）」、卷末に、「池庵北畠守部先生著述略目録」三丁を附載する。

題簽、朽葉色短冊（表紙左肩）、「鐘のひびき 上」、「かねの響 中（下）」と刻記。目録題、「鐘のひびき目録」、内題、「鐘廼比備起卷一」、「鐘のひびき卷二」、「鐘乃比備起卷三」と記し、その許に「橘守部草」と刻名する。

卷一巻首序二葉の末に、

今年よりは。としのはことに。一とも二ともつゝ。あらはれゆきなんを。おなしこゝろに。うれしみよろこほしむあまりに。此よし。よもに告しらせんとてなん。

天保九年七月

遷鶯園主人しるす

と誌している。又、「目録」末には、

上件 たゞ其おほよそを採て出すところなり

橘冬照

と附記する。

第三巻後表紙見返しの奥附には、単辺匡郭の中に、

天保十年己亥十一月刻成

の刊年と、「発行書舗」として、

京都寺町通松原下ル勝村治右衛門／大坂心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門／尾州名護屋本町七丁目永楽屋東四郎／勢州松坂日野町柏屋兵助／仙台国分町十九軒西村治右衛門／水戸下町青物町須原屋安次郎／江戸浅草茅町須原屋伊三郎／同日本橋南老町目須原屋茂兵衛

の八書肆とその所在地を並刻している。

本篇の編成は、卷一ひもろ木ノ巻第一段ノ第十六段、卷二たまほこノ巻第十七段ノ第四十四段、但シ目録ニハ第四十二段ノ次ニ「○此下二段紛失」と附刻スルガ本文中ニハ存ス、卷三(卷名欠)第四十五段ノ第七十二段、と上中下三巻に分ち、各巻名を冠して、全七十二段の各標目を立てている。天保二年刊の「山響冊子」初編三巻に対し、その続篇として巻第編成には稍一步ながら面目をあらためている。

本書は全集第八所収の底本であり、同首巻解題に記す、「鐘の響 原板本 三巻」である。本篇は、天保二年刊「山響冊子」初編三巻の続篇として刊行されたのであるが、同書の好評によって、本篇と共に同書肆より、奥付を同じくして重印し同時に発行しているのが、「山響冊子」天保十年の刊本である。

山響冊子 存卷四・五・六

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。濃紺色改装表紙、竪二十五・二糎、横十七・五糎。元表紙本文共紙。料紙、楮紙。但し、旧稿を合綴、又は楮台紙上に貼付する処多し(約三分一)、旧稿は薄様又楮紙を両用す。每半葉九乃至十行、細註双行。字面高サ約十九・七糎(新稿)。本文墨付、卷四 十一丁、卷五 五十一丁、卷六 五十九丁。

題簽(後補)、金切箔散し短冊(表紙左肩)、「山響冊子 卷四(一六)」と墨書。元表紙外題、「山響冊子卷四(一六)下稿」と表紙左肩に別筆(冬照敷)打付書きする。内題、「山響冊子卷四(一六)」と記し、卷四内題下に、「橘守部草」と自署している。

本書は、外題下に記す如く、文字通りの「下稿」であり、旧稿部分と新稿部分とを取り合せ、其上に朱墨筆の改補訂正を多く施したる草稿本である。旧稿料紙は前記する如く、薄様と楮紙部分とが存するが、両者共に新稿着手に際し、必要箇所を部分的に重用せるものである。その両旧稿は新稿に比し稍先ずる筆跡であるが、両手跡は略近似し、年月上の隔ては数年の間の事であろう。そして、両旧稿は、その前草稿等に拠って繕写されたとおぼしき第一次浄書稿本の如くである。殊に薄様旧稿は明らかに成稿を意図して端正に清書されている。かく新稿とこの編述は、凡そ板本天保十年の刊行を遡る、概ね二・三年前のことでもあつたらうか。

扱、本書は「椎本文庫目録」に、

草稿本、卷四・卷五ハ板本「鐘の響」卷二ト共通ノ点アレド又洩レタルヲモ含メリ、卷六ハソノ卷三ト全ク内容ヲ同ジクセリ

と記す如く、板本「鐘のひゞき」の草稿本であり、初編「山響冊子」三巻の続編として巻四より起筆されたために、初編の書名を襲い又巻第を次いだのであろう。しかし、以下、その編成に記す如く、巻四・五の両巻には、板本中に欠く項目を多見する。殊に巻四は板本の五分の一にも足らず、而もその殆んどが板本に見ぬ項目によって編成され、寧ろ板行に際し棄却された草稿反故と見るべきであらう。

以下に各巻の編成を掲げる。掲出次第は、板本と同項目は板本段数を以って略記し、本書独自の項目についてのみ、その標目を記すことにする。

巻四 ひもろ木ノ巻(巻名)

第二段(朱、板本段数ニアラズ)

○香取大神○経津主命○齋之大人ノ命 第二段(標目ノミ、本文欠)〔手はしりかき〕

○おほぞう○おほぞら

第十二(朱、同上)

○きひは○ひはづ○ひはほそ○ひはやか○香黒○香青○けさやかゝきすくゝきむくゝ生酒

生藁表

○わり○わかれて○わりなし

第十三(朱、同上)

○まろ 第十七(朱、同上)

巻五 玉かしはの巻(同上)

○いしたふやあまはせつかい○ことのかたりこともこをは 第二十七段(巻二) 第二

二十段(同上) 第二十一段(同上)

○さす竹の君○さす竹の大宮○さす竹の舎人○刺楊 サシヤナキ ○早苗○早蕨○五月雨

○霰○霰○時雨 第二十八段(同上)

カクヤマト

○高山与耳梨山与相之時○道にあふ○いさあはなわれは ○よにもたよら

に○よにもたゆらに○やよつ○やよけれは ○雨もよ○雪もよ○月もよ○汗もよ ○みたまのふゆ○本都流岐須

恵布由○ふさね○ふさやか ○ふさへしにゆく○ふさふ ○さち○さき○ちはひ ○さめ○あやめさめ 第二十

九段(同上) 第三十段(同上) 第三十一段(同上) 第五十七段(巻三) 第三十二段(巻二) ○つれなし○つらき

第三十九段(同上) ○道ゆきふり ○うけばり○梁 ウツハリ 第二十四段(同上) ○くづほる○よこほり―一部板本ニア

リ ○炫火○炫日○遊絲○蜻蜒○隙過駒○かきろひの岩垣淵○かけろふ夕へ 第二十五段(同上) ○六月十五日

消者 ○天にはも五百つ綱はふ ○天ゆく月を綱にさし ○都牟刈之大刀尾羽張之大刀 第二十六段(同上) ○み

つの柏柏ながし ○みとしろ小田十代 ○小田のかたあらし ○たのきのさゝ 第四十段〜第四十四段(同上)

卷六 天逆手卷(同上) 第四十五段〜第五十六段(卷三) 第五十八段〜第六十七段(同上) ○おほるかおほ 第六十八段〜第七十一段(同上) ○花々に見ん○をるからに○吹からに ○かたはれ月かたわれ月・三日月のわれて ○ねまちの月ふし待の月 第七十二段(同上尾)

以上、卷四 七項目、卷五 四十項目、卷六 三十一項目、にわたり、板本未載項目は兩三卷にて三十二項目を数える。右項目中には、卷四の第二段の如くに標題のみを掲げる項もあるが、概ね首尾完備している。

板本「鐘のひゞき」には、本書と纔かに次述する斯道文庫・天理図書館蔵の兩殘簡のほか、に現在自筆稿本の伝来を聞かず、板本の拠る定稿原本も不明のため、その編述経過は辿るべくもないが、本書は定稿に至る一前段階をしるしている。先づ、本書の板本所載の四十六項目を対比するに、本書の朱墨筆の増補訂に従って読めば二・三の項目を除き、所論、引用文、叙述次第に至るまで、板本に近似し、多くは既に板本と異るところがなく、その限りに於ては、板本寸前の稿本とも認められる。しかし、顕著な特徴として、問答録としての本書の質問者―門弟―の姓氏が、殆んど板本と相違している。定稿への改稿にあたり、すべてこれを代替していることである。其間の事情は推測すべくもないが、門弟の姓氏、その所在をも明記しての体裁は、単なる問答録としての擬態であったのかと、聊か訝かられるのである。

次に、上掲の板本未載三十余項目は定稿過程に於て棄却されたのであろうが、敢て被除する理由も見出しがたい。あるいは既成の「蘆荻鈔」、「湖月抄別記」、「万葉集要解」等に見る重複項目として排除したのかもしれないが、例えば、卷五「○つれなしつらき」の項の上欄に冬照の書入れ「此条おもしろからぬやう也」など見え、その他数ヶ所にも同様な附記が見出されるので、この冬照の評言なども斟酌されてのことであったかとも推測されるのである。とも

あれ、この三十余項は、板本「響のひびき」の遺漏を補う資料として注目される。

扱、本稿本の成立経過を見ると、前記した如く本稿編述と程遠からぬ時期―しかし猶数年の間はあろうか―に、旧草稿の繕写による第一次浄書本が存し、同稿を土台―一部重用―として新稿を補い、巻四・五・六の三巻を書名「山響冊子」二編として編成されたのであろう。この三巻編成後、更に朱墨筆を以って補訂を縦横に施し、定稿の前稿本となったのが本書であろう。巻四の如きは或は定稿部分としても転用され、被除草稿として遺留したために纔か十一葉の残簡となったのではないかと想像されるのである。

又、本書の頭書には、冬照の書入れ―主に参照資料―が散見され、板本中にまま斟酌され補入する処が見出され、冬照の参加もあったのであろう。此期―天保七・八年は冬照二十三・四歳の頃である。

印記、「椎本文庫」等橘家の押印すべてなし。

#### 備考

「鐘のひびき」三巻は前掲斯道文庫蔵自筆稿本「山響冊子」巻四・五・六により、「山響冊子一名難語考」初編に続く第二編として着手され、書名も初編を踏襲し、巻第も又初編に従って定められたことが判明する。其後、書名が「鐘のひびき」と改められた時期は確認しがたいが、恐らく定稿本―現存未詳―、或は板下本に至って、「山響冊子」と呼応して名付けられたのであろう。その内容又所収編目も全集第八巻に見るごとく同工異曲の問答録の体裁を守り、自ら「漫録」(巻三第六十七段)と称する、稍雑纂的に三巻を以って二編となし、初編の趣を整え、目録検索の便を計って仮に七十二段に編成しているのである。

本編三巻は前記併掲した如く、現存稿本には本稿本のほかには、以下に記す両残簡(天理図書館・斯道文庫両蔵)を纔かにとどめるにすぎず、本編の編述経過は、先に、本稿本が、その編述を大凡天保七・八年と推測しておいたが猶

確証するわけではない。しかし、ただ以下の如く、本文中に附註する守部著述書名に、例えば、卷五「〇いしたふやあまはせつかひ」の項の末に、「凡て上つ代物に就て語事（辭）と云事（朱）あり其委しき事は書紀の注にいひつ」（新稿部分）と「書紀の注」を「蘆荻鈔」―処々に散見―と別して記し、又同卷末「零雪者」（フルユキハ）の項末尾に、「ほいのことく万葉の注も今はなかは成たればそれにゆつりて略きつ」（墨筆補訂部分）等の断り書が、そのほか一・二が見出されるのである。前者が「稜威道別」を指すとすれば、同書名の初稿本（斯道文庫蔵、稿本15）成立期（同解題参照）、天保八年前後のこととなり、後者が「万葉集要解」（斯道文庫蔵、存卷一・二・四・七）を云うのであれば、その成立（同解題参照）は天保六・七年の頃であるから、本稿本の編述は同六・九年の間、七・八年の頃が最も可能な推測と思われるのである。本稿本の書風も上記両稿本と又よく近似する。上梓に先立つ二・三年前のことである。

「鐘のひゞき」三巻の出版の経緯については、さきの「山響冊子」初編と共に、高井浩氏が吉田秋主宛守部書翰に拠って報告されている。<sup>註</sup>それによると、「山響冊子」初編の好評により「難語考」続編の上梓を同じ書肆「須原屋」より受けて早速翌天保三年二月中旬頃には板下の清書に着手、四月頃には、その半ばを終了したが、其後は書信に見えず中絶している。書翰の上では、同五年・七年に秋主との間に上木についての応答を見る由であるが、天保九年初春に同書肆の申し出によって、俄かに「難語考二編目」の板下仕上げにかかり、同年十一月に刊行の運びとなつてゐる―但し、刊記には同十年己亥十一月であり、一年の相違あり、未詳。

右記の経過よりみると、「山響冊子」初編刊行の翌春、早くも「鐘のひゞき」板下に着手しているのであれば、既に然るべき草稿本は存したのである。しかし、その草稿は現在不明である。とすると、本稿本に貼付する旧稿部分が、時期的にもその草稿に最も近いものであつたらう。そして、その草稿に拠って恐らく本稿本の旧稿部分は成つたのであろう。なかでも薄様の浄書部分は極めて端正に筆写され、板下とも擬せられるべき稿本である。且つ、それは

本稿本卷四と卷五の半ば迄であり、前記書信とも符合するのである。従って、確認はしがたいが、この薄様旧稿は右記天保三年初春から初夏にかけての板下清書本の一部であったと推測することは可能である。又、楮紙旧稿部分―巻五後半・巻六―も又走書きの草稿本ではなく一応は完成稿に近い稿本であり、手跡も前者と相隔てぬものであるから、この前後、恐らく引続き後半の完成を期して整備した稿本と推測される。天保三・四年頃のことであろうか。前述した如く、この両旧稿は既に内容・叙述共に板本に近く、寸前の稿本とも目せられるので、此期には、早くも「鐘のひゞき」三巻は、「山響冊子」二編として略完成の域にあったと考えられるのである。

其後、数年の中絶の後、天保九年初春、上梓の申入れと共に直ちに着手しているが、それには、又然るべき稿本の存在を予想せざるを得ない。これもまた、推測にすぎないが、旧稿と新稿とによって成る本稿本が、あるいはそれであったのではなからうか。板下着手の前年の頃が妥当な時期であろう。その書風も又此時の他著述とも極めてよく近似するのである。

註 天保二年刊「山響冊子」解題註掲出論文。

### 〔統難語考〕 残簡

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。後補浅缥色牡丹唐草空押表紙、豎二十八・二纏、横十九・八纏。料紙は楮紙にして、各葉表のみに四周単辺(二〇・二×一四・七)の匡郭を墨引きし裏は無郭のままに、毎半葉十行に端正に清書している。柱に「四ノ廿六」、「四ノ廿八」、「四ノ三十」、「四ノ卅二」、「四ノ四三」と丁付す。本文墨付、五丁の残簡である。題簽、内外題なし。

本書は、板本「鐘のひゞき」の前稿本であり、前掲斯道文庫蔵「山響冊子」存卷四・五・六の補訂書入れの後をう



けて浄書改稿した自筆本の断篇反故である。以下に斯道文庫本の板本とを照応し、その各段を表示すると、

第一葉表四行―斯道文庫本（以下斯本と略記）「○おほぞう○おほぞら」項の文尾、板本同項未収。斯本と同文。

第二葉五行より同裏末行迄、標目「第十二段」○きびは○ひはづ○ひばほそ○ひはやか○香黒○香青○きすく○きむく○生蕎麦○生酒○かばらか○けざやか○けげじう」、丁付に見る如く後半一葉欠―斯本朱書入段数と同じ、板本未収。斯本朱補訂に拠る本文、過半同。

第二葉表初行より同裏末行迄―斯本未収、板本三十七段「わり われて わりなし」の前・後半を欠く。板本と殆んど同文。

第三葉表初行より第四葉表八行迄、標目「第十四段 間人 あらそふはし はした はしたなく」、中間一葉欠

―斯本未収、板本第三十八段にして落丁箇処未詳ながら略同文なるも猶板本に於て刪補あり。

第四葉表九行より第五葉表五行迄、標目「第十五段」○びさうなきいへどうじ―斯本未収、板本第三十六段、叙述又細註に板本補訂を見るも略同。

第五葉表六行より同裏末行迄、標目「第十六段」○かいじろ、後半欠―斯本・板本未収。

と、斯道文庫本二項目、板本三項目を含む残簡である。その前二項の本文は附記した如く、斯道文庫本の補訂書入りに沿い改稿繕写され、後者三項目は猶板本と若干の異同が見出される、いわば両者の中間に位置する稿本である。しかし、それは、上記段数に於ける板本との相違―斯道文庫本の補訂に拠る―と共に、又本書第十四段に見る質問者「唯、乗老上人」を、板本が「天谷、寿米子」とあらためている点などからも、寧ろ旧稿の様相をとどめているのである。謂うならば、本書は旧草稿斯道文庫本を基軸とした改訂浄書本であり、その纒か数篇の残簡である。現在この断篇を残すにすぎず、その稿本進捗の状況は推測すべくもないが、若し三巻におよぶとすれば、板本成立以前に於ける第二次

の完成稿本であつたらうと考えられるのである。がしかし、それも旧稿の繕写本の域を出ず、板本への過程には猶巻第の再編成、編目の加除等、抜本的な改訂を必要とする稿本であつたらうと思われるのである。

次に、本書の執筆時期に就いてであるが、本書が上記した如く斯道文庫本の補訂の後を受けるものであれば、同書の成立、天保七・八年の後、天保十年上梓以前、二・三年の間のこととなる。しかし、本書の如き編成を示す稿本が、定稿本、板下本の執筆を考慮すれば、同本加筆補訂と略同時期を想定しなければならぬであらう。あるいは、又、本書に記す段数の終り「第十六段」が暗示するが如く、その第一巻の辺りにて摺筆されたのかもしれない。いずれにせよ、斯道文庫本補訂の頃、相重つての清書本であると推測されるのである。

猶本書見返しには、「続難語考（鐘のひびき続稿）／断片／木版三出来ズ」と誌す紙片を貼付している。筆者未詳であるが、板本よりの却除を言うのであらう。印記、第一葉に、「椎本文庫」朱印を捺す。

### 龍田川弁・神名火山考

#### 自筆補訂本

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。濃紺色改装表紙、縦二十四・六糎、横十六・九糎。元表紙本文共紙。料紙、薄様。字面高サ約二十一・二糎。每半葉十行、細註双行。本文墨付十三丁。

題簽（後補）、金切箔散じ短冊（表紙左肩）に、「龍田川弁／神名火山考・山彦冊子三編中」と墨書。元表紙外題には、「龍田川弁／神名火山考・山彦冊子三編中」と表紙の左側に、自筆打付書きしている。内題はなく、本編の標目を直接に記す。即ち

○龍田川、神名火山、カミナヒ神名火折廻前、フクロムクマ岩淵、磐瀬磐瀬杜

○神名火山 三室山 直超クダゴエ 小椋嶺コクラノ 那良志ノ岡 龍田本宮 新宮

とある。

本稿本は、「椎本文庫目録」に自筆とし、その手跡も守部筆跡と極似するが、具に検するにそれは薄様を用いての端正な影写と推定され、恐らく冬照歟と推測される。第十一丁表に貼付する押紙一葉あり、冬照の筆跡である。又、第五丁裏に、「山樹繁りて天を掩い、屋敷眉も暗き」と誤字を傍記訂正するなど編者自らなすところではなく、転写者のそれであろう。ともかく、この影写本を土台に、守部が朱筆を主とする一纏かに墨訂あり一補訂を施したのが本稿本である。

本稿本は、外題又巻首の標題にても明らかであるが、板本「鐘のひゞき」巻一の冒頭、同第一段に当る。外題下に「下稿而未文成」と記すが、守部の朱筆補訂は、巻末の半葉を除き、すべて板本本行中に組入れられ、些少の字句の異同、細註に板本補足を見出す以外は、本文は殆んど同じくし、その寸前の稿本となっている。旧稿を冬照に書写せしめ、定稿を期したのである。前掲斯道文庫本に貼付する薄様旧稿の毎半葉九行とは異り、十行に書写されているのを見ると別時の稿本に拠ったのであろうが、守部補訂の状況からみて、それも又終稿に近い稿本であったかと想定される。

その補訂の中に、「其嶺に生茂る梢ともそ即神籬ヒモロキなりしなりけるなる(朱訂)」(十オ)の次に割注を補足し、「神籬の事次の／段に云を見合すへし」と書入れている。次段は板本第二段に当り、その内容も右補注と符合するので、既に此補訂段階では、その編成次第は成っていたものと推定される稿本過程にある。

一方、本稿影写本文に於ても、その細註に「飛鳥川は石橋渡るとよみて小石を置並へて踏渡る計りの河にして黄葉イハハシの乱れて流るへき川にもあらず云々……万葉に徴を拳委くことわりおきつ」(八オ)と見え、この万葉は「万葉集要

解」七巻を指すものの如くに思われ、「石橋渡」の釈などは、同「要解」巻二の十九丁表の附箋（同解題参照）とも暗合するので、恐らく右記の断り書は「要解」を云うのであらう。とすると、影写依拠本も又「要解」成稿以後のことと推定され、一応は天保六・七年以降の稿本ということになるのである。従って、守部の補訂の土台となった旧稿も又余り歳月を隔てぬ時期の稿本であつたと推測され、刊行に先立つ天保七・八年頃には、前掲天理図書館蔵「続難語考残簡」などと共に、あわただしく、冬照などの助力と相俟って―因みに、前記冬照筆押紙は板本中に、参照資料として引用されている―「響のひびき」は定稿の運びにと向つたのであらう。本稿本も、その中の残稿のひとつとして遺留したものであらう。

印記、元表紙外題の許に、「錢餅岡」方形朱印を捺している。同印に就いては「万葉集要解」解題註二に稍詳記したので参照されたい。その使用例は尠く、天保二年夏以降、同六・七年頃、「要解」の捺印までである。本例なども使用例としては最終のものであらう。

難語考同二篇類聚 八巻

筆者未詳

斯道文庫蔵

袋綴、十冊。後補茶褐色艶出表紙、縦二十三・六糎、横十六・六糎。元表紙は白楮紙。料紙、左右双辺十行野紙（十糎×十三・五糎）、全巻裏打す。本文墨付、第一冊四十七丁、第二冊三十三丁、第三冊五十一丁、第四冊三十五丁、第五冊三十六丁、第六冊二十一丁、第七冊二十五丁、第八冊三十一丁、第九冊十九丁、第十冊三十丁。

題簽（後補）、単郭付短冊（表紙左肩）に、「難語考類聚 一（二・三・四上下・五上下・六・七・八）」と墨書す。

元表紙外題（表紙左側）は、以下の如くである。「難語考同二篇類聚 一／鐘之響山彦冊子」、「難語考同二篇類聚 二／

山彦冊子鐘之響」、「難語考同二篇類聚 三／山彦冊子」、「難語考同二篇類聚 四上／鐘之響」、「難語考同二篇類聚 四下／鐘之響」、「難語考同二篇類聚 五上／鐘之響」、「難語考同二篇類聚 五下／鐘之響」、「難語考同二篇類聚 六」、「難語考同二篇類聚 七」、「難語考同二篇類聚 八」と、外題と所収内容とを併記している。内題なし。

本書は「椎本文庫目録」にも誌す如く、板本「難語考」初編・二編、即ち「山響冊子」三卷、「鐘のひゞき」三卷の抜書本である。その抜書は、両書の約三百項目を主題別に類聚することを試みようとしたものであるが、以下の如く、次第にその方針は崩れ、両書全六卷を転写するに終わっている。

それは、上記の元表紙外題下に付記するように、卷一・二は両書各三卷の中からその類題に添い抄出するが、卷三に至ると、卷一・二の抄出項を除く、「山響冊子」三卷に限り略類題に聚める方法となり、卷四上下・卷五上下に於ては、前者同様卷一・二の抄出項を除く、「鐘のひゞき」三卷の遺漏全項目を稍任意的に類聚しているのである。卷六・七・八の両三卷に於ては、既に類聚意識は失なわれ、両三卷は「山響冊子」三卷の各巻、「さきくさノ巻」、「かつみノ巻」、「すがそノ巻」と、その巻第に従って、前記卷一・二・三の抄出項目の遺漏の全てを転写するにとどめている。「難語考」初編二編の持つ性質上、主題別の再編成は自ら無理であったのであろう。

印記、各冊第一葉上欄に「鈴木／直道」の方形朱印を捺す。

附 龍門文庫蔵 難語考余言一卷 自筆。

本書は旧時龍門文庫訪庫の際、一覽の機を得た一本である。極めて簡単な調査メモをとどめるにすぎないので、同文庫目録と併せて、その概要を附記することにする。

袋綴、一冊。後補浅緑色表紙(二十五・五×十七糎)。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・五糎。每半葉十行。本文墨付十四丁。題簽、川瀬一馬博士題書。本表紙は守部自筆にて、「難語考余言」と記す。

本書の内容は、○黒木・くれ・木丸殿○高野玉川の哥てにをはたかはさる事(鐘廻比備起卷一第十二段)○みつばよつばに殿つくりおもや・もや(卷二第二十二段)○めだう・めんだう切馬道・大馬道(卷二第二十三段)○関のくぎぬぎの追加(卷一第七段)○しだ草○かし鳥○威毛・ひろう毛○立田川(卷一第一段)○片巫・肱巫(卷一第十一段)、等の項目を所収する。同目録に誌される如く、「鐘廻比備起中に所収した分は見せ消しとし、その他の未収の分」を記した、「難語考」二編の「鐘のひゞき」草稿本かと記憶する。猶精査の機を俟ち追考を期すことにする。

印記、「椎本文庫」朱印を捺す。

## 雑々拾遺

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。浅缥色表紙、竪二十七糎、横十九・四糎。外題、「雑々拾遺」(表紙左肩)に打付書(筆者未詳)する。

本書は雅俗に亘る古今の難語彙・句の解を長短各種の紙片に書き留めたる草稿―一種のカード式―を台紙「中庸大全或問」に五十音順―但し頭音のみ―に貼付し冊子体に編輯せるものにして、料紙、筆跡、字面・行数は一律ならず、その執筆年代も上限は文政期後半、下限は天保期前半までの各種草稿を収めている。

その所収の難語・句は凡そ三百項目におよび、各草稿は多く朱墨の補訂を見る草案的な走り書きである。所収項目は「雅言考」、「俗語考」所載項目と屢々重複するのであるが両書に比し多くは詳密であり、寧ろ、「山響冊子」、「鐘のひゞき」に類する難語註釈の草案的傾向をとどめている。事実、又、「奥河内清香問」(いとこやのノ項)の如き何某間の問答録形式の草稿も尠くなく、「難語考」初編二編に遺漏した諸編を収録している。

此期―文政期後半天保期前半は守部の謂わば訓詁の時代とも称すべき期にあり、各種字彙類の編纂と共に紀記歌

謡・万葉集註釈の成果が結実しつつあったのを想うと、かかる語彙・語句にわたる訓詁釈註の備忘的草稿は夥しき量に達したことは想像するにたたくない。その中であって、雅俗字彙類として攢集を忘念されたる草稿、あるいは遺留されたる反故等も相当の量を残したことであろう。その一端がその嗣子の手により編まれたのが、本編「雑々拾遺」一篇であろう。前記外題の筆者、五十音の標示などは勿論守部の筆跡と異なるのを見るに、冬照又は孫道守などが筆者として擬せられる。就中、「俗語考」、「雅言考」の編者であった道守が想定されるのである。いずれにせよ、守部、五十歳前後、爛熟の訓詁時代の遺篇として貴重すべき稿本である。草稿貼付台紙数は一四二丁。

印記、台紙となった守部蔵書「中庸大全或問」の内題の許に、大振りな唐獅子朱印を捺す。

### 俗語考浄書本

(一)自筆 阿部ノ許部、(二)冬照筆 佐・志部、(三)道守筆 須部ノ都部

天理図書館蔵

(一)

袋綴、八冊。縹色表紙、縦二二三・六糎、横十六・六糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・五糎。釈文一字下げ。每半葉十行。本文墨付、第一冊実数六十四丁―内凡例三丁(丁付す、以下同。但し本冊重複あり)、第二冊実数四十四丁(丁付誤記あり)、第三冊実数四十三丁(同誤記あり)、第四冊四十二丁、第五冊七十九丁(丁付なし)、第六冊三十丁(同上)、第七冊四十七丁(同上)、第八冊七十三丁(同上)。

題簽、雲母入白紙短冊(表紙左肩)に、「俗語考一(ノ八)阿部(ノ計己部)」と自筆墨書す。内題、「俗語考卷一(ノ八上下)阿(ノ部)(ノ計・許部)」と記し―但し、「三」以下「卷」字なし―各卷内題下に「橘守部輯」と自署している。第八冊は上下二分冊とす。

冒頭「凡例」末には、

今はかくついで、見れは漏たることゝも多かれとかくてたに二十余巻となりつれは先此まゝに一たひ巻をとちめつもしかゝるをさな言もうひ学の人のたよりもなれらは狩のこしつる書ともゝいとあまたなりければふたゝひ思ひおこして又続編をもかき継へし故に撰ひたかへて入所をひかめたるなどは皆切とりて後のかきつきに合せんとて残しつ

天保十二年十一月十四日

守部

と誌している。

此(一)の巻第編成は、

第一冊 凡例 阿〔部〕二言ゝ十言以上、第二冊 伊〔部〕二言ゝ九言・十言以上、第三冊 宇衣〔部〕二言ゝ十一言以上(宇)・一・二言ゝ五言以上(衣)、第四冊 於部二言ゝ九言以上、第五冊 加部二言ゝ十二言以上、第六冊 幾部一言ゝ九言以上、第七冊 久部二言ゝ八言以上、第八冊 計部(八上)二言ゝ六言〔以上〕 許部(八下)一言ゝ八言九言十言、

と、五十音順に配し、各語数を標目にたてて並記している。因みに全集は右語数順配列を単一に同音順に再編している。

此自筆本は既に浄書完成稿ではあるが、猶各冊上欄余白にはまま語彙の増補・補訂等の自筆書入れが見出され、且つ押紙の補訂・増補も散見される。後者は半ばは守部自筆であるが以外は冬照の筆跡と認められる。

(二)・(三)

袋綴、五冊。(二)冬照筆は第一・二冊―但し六十三丁裏「しゅつない無術」項目迄、(三)道守筆は同以下、第三・四・五冊



の三巻である。(二)・(三)は縹色行成表紙、寸法・料紙・字高は前掲自筆本と概ね同じくする。但し、第二冊は表紙を欠いている。毎半葉、第一・二冊は八行、第三・四・五冊は十行書きである。本文墨付、第一冊六十三丁(丁付なし)、第二冊六十七丁、第三冊実数六十八丁(丁付誤記あり)、第四冊五十七丁(丁付あり)、第五冊六十四丁(同上)。

題簽、(二)・(三)共に、短冊型白紙(表紙左肩)に、第一冊「俗語考 佐部」、第三冊「俗語考 須勢會部」と記す(道守筆敷)。第四・五の両冊は題簽を剝離する。

内題は(二)・(三)稍統一を欠き、第一冊「俗語考卷一」、第二冊は内題を記さず、第三冊「俗語考卷」、第三・四冊は「俗語考」と自筆本以下の巻第を以って継続することなく未定のままである。内題下の署名は第二冊以下四冊各巻に、「橘守部撰／孫道守訂」(第二冊)、「橘守部輯／孫道守訂」(第三・五)と誌している。

(二)・(三)各冊巻第編成は、

第一冊 佐〔部〕二言〃十言以上、第二冊 志の部二言〃五言、第三冊 須〔部〕一言〃十一言〃以上、勢〔部〕二言〃七言〔以上〕、會〔部〕二言〃七言以上、第四冊 多之部二言〃十一言以上、第五冊 知之部一言〃七言以上 都之部二言〃八言九言、

と、その配列は前掲自筆本と同様である。

以上、自筆稿本八冊、冬照・道守稿本五冊の十三冊が「俗語考」浄書本として残るのである。その経過は自筆浄書本八巻八冊の後をうけて、男冬照が第一・二の両冊を繕写し、第二冊末尾以下第五冊迄を、孫道守が繕写したのである。この五冊にも纒かながら上欄余白に増項補註の書入れが見出され、その筆跡は道守と認められるので、冬照繕写部分にも其後道守が加筆したがために、「孫道守訂」と添書したものと推測される。例えば、第一冊(冬照筆)「さびらき さのぼる」の項上欄に、「道守云サミタレハ佐水垂ナル可雨ノ降テ苗ヲ乱スコトナラハサミタリト可云」

など冬照繕写本への加註の跡である。

扱、この孫支による繕写であるが、守部自筆本は八巻八冊を以つて投筆されていて、「凡例」に云う「二十余巻」の浄書のこととはなかつたのであろうし、冬照はともかく、道守の繕写のことは後述（備考）する如く明治期であることを想うと、此両者が扱つたのは、次掲の天理図書館蔵自・他両筆「俗語考草稿本」二十二冊ということになる。同書は文字通り草稿、用例抜書集成であり、その用例又加註の次第も前後錯雑している。しかし、右記の巻第編成、五十音順、語数順の基本的配列の大綱は略存し、諸用例も既に結集するに近い状態である。従つて、冬照・道守は、その草稿の錯雑した諸用例、守部私註書入れを如何に整備、校訂、編輯するか意は注がれたことであろう。いわば纂・校訂という事実上の作業を通しての繕写経過であつたと想定されるのである。事半ばにして終つたのであるが、守部孫支ならではの労作であつたろう。その続稿は勿論意図されたのであろうから、内題巻第・各部項等の表記も未だ統一を欠くままに終稿を期しての所謂繕写であつたろうと推測されるのである。祖父守部と並列して「孫道守訂」と記すのも其謂れなくもない。その際、草稿本の本文取捨撰択に於ては、可成は忠実な再現を期してはいるが、<sup>註</sup>わずか語項目・用例などにも刪省する処も見受けられる。と同時に、敢えて彼等の私案を配するところも尠いのは当然の結果であつたろう。しかし、それも、自筆浄書本八冊「阿ノ許」、冬照・道守筆五冊「佐ノ都之部」の十三冊を以つて未完のままに終息している。

印記、自筆本第七冊題簽下とその巻首に「椎本文庫」朱印を捺す。

#### 備考一

全集首巻解題に、「俗語考」底本を「原写本 二十二巻」と記し、

守部翁自身が整理し清書したと思はれるのは、阿の部から己の部までと、佐、志は翁の子冬照の浄書、須、勢、

會、多、知、都は冬照の子道守の浄書した本がある。今回俗語考を本集に収むるに方り、阿より都までは右の浄書本に拠り、浄書以前の稿本とも対照校合し、且の部以下は浄書本が無いので、稿本にのみ拠ったのである。

と誌している。即ち、上記十三冊の浄書本が阿々都部までの底本となり、且以下遠部迄が次掲天理図書館蔵「俗語考草稿本」を底本としたのである。

又全集首卷「凡例」に、

一、俗語考及雅言考は、原本が、十分整理せられて居らぬ為、今回編者に於て、幾分の削除及整理を行った。

と断っているのは右の稿本次第を顧りみると極めて当然の方法ではあるが、猶削除・整理の実体に就いては言及する所でない。しかし、上述した浄書本十三冊に就いて見るに、その最も顯著なる処は、「凡て言の心を考へむには同じ根さしの通音並へ見むこそ心得やすからめとて五十音もて分ちつ」(俗語考凡例)と基本の大綱は遵守するが、「おなし詞もいひなしによりて二言ともなり三言五言ともなる多かりそれもなるへき限りは一つ所に釈すへき心なりつるを」と、その困難を認めながらに、各語数を以て標目をたて分類配列している―因みに草稿本も当然ながら各語数に分つ―のを、全集刊行に際しては、恐らく、語・事彙の検索と現行辞典の形体を考慮しての事であろう、語数の如何を問わず一律に五十音順に再編成しているのが改編中の最たる点である。その他は卷第省略、標目部の統一等、些事にかかわる諸点であり、編纂上已得ぬ整理であろう。又、浄書本に限って見ても僅少なから、削除する事項も散見されるが、これもまた、用例・注解不備なるもの、雅言に重複する諸事・語彙であり、「雅言考」との斟酌の上での事であるろうかと推測される。がまた単純な錯誤による誤脱も原本の分類基準によって惹起されたことであろう。

又、全集中には一・二箇処に「校訂者曰、中元以下六項、チュウウノ順序ニ入ルベキモノナリ」の如き校訂者の註記が見えるが、此例で云えば、「中元・中間・中興・中国・中酒・重恩」の如き語彙の音表記を底本はいずれも四言と

し「チウ」を記すなど、音表記の誤謬を訂すものであるが、かかる例は語数順配列に伴う錯誤として所々に散見されることであり、これも又、些事にすぎぬ註記と思われるが、全集本文中に見えるので、一例として底本との関係上附言するものである。

一方、浄書本を欠く旨以下遠部までは、後述「俗語考草稿本」の処にて触れるが、全集「凡例」中に記される如く、雑纂的な諸用例の整理を中心とする校訂編纂は相当の困難を伴うものであつたらうと想像されるのである。

#### 備考二

「俗語考」浄書本の成立年時に就いては、守部自筆の阿部から許部まで八冊に関しては、同稿本「凡例」の奥に、「天保十二年十一月十四日」の日付が誌され、他に此の年紀を反証する事実を確認するに至らぬので、右年代頃の浄書と考えるほかはないが、冬照・道守の繕写は当然の事ながら時代は更に相当の間降ることが予測されるのである。冬照による佐部・志部両冊の編輯と浄書は、守部存命時代の天保・弘化・嘉永の時期も可能ではあるが、其後のこととしても冬照の没年文久三年六月二十九日以前とすれば、凡そ二十年の間のことである。しかし孫道守の須部から都部に関しては守部没後のことは云うまでもなく一層に降って明治期に入るのである。吉田秋主娘いとの子、東市が橘家の養子となつたのは未調査のまま年時を明らかにしないが、道守は嘉永五年に生れ明治三十五年四月二十一日に没しているので、其大凡の見当は推測可能である。義父冬照の没後、其志を継いで、本書の編輯繕写に掛るのを、仮に二十歳から三十歳の間とすれば明治五年から同十五年のこととなる。そして此の三十代から四十代にかけて、明治十六年に「長歌撰格」椎本蔵版本の刊行をはじめ、「短歌撰格」、「文章撰格」を同十八・九年に続梓し、明治二十四年に至ると「稜威言別」十巻嗣出を着手して、「椎本吟社」は守部の主要著述を着実に世にとりていたのである。概略如上の道守の経歴を顧みると、祖父の数々の業績に馴染み、諸著述の刊行にまでいたるには、相応の学識と研鑽を要

したことであろう。そして、その二端として、父冬照の編纂中途にして終った「俗語考」の継続は至極当然のこととして着手するに至ったものと推測されるのである。又、祖父守部の草稿本の整理、編輯にかざられる作業であれば、比較的若年時に於ても可能であろうから、刊行事業、又民間歌人として繁忙期に入る以前、勉学にいそしむ二十代前後が、最も適令期ではなかったかと想像されるのである。本書の筆跡も印象として勤直にして樸拙な感が残る。即ち、明治五年前後同十年前のことであろうかと臆測されるのである。

猶、この続稿も「都之部」を以って終ることとなり、結句「俗語考」二十余巻は三代にして猶浄書定稿を完成するにいたらなかったたのである。又本書「凡例」中に「ふだゝひ思ひおこして又続編をも書き継ぐべし」と記すが、もどより、それも守部の希願に終ったたのである。

註(二)の巻尾、道守補綴部分末は「職人」項を以って終るが、草稿本には猶「浄瑠璃」以下、十二言以上約七十項目程の存するを刪っている。が、それは寧ろ続稿すべくして其儘に放置されたものであり、故意の省略とは考えられない。

#### ○転写本

書陵部蔵「俗語考」〔江戸末〕写 筆者未詳。

袋綴、二十五冊。縹色布目表紙、縦二十二・七糎、横十六・二糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十七糎。釈文一字下げ。每半葉、阿〔部〕ノ許部十行、佐之部ノ遠之部十二行。本文墨付、第一冊「一」(一ノ三十)〔柱に丁付す、以下同〕―内凡例三丁、第二冊「卅一」(一ノ六十六)〔一〕、第三冊「一」(一ノ廿六)〔一〕、第四冊「廿七」(一ノ四十五)〔一〕、第五冊「二」(一ノ三十)〔一〕、第六冊「卅一」(一ノ四十二)〔一〕但し誤記あり、実数四十三丁、第七冊「一」(一ノ十七)〔一〕、第八冊「十八」(一ノ四十二)〔一〕、第九冊三十二丁(丁付なし、以下同)、第十冊四十七丁、第十一冊三十丁、第十二冊四十七丁、第十三冊十八丁、第十四冊二十丁、第十五冊三十五丁、第十六冊二十四丁、第十七冊三十七丁、第十八冊二十丁、第十九冊三十丁、第廿冊三十五丁、第

廿一冊三十一丁、第廿二冊二十七丁、第廿三冊三十二丁、第廿四冊二十九丁、第廿五冊二十六丁。

題簽、單郭付短冊(表紙左肩)に、「俗語考 アノ部(ヨラリルレノ部) 一(廿五)」と墨書する。内題、阿〔部〕から許部(第十五冊迄)は「俗語考卷一(八下) 阿〔部〕と許部」と記すが、佐之部から遠之部(第二十五冊迄)は単に「佐之部(と遠之部)」とのみ記されている。署名は「橋守部輯」と第一・三・五・七・九の各冊に存するも他巻には誌さず。

第一冊「凡例」末には、前掲浄書本と同じく、

天保十二年十一月十四日

守部

の年紀を記している。

本書の巻第編成を掲げると、

第一冊 凡例 阿〔部〕、第二冊 承前阿〔部〕、第三冊 伊〔部〕、第四冊 承前伊〔部〕、第五冊 宇衣〔部〕、第六冊 承前衣ノ部、第七冊 於部、第八冊 承前於部、第九冊 加部、第十冊 承前加部、第十一冊 幾部、第十二冊 久部、第十三冊 計部、第十四冊 許部、第十五冊 承前許部、第十六冊 佐之部、第十七冊 志之部、第十八冊 須之部と曾之部、第十九冊 多之部、第廿冊 知之部(止之部)、第廿一冊 奈之部と波之部、第廿二冊 比之部と辺之部、第廿三冊 保之部と武之部、第廿四冊 米之部と由之部、第廿五冊 与之部と遠之部、

の如くである。

本書二十五冊の「俗語考」は二種の依拠本により、転写されている。即ち、(一)阿〔部〕から許部(第十五冊迄)と、(二)佐之部から遠之部(終巻迄)とに分れる。

先ず、(一)の依拠本は前掲浄書本当該部からの転写本である。底本の阿部・伊部・宇衣部・於部・加部・許部の各部

を二分冊十二冊とし、以下、幾部・久部・計部三冊の十五冊に編綴するが、その内容は丹念なる転写である。寧ろ、第一冊「凡例」、第五冊字部から第十五冊許部までは、各部丁数・行数・字詰等、全く同じくし、本文中の削除、補訂、上欄書入（一・二を書落す）等に至るまで一致し、影写に近き臨模本である。因みに筆跡上より見るも阿部・伊部の四冊と宇衣部以下とは別筆の感があり、後者は臨模による忠実なる再現を期したのであろう。但し、前掲浄書本に散点した押紙書入れはその半ばを同じく押紙するもすべてにわたらず、その殆んど一例外を除き―守部自筆押紙からの臨模であり、冬照のそれではない。本書の転写時期を推測する上に注目される。その他、本書には依拠本に見えぬ押紙書入れがまま貼付されている。恐らく、宇衣部以下の筆写者による増補・増註であろう。又、(二)の佐之部以下にも同押紙が散点する。

(二)の佐之部以下遠之部迄の十冊は結論から云えば、次掲天理図書館蔵「俗語考草稿本」二十二冊の当該部、佐部（第八冊）から遠部（第二十二冊）の十五冊よりの抜萃浄書本と推定される。その摘採方法はかなり恣意的ではあるが、可成く雅語を避け、俗語彙中にも主要語彙・語句にかぎるべく取捨撰択している―その採否も又主観的ではあるが―採録項目については浄書本に見る如く用例・語釈の整理を加えず草稿本により忠実な転写である。例えば、志之部の「しらばくれ しらはもの」の五言の項を、草稿本の排列錯誤そのままに、二言の「しと尿」と「ト」<sup>ツメ</sup>との間に抄録するなど見え、浄書に於て編述者又は冬照・道守などの冒す失錯とは考えがたい。

又、本書(二)佐之部以下に於ては、前掲浄書本が二言・三言……と標目をたて各語数を表示するのに対し、すべてこれを省筆し、抄出項目を草稿本に従い掲録している。草稿本は後述する如く、全巻各音節標目を明示している。これら諸点より見ると本書(二)佐之部以下は編者守部、又は冬照・道守などの別種の抄録本などに拠る転写本ではなくして、草稿本を借覧しての抜萃書写本であつたらうと推定されるのである。

その抄出比数は、草稿本当該部十五冊―ラ行一冊欠―約七百六十丁に対し、本書は十冊約二百九十丁にすぎないので、約半数弱の抄録本となるのである。

それはともかくとして、本書の書写・抄録は、(一)阿部から許部に於て、上記の押紙の中、守部自筆部分のみ転写しているを思うと、冬照の押紙加註以前、又、同繕写本「佐・志部」以前のことであつたらう。守部による阿部から許部迄の浄書加筆本を転写し、浄書本なき「佐之部」以下を借覧し得ての抄録であつたと考えられるので、その時期は比較的早く守部自筆浄書後、幾許も経ぬ頃の事でもあろう。当然それは又守部に親近する門弟の一人が予想されるのであるが、誰人か猶審らかにしない。

第一冊表紙見返しには、銀紙に「明治四十一年十二月小出粲遺子林吉献」と記される。印記、各冊第一葉に、「柅園／蔵書」の方形朱印が捺されている。

### 俗語考草稿本

自筆・他筆

天理図書館蔵

本書は、俗語語彙・事彙を主に各種各様の書拔、時に刊本の切抜紙を五十音と各語数順に反故台紙―後述―に貼付した草稿未整理本である。

仮袋綴、二十二冊。本文共紙表紙、竪二十四纏、横十六・八纏。本文墨付、但し以下本文書拔貼付台紙丁数を示す、第一冊六十五丁、第二冊五十二丁、第三冊四十一丁、第四冊四十二丁、第五冊七十九丁、第六冊七十四丁、第七冊七十五丁、第八冊百十丁、第九冊六十三丁、第十冊四十八丁、第十一冊五十七丁、第十二冊六十一丁、第十三冊三十一丁、第十四冊四十三丁、第十五冊四十七丁、第十六冊四十七丁、第十七冊三十丁、第十八冊三十五丁、第十九冊四十



二丁、第二十冊五十六丁、第二十一冊五十七丁、第二十二冊欠、第二十三冊三十二丁。

外題、仮表紙左肩に「俗語考一（一廿三）阿部（和為惠遠）」と自筆打付書きしている。内題は第一冊から第九冊まで「俗語考二（一〇九）阿（會）」と記すが、以下諸冊は半ば書名・部門名を記すが巻第を記さず、又他冊は書名・巻第共に省筆し、草稿未整理本の跡をとどめている。又、前掲自筆本に見る署名・凡例・年紀などは当然ながら誌されてはいない。

本書の巻第編成は、草稿本ながら前掲自筆本と略同じくし、

第一冊 阿二言〓十五言以上、第二冊 伊部二言〓十四言以上、第三冊 宇二言〓十一言以上、衣一・二言〓五言以上、第四冊 於二言〓自九言至十六言、第五冊 加二言〓十一言以上、第六冊 幾一言〓十言以上 久二言〓八言以上、第七冊 氣一・二言〓七言以上、許一言〓十一言以上、第八冊 佐二言〓九言以上、第九冊 須一言〓十一言以上 勢二言〓七言以上 曾二言〓七言以上、第十冊 〔多〕二言〓十一言以上、第十一冊 知一言〓七言以上 都二言〓八言九言、第十二冊 天一言二言〓九言以上 登二言〓九言以上、第十三冊 奈一・二言〓七言以上、第十四冊 尔一・二言〓六言以上、奴二・三言〓四言以上、祢一・二言〓五言以上 能一・二言〓四言、第十五冊 波二言〓八言以上、第十六冊 比二言〓九言以上、第十七冊 布一言〓八言以上、第十八冊 部一・二言〓五言以上 保二言〓六言以上、第十九冊 麻二言〓七言以上 美一・二言〓八言以上、第二十冊 武一・二言〓七言以上 免一・二言〓八言以上 毛二言〓七言以上、第二十一冊 也一・二言〓六言以上 由一・二・三言〓六言以上 与二言〓八言以上、第二十二冊欠、第二十三冊 和二言〓八言以上 為二・三言 恵一・二言〓四言以上 遠二・三言〓七言以上、五十音順、各語数に標目をたてて排列している。第二十二の欠冊は良行の一卷である。全集にも此良行未収載であるのを見ると其後いずれの時期かに亡佚したのであるが、元来は一卷一冊をなしていたのであろう。

本書は冒頭に記した如く、長短様々な用例抜書に私解を補記した一種のカード方式による集成である。その集成整理の時期は後述(備考)するが、各用例を略完了した段階に於て、五十音・各音節数順に一応の排列を終了したのであろう。しかし、各項目に於ては、未だ叙述次第までを整序するにはいたらず未整理のままに集成貼付され、随所に追記、補訂の加筆跡を顕著にとどめる文字通りの草稿本である。

その書抜の筆跡は守部自筆のほか、冬照・東世子筆と認められるのも相当量見出されるが、猶確認しえない筆跡も一・二人が推測され、守部親族と共に門弟の参加も考えられるのである。守部筆跡に限って見ると、その書風は比較的变化は尠く、壮年期のものは存せず、やはり天保期の老熟した筆跡である。その天保期も印象として附記すれば、「万葉集要解」に見る稍微細な墨痕に類似し、同書の成立、天保六・七年頃の書体が早い時期の書抜の如くに推測される。前掲浄書本が天保十二年十一月のことであれば、恐らく其間、五・六年の間のことではなからうかと思われるのである。下限については備考欄に本書成立期と併せ述べることにする。

扱、本書の前半、第十一冊まで―阿と都―は、前掲浄書本十三冊となり、全集「つゝ部」までの底本であるのは既述した如くであるが、その後半「てゝ部」より「をゝ部」までは、同解題に「亘の部以下は浄書本が無いので、稿本のみ扱った」と誌されている稿本が即ち本書後半十一冊である。良行部一冊を本書・全集に欠くのは前記した通りである。全集刊行に際しては前半の底本浄書本の各部門に於ける各音節数に従う次第を改め一律に五十音順に組替えを施したが、後半の本書の場合も当然の事ながら前者同様に改編している。しかし、浄書本と異り、各用例、私注の叙述には、前者の如き整序、改訂の経過の後でないところから、その編輯には編者の相当の監修を経ずしては成るものではない。全集凡例に、俗語考については、特に「今回編者に於て、幾分の削除及整理を行った」と断るのであるが、具体的方針には触れるところはない。が、本書の如き右記の稿本情況から判断すれば、右文の断り書きも十分に

予測されるのである。語彙・事彙の一律五十音順の改組はともかく、諸用例の貼付次第、私案附註の前後、重複や粗密の書込・追記など、その整序、添削には予想を超えるものがあつたらうと想像される。しかし、本書と全集を照応するに、意外と草稿の抜書貼付紙の次第に忠実であり、語彙・事項の省略は極くわずかにして、引用書、仮名表記などの統一、重複例の削除、一部漢籍用例の刪省、部分的な用例文の年次順排列の改正など散見されるが、全般的に稍一貫性と統一を欠く編輯を見るのであって、本格的な監修、改訂とは所詮言いがたい。元々、「俗語考」自体に、辞彙集成としては、内容・形態共に些か雑然たる体裁である上に終稿経過以前の未整理草本であれば、なまじい編者の改訂など施すことを避けてのことであつたかと推測されるのである。その点では前半の浄書本、就中自筆部分に見る如き定稿としての整理情況とは程遠く、引用例の不十分な纂輯に終止するところも尠くない。

本書は右の如き稍雑然たる草稿本であつた故か、「椎本文庫」などの印記を省いている。

#### 備考一

本書、この仮綴の草稿本の成立年代に就いては確認しがたい。が、前述した如く、守部自筆部分の筆跡から、その早い時期の書体、墨痕には、天保五・六年頃の書風が窺見されるので、其以後の抜書集成作業が守部を中心として継続されたものと想像されるのである。そして、事実上の編輯作業、即ち、集積した抜萃用例を五十音部門、各音節数順の排列に従い台紙に貼付した時期、その上に多少の加筆補正を施した時期を以って、本草稿本は一応の終了となつたのであろう。

扱、此台紙となつた反故であるが、それらは主に詠草の類である。其詠草は守部詠草ではなくして、門弟の提出した詠草類であり、恐らく師守部の許に送って添削を許うものであつたか、「下蔭集」撰入を許う類の詠草かと推測され、詠草歌頭にままた合点を附すのが見受けられる。詠草中の明らかな作者は、反故の台紙共紙表紙に見える次の二人

である。即ち、其一人は、「椎本唯乗／五十題詠草」―第二十一冊表紙中央、その他、「唯乗」、「唯乘院」等の記をこの仮表紙に見出されるのは、第二・九・十二・十八・二十等の諸冊である。唯乗は「下蔭集初篇」作者であり、同附載「作者姓名」に「江戸浅草本願寺一家前証願寺号椎之本 唯乘院」と記す其人であり、守部主催判の歌合には屢々参加している。更に他の一人は、「九月十三日／月次」(第十六冊表紙中央)、「春題／茨舎」(同表紙左隅)である。「茨舎」については失念し明記しがたいが、「唯乗」同様の門弟であつたらうかと思われる。そして、ここに留意されるのは、此出所明らかな反故詠草の表紙に、以下の如く、詠草歳月を明記する諸冊が散見されることである。

即ち、詠草反故の最も早い年時のものは、天保七年であり、「丙申詠草雜部／恋部」―第七冊表紙中央、「丙申四季詠草」―第十九冊同左側、等である。次は翌年、「天保八正月旦／酉年詠草／唯乘院」―第十八冊表紙中央、第一冊にも同年紀を見る。又天保九年の記は、「天保九戌年／詠草」―第九冊表紙中央、「唯乗」―同右隅、その他第四・十二冊にも同年紀がある。歳次の下限は、「天保十とせ／亥正月日／月花兼題」―第十冊表紙中央、他に同年月を誌すのに第八冊が存す。

以上、本草稿の台紙として使用されているのは、天保七年から天保十年にかけての門弟詠草反故であるのである。その事は自ら、本稿本の第一次集成として語順排列貼付の時期を告げているものと思われるのである。

又、「鐘のひびき」三卷―天保十年己亥十一月刻成―の附載「池庵北畠守部先生著述略目録」の中に、

○俗語考 四冊 ○同二編 嗣出

此書は、俗語をいろは分ヶについて、言の数もて引べく注せり、さて俗語には、梵漢混して、其出所を悉く正さん事、却て雅語を解ヶよりも、難きわざなるを、いと詳かに釈して、中には俗言より、古語にさぐり入て、かたき詞の、安く解つるも多かれれば、言語の学問せん人、是より入も、近みちならん、

と、「俗語考 四冊 ○同二編」の嗣出広告を載せている。「俗語考」の概要を可成り正確に集約しているのを思う

と、既に此期―天保十年十一月頃には、「俗語考」書抜カードは其大概を終了し、最終の編成期にあったのであろう。しかし、右記文中、「俗語をいろは分ヶについで」と其排列をいろは音順に考慮しているところを見れば、本稿本に見る五十音順による排列とは異なることが明らかであり、上記の詠草反故台紙に貼付する編輯作業以前であることとなる。この五十音順排列の変更は何時の事か又明証しがたいが、いずれにせよ、前掲浄書本「凡例」に誌す、「天保十二年十一月十四日」以前にかぎられるのである。さきの門弟詠草の年月と併せ推測するに、それも加点、添削などの済み、草稿反故となった以後を考慮すると、やはり早くとも同十年の歳暮から翌年にかけての時期が推測され、あるいは、更に同十一年の後半にまで降ることも予測されるのである。自筆浄書本八冊が同十二年十一月のこととすれば、却って後者の推測が妥当かとも踏われるのである。追って再考を俟つことにする。

#### 備考二

本書「俗語考」二十余冊は疾くに採集されつつあった「雅言考」語彙篇と対をなす編述であったのは、「俗語考」凡例に見るごとくである。しかし、又その凡例に、「されはひたふるの俗語ならぬも有へけれども大かたのうへにつきてかくはおふしつるになん」と記する如く、偏えに「俗言」のみに局限するものではなくして広く当世の「平言」に相係る雅俗の関連語彙・事彙に渉る処に、「俗語」の本意を探ろうとする意図を荷うものでもあったのであろう。それは又、「其詞に雅言の格に出せると俗言のいひなしに随へるとありて一様なら」（同凡例）ざる相関を認めざるを得ない言語の歴史的経過を顧りみたが故の発言でもあったかと思われるのである。先に引用した「鐘のひびき」附載目録に、「却て雅語を解ッよりも、難きわざなるに……中には俗言より、古語にさぐり入て、かたき詞の、安く解つるも多かれば」と喧伝するのも上述の意図を利用者の側面に抛って述べているものでもあろう。この「俗語考」編述の意趣はそれとして、しかし、その実際は、「世俗の耳にうとけなるゆゑに凡て雅俗を混しているくに出せるな

り見む人あやしむ事なかれかし」(同凡例)と断り書きを追記せざるを得なかつたのであろう。かくして各項目の諸用例は上代、中世の和漢籍に多く出典を博搜し、一見、雅俗混淆の感を否めないものである。その意味では、「俗語」の源流を追い求めた、基礎的用例による一種の語源考とも見ることが出来ようかと思われるのである。

その編述内容を通覧するに、「雑然として種々の語句を包含」(全集解題)しており、同解題に橘純一氏が要約されているのを借用すれば、一 守部翁当時の平言、二 中古以降の俗語、三 中古以降、守部翁当時に至る諺、四 通俗な成句、五 俗語若くは平言を歌によんだ例、六 普通に用いる漢語、その他固有名詞、等様々であるが、猶任意な語彙・事彙の雅・俗に渉る雑纂的な項目を包含し、辞典又は事典的な体裁を整備するにいたらぬ編述でもあろうかと思われる。しかし、又、管見ながら此期の著述としては、其意図するところの意義は尠くないと推測するのである。

扱、本書「凡例」の冒頭に、

此書ははやく古言海といふを輯めんとて何くれの書ともよりかき抜おきつるあまりなりかゝるえりあまりなりけれどとさすかにしみのすみかとなしはてんもあたらしとてこたひ乞もとめける人のためにいさゝかついてを改めて巻とはなしつ

と誌し、往事の編著「古言海」の副産物としての成立であることを述べている。

この「古言海」なる書名が初見されるのは、天保九年の足頼舎蔵版「心の種」三巻附載「池庵北畠守部先生著述略目録」である。その中の「類語品彙 四百八十巻」の内容広告に「此書は和漢百家の書を以つて……はやく自ら大きく作り置れたる、古言海を相合せ、其闕略漏脱を補ひ、誤を正して、精撰せる所なり」と見え、「古言海」の書名を挙げて、山岡俊明の「類聚名物考」の闕漏を補ったと誌すのである。天保十年刊の「鐘のひゞき」三巻附載目録も略同様に再録している。後に「類語品彙」解題備考欄で触れる如く、全集解題に於て橘純一氏は「古言海」なる編著

は家蔵せず、「又一步進んだ想像がゆるさるゝならば、古言海といふ独立した本があったのではなく、類語品彙即ち古言海であると言つて差支へないと思ふ」と述べられ、更に、「古言海」といふ固定した著述の存在を否定する傍証として、翌年刊行の「万葉集緊要」―天保十三年跋刊―の奥附広告「池室橘守部先生著述之内」の「俗語考」広告中の「言語海」なる書名を挙げられた。因みに、その広告文を掲出すると、

俗語考全部廿四冊 嗣出

此書、俗語とはいへど、只無用の俚言の釈にはあらず、翁はやく集められし言語海の中より、今も人口に専ら云こと、又なす事、行ふ事などの上を分て、姑く俗語ノ部とはなしたる也、故誰が身にも、目前入用の事どものみなりければ、今の世の人の学問を、手近く助くる事、此書に勝る物なし

と喧伝している。略同年代に、この類似する書名、同様な叙述から、橘純一氏は、「古言海」という名には適當せぬがと断りながら、「類語品彙即ち言語海であり、即ちまた古言海であると言ひ得るであらうと思ふ。結局俗語考は類語品彙編纂の副産物といふことになるのである」と結論され、先の「凡例」にいう守部の詞を立証しようといわれている。

しかし、「類語品彙」は同解題で述べる如く、明らかに山岡俊明の「類聚名物考」の抄録編輯書であり、「古言海」とは異なる。前掲目録にも「はやく自ら大きく作り置れたる、古言海を相合せ」と断る如く、其編輯意図は同一傾向のものであれ、別種の編述であるべきである。とすると、右文に云う「言語海」も「古言海」とは同一書であるにせよ、又、「類語品彙」とは別種の編著とならざるを得ない。且つ、本書「俗語考」二十余巻は上述した如くに、数年に渉る用例抜書集成であり、「類語品彙」の如き、一書からの抄録集ではない。従つて、本書は「古言海」、「言語海」そのものでもなく、当然「類語品彙」とは別種の編述書であると推論されるのである。

しからば何故に、本書「凡例」に、「此書ははやく古言海といふを輯めんとて何くれの書ともよりかき抜おきつるあまりなり」と記し、又、上掲「万葉集緊要」附載目録に、「翁はやく集められし言語海の中より………：姑く俗語ノ部とはなしたる也」と記したかを思うに、前者は既に早くより「雅言海」二十冊―天保二年刊「山響冊子」三卷附載目錄―の編述を予定し、後の「雅言考」に至り、次いで天保五・六年頃よりは後の「俗語考」の書技作業に着手する、更に同十年前後に視界を拡張「類語品彙」編成を終了している。此両三書の編述は、各個独立する辞類の編纂方法はとりながらに、その最終目標には、雅俗語辞類にとどまらず「古文辞の大全」たる百科の辞類大成を期していたのではなかるうか。従って、時に、「古言海」と称し、時に「言語海」と呼んで、意中の一端を誇示したとも想像されるのである。その大企劃よりすれば、本書「俗語考」は、「何くれの書ともよりかき抜おきつるあまりなり」と記す誇らしげな文辞も首肯されるのである。「雅言考」、「類語品彙」も、又、その意味では、將に副産物のひとつであった、というべきであろう。因みに「催馬楽譜入文」―天保十二年跋刊―巻下に附載する「池室橘守部先生著述中」目録に「言語海 俗語部 初帙七卷 嗣出」の記に見る如く、「俗語考」も又、右企劃の一部をかく呼称したのであるかと思われる。

猶本書「凡例」末項に「狩のこしつる書ともいふとあまたなりければふたゝひ思ひおこして又続編をもかき継へし」と続稿の意を記しているが、浄書本も半途にして擱筆され、草稿本も又以後の草案等をとどめていない。

### 雅言考草稿本

自筆

天理図書館蔵

本稿十二冊は、全集卷十所収底本であり、同解題に誌される如く、「記紀万葉の語を主とし、平安朝以後の歌集に



見えた歌詞等を採録した辞書で」あって、「古語の書抜きに、釈を記した紙片」を以下の如き反故台紙に貼付した草稿本である。

袋綴、十二冊。表紙、第一・三・六・九・十一冊は本文共紙、第四冊黄色表紙、第五冊縹色表紙、第十冊縹色布目表紙、第十二冊同上、堅二十三・八糎、横十六・六糎。

台紙は、守部門弟の兼題・月次詠草―天保十年前後から弘化二年頃迄―反故を主とし、「爾然齋玄無法師家集」―文久元年刊―、明治期私撰家集刊本等を使用し、右紙片各半葉三・五枚を略五十音順に貼付している。

外題、表紙左肩に、「雅言考」と別筆打付書し、その許に「安部」、「伊之部」の如き編目を記す。又、表紙中央又は右下に「橘守部述」、「橘守部草稿」等と墨記するが、各冊の編目・署名は存否あり、又統一を欠いている。此筆者は後述する如く、右紙片を編集せる守部孫道守かと推測される。自筆内題、署名・識語等は当然の事ながらすべて誌されてない。

各冊の編成次第は、

第一冊 「安之部」 本文墨付―右紙片貼付台紙丁数―四十五丁、第二冊 「伊之部」 同二十二丁（全集に「校訂者曰、此の部原稿。水に浸りたりと見え、文字磨損して読み難し、扱て之を欠く。」と記す如く、判読可能部分尠し）、第三冊 字・衣・〔於之部〕 同四十四丁、第四冊 承前〔於〕・〔加之部〕 同四十一丁、第五冊 承前〔加〕・〔幾之部〕 同二十七丁、第六冊 「久・計・己之部」 同四十三丁、第七冊 「佐・志・須・勢・曾之部」 二十七丁（全集に「校訂者曰、佐の部より曾の部に至る原稿、文字磨損して読み難きもの過半、殊に須・勢、曾の部尤も甚だし。遺憾ながらその僅に読み得るものを挙ぐるに止めたり。」と記す如く、須・勢・曾過半省略す）、第八冊 「太・知・津・天・登之部」 同六十七丁、第九冊 「奈・爾・奴・禰・乃之部」 同四十四丁、第十冊 「波・比・布・倍・保之部」 同五十一丁、

第十一冊〔末之部〕二言〳八言〔美之部〕二言〳八言(マ、)武之部二言〳八言已上 同七十三丁、第十二冊〔也・為・由・恵・与之部 同四十五丁、

となつてゐる。

扱、本書は右の如く未だ猶最終的稿本の態をなさず、重複語彙、注文の異同など散見されるのみならず、「末行」の「米・毛之部」、「良行」を欠き、「也行」を「也・為・由・恵・与」とし、そのために、「和・遠」の兩部を欠いてゐる。このことにつき、全集解題に於て、橘純一氏は、「これは固有の日本語に、良行音に始まる語がないが為であるから怪むに足りない。たゞ、也行と和行との混雜は甚だ怪むべきことで云々……既に當時に於て、五十音図は正しく定まつてゐた筈であるから、守部翁自身がかやうな錯誤をせられる筈がない」とされ、守部の書かれたカードを後に誰人かにより整理貼付した際に惹起した錯語であろうと述べられている。後述する如く、その整理貼付に當つたのは、最終的には孫道守であろうと推定されるが、それは、さて措き、猶本書は、右記の五十音順配列に於ても、第一音節のみによる五十音順にて分ち、第二音節以下は同音順に関らず雜然と配列してゐて、前述の「俗語考」に見るが如き整序の跡は見られない。因みに、第十一冊「末行」は各音節数を標目として整理するが如き、本書の編集には、一貫性を欠除する処が随所に散見される。思うに、それは、守部の遺稿整理に當り、暫定的処理として、遺稿の亡佚を防ぎ、後事に整稿を期したためであろう。三重朝日町公民館に寄贈された守部遺稿中にも、「米・毛之部」の同種カードの一部を残すなど、未だ暫定的処理の一端を示すものと思われる。ともかくも、仮整理のままに残されたのが本書十二冊である。

此守部のカードであるが、同解題に触れられている如く、「その貼り込みの中に二種の異つた系統の存する」のが見出され、「其の一種は、挙げた語に対し、其の古書に見えた用例を示さず、語の釈も極めて粗」であり、「他の一種

は、挙げた語に就き、其の用例出所を示し、釈も精密なものである。共に自筆であるが、「書風も少し異ってその釈の粗い方が若い時である」と推定されている。そして、両度のカードはその目的を異にし、釈の粗なるカードは、「主として詠歌の材料として」の歌語を採録し、その密なるものは、「純粹に語の釈を主としたものゝやうに思はれる」と言及されている。確かに筆跡には両度の相違が認められ、その意図も又全集に見るが如くに各々は別途の目的を示しているが如くである。尠くとも当初の歌語略解から詳解への途路には一時期の断絶があつたのであろうことは推定される。しからば、その時期は何時の事であらうか。推測にすぎぬが以下に略述することにする。

「雅言考」編述の経過は、「俗語考」に比し、かなり早期の事であり、文化五・六年頃、吉田秋主の許に送った守部の「御連中方の御為に追々取懸候書目」（国学大系、橘守部集、太田善麿氏解題）の中に、「雅言海」なる書名が見出されるのを初めとする。もっとも、文化五・六年は稍疑点があり、鈴木暎一氏「橘守部」（人物叢書）には、高井浩氏の御論考<sup>註</sup>に拠つてであらう、文政十三年二月、守部江戸転居直後、吉田秋主宛書翰に添書されたものとされている。確認しがたいが、寧ろ後者によるべきか。ともかく、「雅言海」が本書「雅言考」の当初の書名であらう。続いて、天保二年刊「山響冊子」初編三卷―天保二年辛卯十一月刻成―に附載する「池庵橘守部大人著述目録」に、

雅言海<sup>二十冊</sup>

此書は神代より中昔の末に至りてありとある書ども中より歌辞文詞は更にもいはず衣服器財草木鳥獸等の名にいたるまで普く書抜キ其語の出所注解等まで咸く詳にし十三門に部を分ちて尤見安くせられたれば学者の為に有用なる支漢籍の字彙字典世俗の節用の如き書なり

と、聊か例の誇大なる広告を掲げているが、此書も先の書目に見る「雅言海」、即ち後の「雅言考」であらう。とすれば、此期、天保二年歳暮には、「雅言考」カードの幾許かは、寧ろ半ばは集積され、以後の計画の中に組入れられるべき予定書目のひとつであつたかと推測されるのである。

さきの両度カードのうち、前期に属するものは、此期までのカードを指すのであろうか。右の広告文に見る「普く書拔キ其語の出所注解等まで云々」の記と多少の齟齬は存するにせよ、向後の企劃と考えるならば首肯されようかと思われるのである。

さて、其筆跡を経目するに、文化五・六年以後天保二年歳暮まで二十余年の間の墨痕とは如何様にも考えられず、一時期数年の間の書風である。敢て云えば、先の「書目」を鈴木氏の年代により、文政十三年とすれば、此書体は最も近似するのである。従って、今は、此文政十三年前後から天保二・三年までの二・三年間を、前期カードの成立期と推測し、後考を俟つことにする。

次に後期カードの執筆期であるが、前期カードに比し、詳細な収録用例と注解は前に触れた如くであるが、その用例と注解には広範にわたる参照文献、語義に於ける一段の進展が覗見され、天保前半期の著述活動を物語るが如き状況をとどめている。しかし、その内容上に確たる時期を徴証する具体的記述を見出すことは困難であり、やはり守部の筆跡比較による印象を以って推測するのほかはない。その書体は天保十年後に現れる老熟且つ稍肉太な円滑な字体には至らず、前期カードとも共通する稍硬直な細滑な感を与えている。強いて類似書体を挙げれば、「万葉集要解」などの時期著述に近似するのである。即ち天保六・七年頃である。「俗語考」第一次の草稿貼付年代が同十年頃と推定されるので、此歳三・四年の前となるのである。又、「俗語考」浄書本の成立が、天保十二年十一月（同凡例末年紀）であり、その凡例中に、「巻のをちくに語釈引書のなかきありみしかきあり其なかく多きは雅言の方の引のこりなり」と記すのを見るに、此「雅言云々」は「雅言考」を指すものと想定されるので、尠くとも天保十二年十一月迄には、此後期カードは略完了に近かったのであろう。更に附言すれば、「雅言考」カードの略完成の後をうけて「俗語考」のカード着手に移っていったものとすれば、同草稿本の排列貼付以前、即ち同十年頃以前のこととならうかと推

測され、「俗語考」カード作製期間の前、先为天保六・七年前後が然るべき推定年代として妥当性があるかと思われるのである。勿論両書の作業は併行するところままたたきであったことであろうが、その筆跡から見て、本書が稍先ずる印象を払拭し得ないのである。

かく確証しがたいながらも、一応同年代を後期カード成立期とし、本書「雅言考」第一期、文政末天保初、第二期、同六・七年前後として、後の精査を俟つことにしたい。

印記、本書には「椎本文庫」等他印も捺されず、草稿未整理の仮綴遺稿としてとどめられていたのであろう。

#### 備考

「雅言考」、「俗語考」として両書は対偶され編述されながら、後者のみ略完成稿として繕写されながら、本書が未整理原稿として改訂編輯の機を失ったのは如何なる事情によるかは推測のかぎりではないが、粗なる前期カード、密なる後期カードと、相反する執筆方法の相違に加え、その編述意図に、前者が和歌詠作の歌語用例にあり、後者が純粹な語釈研究に存するという両面性の混在故に遂にその編述を中途にして放棄せざるを得ない理由があったのではなからうか。

それはともかくとして、現在の仮整理、即ち概略な語順排列の貼付作業を施したのは何時頃のことであろうか。

先ず、台紙の過半を占める守部門人の歌詠反故であるが、その中に於て、年代の最も降る反故は、第五冊の台紙詠草反故であり、その詞書中に、

はま子の百日のわさしける時散花懐旧を

久留米の舟曳大滋かみまかりけるにほと過てきくければ

などが見える。守部女はま子の没年は弘化二年十二月七日であり、後者の愛弟子舟曳大滋は弘化四年秋のこととい

われる。共に守部の最晩景である。この限りに於ては、守部指図の許に編輯作業は可能である。が、第十二冊の台紙は、刊本「爾然齋玄無法師家集」の上巻である。同歌集の刊行は文久元年のことであるから、既に守部は鬼籍中であり、その編輯は息冬照に託されねばならないであろう。しかしながら、第十一冊の台紙に於ては、その書名を審らかにしえないが、明治十年代刊行の私撰歌集であり、その詠作者には、橘道守、江里川千照、日下田足穂、正六位高崎正風、正七位木村正辞、正四位松浦詮、正二位近衛忠房、等の名を連ねているのである。因みに高崎正風は明治十年に従五位に叙せられ、正五位にすすむのが明治十七年のことである。従って、冬照―文久三年六月二十九没―の手になることも不可能である。とすればその養子道守がもつとも本書編輯者として相応しいのである。明治六年江里川千照蔵梓にはじまる「長歌撰格」、同十六年道守求板後印本、同十八年刊「短歌撰格」、同十九年刊「文章撰格」等、守部遺稿の上梓が此の道守の監修の許に次々と刊行されている。この守部遺業を顕彰する事業の当事者である道守としては、当然の事ながらに、祖父守部の遺稿整理に当ったことであろう。そのひとつとして、紙片のままに放置された雅言の草稿の散亡を防ぐべく、上述の如き暫定処理として仮編輯することを余儀なくされたのではなからうかと思われるのである。外題・編目など不統一の書入れも恐らく道守による仮りの寸記であり、最終の整理編輯を後事に託しての草卒の間のことであろうと推測されるのである。

猶全集は本書を以って底本とし、前述の巻第編成の中に附註した如き水浸汚損による省略部分のほか、同解題に、今回、此の書を本集に輯むるに方り、僭越の次第ながら、体裁をなるべく整へる為に、あまりに註釈の粗なものには、これを省くことゝした。又同語で二重にも三重にも出てゐて、註釈の異なるものは、合せて、その語下に出し、一方は「又曰く」として出しておいた。而してこれらの中には註の粗密の差のみでなく、註解の相矛盾するものもある。

と述べられている如き編者の撰採が施されている。同時にそれは又本書の上述の如き経過故の余儀なき方法であったのであろう。

註 「橘守部の稜威言別の執筆経過とその間における桐生門生との交渉」―群馬大学紀要人文科学篇十二（昭和三十八年）

## 千代のふる道 初編三卷

自筆

斯道文庫蔵

本書は、以下「目録」に挙げたる諸事項目に関する和漢籍の用例を主に抜書し、その上に私註・私解を施した長短の原稿を三卷に編輯し、台紙（楮紙）上に各標目を記し、右原稿を貼付して、編著の体裁をなした未定草稿本である。袋綴、三冊。後補濃紺色表紙、竪二十八糎、横十九・七糎。元表紙は本文共紙。字面高サ略十八・二十二糎。各葉行数不等。本文墨付、第一冊（巻第末詳、但し第一巻歟）三十二丁―但し原稿貼付台紙丁数―第二冊（巻二）三十四丁、第三冊（巻三）三十六丁。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩、後補）に、「千世の古道 初編 二（三）」と墨書す。第一冊は巻第不明のために「千世の古道 初編」とのみ記す。元表紙及び目録部分を欠落する。第二・三冊の元表紙には、鶉色短冊（同左肩）に、「千世乃古道 初編 二（三）」と自書している。内題は「千世乃古道初編二」、「千代乃古道初編三」と両記し、目録題は「千代のふる道<sup>初編</sup>二卷」、「千代乃古道<sup>初編</sup>三卷」と記している。署名、識語等を欠く。

各冊目録は―但し第一冊は欠落するので、本文中の標目に従う。又目録・本文中の欠落は（ ）圏内に補った―

### 第一冊（巻第末詳）

〔神鏡〕―落丁部分ニツキ推定―宝鏡開始所図（余白、欠） 内裏焼亡三度 受<sub>三</sub>取神璽<sub>二</sub> 御即位行幸次第 大嘗会絵

卷物鳳蓋図(余白、欠) 後伏見院天皇御即位繪卷物詞書 富士山 蓬萊山蓬萊嶋 漢国唐時寺觀道僧尼員數毀寺  
西土人少之事 唐土口數 漢土輿地里數 四百余州粟散国 上代專用和樂 菅原梶成伝ニ医術於唐土 請ニ医于  
皇朝 欲レ求レ法当向ニ日本国 道留在ニ我朝 皇朝文書流ニ布唐家 若愚章艸特妙 粟田真人有譽ニ儀容  
藤原清河受ニ鍾愛 藤原貞敏伝ニ妙曲 以上二十三項目。

### 第二冊 二卷目錄

位階、大広正從 内位外位ノ勲位 新古位階配当ノ古冠之図(本文余白、欠) 正々三位正從一位(此項筆跡冬照)ノ納  
言職要ニ声音(本文中標目「納言職声音喉舌を要とする事」) 公卿階級ノ非參議非藏人 姓朝臣名朝臣ノ下名 印ノ  
古印之図 鈴契伝符駢路鈴ノ鐸 古鐸之図(同余白、欠)ノ左那伎図(同余白、欠) 大汝少彦名神今猶作レ国(本文  
標目ニハ「附淺間、明神ノ三嶋大神」ヲ追記ス)ノ異土毒氣 豌豆瘡ノ豆瘡 疫癘相忌(本文標目、「相忌」ヲ「畏忌」ニ作  
ル)ノ疫疫黎元加ニ賑恤 禁ニ唐物飾ノ交易制度 宮市ノ諸国習織ニ錦綾 男女結髮ノ衣服 租賦ノ初造戸籍  
田租束積附田代数ノ束稻図(同余白、欠) 三稻(本文標目ニハ以下ニ「正稅公廩雜稻出挙」ト追記ス)ノ本願雜類 平氏  
落人附二位局 以上三十六項目、

### 三卷目錄

帝王諡号 院号ノ法皇法号用ニ金剛 仙洞号ノ中宮 門院ノ泔坏 同図(同余白、欠)ノ柳宮 同図(同余白、欠)  
ノ多ぶくろ 同図(同余白、欠)ノ靈寿杖 鳩杖ノ同図(同余白、欠) 班竹杖(本文標目ニアリ) 杖袋ノ同図(同余  
白、欠) 二朕杖(本文標目「二股杖」ニ作ル)ノ同図 仏法最初ノ四天王寺 流ニ弃仏像於堀江ノ物部守屋大連 上  
宮一門夷滅(本文標目ニアリ) 仏法始、婆羅門ノ喪制 仏本嫌ニ惡臭ノ發ニ墳壙ニ即可ニ埋斂 珠襦玉神ノ同図 盾  
人宿祢射ニ鉄的ノ朝日郎射ニ穿楯ニ重甲 十二神王再發再中ノ古楯図(余白、欠) 義家一發貫ニ甲三領ノ



小子部螺贏握ニ取大蛇、笠、臣、県守入レ水斬レ蚪／文屋、卷雄、蹈ニ牛額、立ニ車後、藤原、良近、令ニ牛不行、有ニ奇童、拳ニ方八尺、盤石、以上四十一項目、

初編全三卷、計百項目にわたる用例書抜とその解説である。しかし、前記した如く、その釈註部分は尠く、標目中の図は多く余白のままに残され、後補を期したものと推測される。猶貼付原稿、又台紙には朱墨の補訂、追記押紙の補項目・補訂など後補加筆の跡が散見される。

本書につき「椎本文庫目録」には、「千世の古道初編（二・三・不明卷）自筆 欠大三冊」とし、

草稿本、前者（後述、「千代の古径」九冊）ニ含マレタル件名的記載ト同種ノ古文献抜書ヲ事項索引的ニ排列シタリ、官職法制等ノ項目多シ

と誌しているのであるが、「前者」即ち九冊本「千代の古径」は後述する如く、守部撰輯の諸事項抜書を孫道守の増補訂修せるものであり、件名事項は必ずしも本書と一致せず、本書に見るが如く、編著の態をなすものでなくして、右に云う所謂古文献抜書を主とする新古諸種の遺留紙片の編輯である。それに比し、本書は右掲目録に見る如く、稍雑纂的傾向はいなみがたいが、猶、我が国の古道に關聯する諸項目、古事跡・制度・官職・諸調度・疾病・靈異等にわたる事類につき、多くは唐土との比較・優劣を主旨として、本朝の古径の一端を文献上に具示せんと試みたものである。

天保十年十一月板行の「鐘のひゞき」附載「池庵北畠守部先生著述略目録」には、

○千代の古道 三冊 ○同二編 嗣出

此書は随筆なれば、何と定れるにもあらねど、学者のために、和漢の書を引証して、古今未発の説多く、又めづらしく、おもしろき事どもも有て、凡そ近世諸家随筆の中、最第一の珍書といへり、

と刊行予告しているのであるが、それを見ても、本書は「雅言考」等の辞彙的編纂の継続に主旨を求めるものではなくして、その余業として広く深い随筆的な意図を目論むものであったかと推測される。意図半ばの草稿にて摺筆されたがために、猶その随想部分の補述纒かにして終ったのではあるが、諸々の事例を通じて見出される皇朝の古徑にこそ本書の意趣が存したのである。

その内容に於ても、第一冊(卷一歟)には、○〔神鏡〕、○内裏焼亡三度、○受<sub>レ</sub>取神璽、○西土人少之事、○唐土口数、○漢土輿地理数、○四百余州粟散国、第二冊(卷二)、○大汝少彦名神今猶作<sub>レ</sub>国附浅間<sub>大</sub>明神三嶋大神、第三冊(卷三)、○仏法最初、○四天王寺、○流<sub>ニ</sub>奔仏像<sub>ヲ</sub>於堀江<sub>一</sub>、○物部守屋大連、○上宮<sub>一</sub>、一門夷滅、等の諸項目は、就れかの諸点に於て、後の「歴朝神異例」、「稜威道別」、「稜威雄詔」等、所謂守部国学書に相係るところ尠からず、就中「歴朝神異例」七卷とは、その用例に於て緊密であることは否まれない。本書が草稿本の途路のままに置かれて、再稿・終稿への着手を放棄するに至ったのには上記諸編の執筆と必ずしも無関係ではなからうかと推測されるのである。

本書の筆跡を一覧するに、概略同時期の書風である。一部稍早期のものと推測される紙片(第一冊、○蓬萊山頂、楊升庵外集・義楚六帖・後漢書拔書、第二冊、下名項拔書等)は天保六・七年の頃かとも臆測されるが、壮年期の書体とは云いがたく、過半は天保十年後の老熟期の筆跡であると推測される。先の「鐘のひびき」附載目録の時期―天保十年十一月―頃からのことであろう。

又、文中の徴証としては、第三冊(卷三)、「仏法始<sub>混</sub>○婆羅門<sub>一</sub>」項末尾に、

其後は此党をばぼろともぼろくといひて終に近世は虚無僧と云者に变化せしものと見ゆ此事俗語考、こ<sub>ノ</sub>字<sub>ノ</sub>部に出して婆羅門の事も其処に詳くいへり見合すへし

と、「俗語考」を挙げ、それに譲っている。その「俗語考」許部四言には、「こもそう ぼろく 婆羅門」の項が

当該し教葉にわたり詳述している。この項目は浄書本・草稿本共に存するが、浄書本中八冊の自筆本編成は同凡例の年紀、天保十二年十一月十四日が一応の目処となるのである。因みに草稿本の編成も天保十年十一月以降（同書解題備考一参照）である。従って右項に云う「俗語考云々」の記は、尠くとも同草稿本編成期の後のことであり、又、それが浄書本を指すとすれば、同十二年十一月以降に記述されたこととなるのである。恐らく後者を指示したのであろう。

それは、前述した如く、本書と「歴朝神異例」との内容上の共通要因である。両書の具体的比較は繁縷にわたるので省略するが、「神異例」草稿本三巻―天理図書館蔵―の成稿は同凡例奥に、「天保十四年七月下旬」と記していることから推測するに、本書の書抜諸用例からの転用は充分に考慮されるのである。とすると、この「神異例」草稿本年紀を下限とし、先の「俗語考」草稿本・浄書本編成の間が、本書の編述期と概ね推定されるのである。即ち、天保十二と四年の間である。更に極言すれば、「俗語考」浄書本成立の後、同十三・四年の両年が、本書成立期として推定されるのである。そしてこの「神異例」執筆の内容上の重複を考慮すると、本書編成後、同書の企劃にあたり、その主項目の転用によることから、本書は未稿のままに放棄されたとも想像さえされるのであるが如何であろうか。更に「稜威道別」、「稜威雄詔」と関聯又は重複主題が編著されるにつけ、「千代のふる道」は次第に再編述の意義を喪失していったのではなからうか、と臆測するのである。

猶、「稜威雄詔」巻一に、邦国唐土の輿地につき双註し、「既に双方の輿地を引合せて委く考へ置つ。千代ノ古道に出すを見へし」と断っている。本書第一冊に見る「漢土輿地理数」項のことであろう。この「稜威雄詔」五巻は巻頭「大旨」に「天保十年四月八日」と完稿日を誌しているが、同書解題「備考」に記した如く、同書の成立は、吉田秋主宛守部書翰から、「弘化二年四月」に是正されるべく、高井浩氏の論証を見るので、右掲記述は同十年の記ではなく、更に数年後のことであって、本書編述の年代とは別して推るべきと考え附言した。

印記、各冊の巻首又は巻尾に、「椎本文庫」朱印を捺す。

千代古径 草稿本

自筆・一部冬照等筆

斯道文庫蔵

本書は、前掲「雅言考」、「千代のふる道」初編三巻の遺編として、孫道守により編輯刪補されしものである。素より守部書抜を主とせる草稿にして編著としては猶未だ蕪雜であり、長短の草稿を台紙（楮紙）に貼付し、五十音順に排列し、初編三巻の書名を襲って、仮に「千代古径」と冠したものと推定される。

袋綴、九冊。後補濃紺色表紙、竪二十四・四纏、横十八纏。元表紙は本文共紙。字面・行数不等。本文丁数―但し原稿貼付台紙丁数―、第一冊三十八丁、第二冊五十二丁、第三冊三十五丁、第四冊三十丁、第五冊十八丁、第六冊三十二丁、第七冊二十四丁、第八冊二十三丁、第九冊十二丁。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩、後補）に、「千代の古径 阿行（ゝ和行）」と墨書す。元表紙外題は道守であろう、同左肩に、「千代の古径 阿行（ゝ和行）」と墨記する。但し、加行・佐行・多行には同名を欠く。

内題並びに署名は、第一冊にのみ、「千代古径初編第一巻」と記し、その許に「橘守部撰述／孫道守校訂」と台紙上に追補し、本書の撰・編者を明示している。

各冊は第八冊を「也行・良行」の一冊に編成するほか、各行一冊一卷に編綴している。因みに第一冊のみ、巻初台紙に「安之部」と道守が記し、以下各冊巻首を余白としている。

扱、本書の内容は、「椎本文庫目録」に、

「雅言考」ノ続篇トモ見ルベク、ソノ体裁ハ個々ノ語ヲカード式ニ書キ抜キ积ヲ施シ語ノ頭音ニヨリ五十音順ニ

排列シタルモノニシテ、「雅言考」ヨリ一步ヲ進メ広ク種々ノ事項ニ関スル古文献ノ拔萃ヲ加フ、而モソレハ概シテ長文ニシテ筆蹟モ晩年円熟ノ趣アリ

と紹介されているが、猶以下に記す如き稍錯雑なる経過と内容を見るのである。

先ず、本書の内容は、大別して前掲「雅言考」の残篇と「千代のふる道」初篇三卷編述に關聯する遺篇とを主として編成されている。

前者は短尺のカード式の語彙の釈にして、比較的簡略なる語釈を主とせるものである。一部更に粗なる旧稿をも交えるが、その過半は「雅言考」に見る二系統の筆跡中、後期の書風に類似し、その釈註方法も同じくするところから、天保六・七年頃、「雅言考」草稿成立期の残篇と推測される。本篇中にはままた冬照の手跡も見出され「冬照云」（第八冊、也行卷）など記す付註も散見されるので一部冬照の参加が認められる。

後者は前者に較べ、多くは長尺にして、長きは数葉に及ぶ論考をも折挾んでいる。その内容も広範に亘り、守部の国学資料に供したる摘録又草稿<sup>註</sup>、折々の雜稿として邦国の制度、風俗、行事、諸具其他、又、文事、文芸、所伝等、諸々の草稿が雜然と纂せられているが、その意図するところは、前掲「千代のふる道」初篇三卷と同じくする邦国の古徑に就いての考説である。その筆跡も前者に比し一見して老熟し、守部晩年の書風である。恐らく、同書との關聯から初篇三卷の成立期―天保十三・四年頃―を前後する年代であろう。そして、それは同書編述に際し除外され遺留した諸稿であったかと思われる。又、更に其後、続篇を目論み折々に書繼がれた諸篇、雜考などをも含むものと推測されるのである。猶此長尺の草稿中には一部明らかに別筆の手跡が散見される。その執筆者は確認しがたいが、本書の編輯者道守のそれであろうか、祖父の草稿を編時に繕写したのもあろうか。

以上、その筆跡は概略二系統に分類され、各々はその執筆時期を異にすると共に、又、その目的と意図をも相違す

る遺篇、残稿を主とするものである。加えて、其他守部遺稿をも併せ輯した雑纂的な編述である。

参考までに、各巻諸項目数をあげると、阿行約一五〇項目、加行約一七〇項目、佐行一三〇項目、多行約一一〇項目、那行約五〇項目、波行約一〇〇項目、麻行約九〇項目、也・良行約六〇項目、和行約三〇項目、となっている。

本書の編輯は第一冊の巻初に、「橘守部撰述／孫道守校訂」と補記しているので明らかであるが、その時期については確認すべき手懸りはない。しかし、想定されることは、祖父守部遺稿の整理、刊行、又校訂に従事した道守は、「雅言考」草稿本の暫定的編輯の後、「千代のふる道」初篇三巻に相関聯する草稿類の編輯作業に携る傍に、輯後の「雅言考」草稿の残簡を見出したのであろう―現在も猶雅言考残簡は偶目するところである―その残簡は「雅言考」中に改補貼付することの困難を考慮し、これも又暫定的に本篇の編纂中に組入れ後事に託したのであろう。勿論、それは遺稿整理という一時的措置であったものと思われるのではあるが、当初の「千代の古径」編輯とは稍疎遠なる内容とは云え、雅言の語彙釈註という点に関するかぎりでは、千代の古径に係る事項とし、大まかな整理を行ったのが実情ではなからうかと臆測するのである。更に本篇中に散見される草稿の中には、「後撰集雑歌」一部を手習用に書写する法帖の如き類（第三冊、佐行巻）、「橘の昔語」に相当する部分的反故（第六冊、波行巻）などをも含み、その他遺稿残篇をも取合せて処理した跡が見出されるのである。「千代の古径」と冠するには余りにも類外的な事項をも混入せしめているのも、当初の予定とは齟齬する遺篇蒐集を余儀なくされたがためであった、とも思われるのである。従って、本篇は前掲「千代のふる道」初編三巻にみるが如き統一性を欠き、稍雑纂な構成をとどめたものとなったのであろう。いわば遺稿残簡の暫定的整理であり、そのなかに、中核を占めるものが、前掲初編三巻に係る諸篇であるが故に、仮に「千代古径」九巻と前編の呼称を襲ったのであろう。その時期は「雅言考」編輯を考慮すると、其後の事であろう。当初の意図と相違し、結果として本篇は雑纂的な反故に近き遺稿集成となったのであろうが、その「雅言

考、「千代のふる道」初編三巻を補うものであると共に、晚景折々の草案の類として、守部学の測面を補綴する遺編であろう。

印記、本書には「椎本文庫」等橘家捺印を見ぬ。

註 本篇中には記紀以下史籍の抄録が屢々貼付されている。その多くは「稜威道別」以下、守部国学の諸篇に所引される用例である。いわば、その道の論に關聯する引証例である。「千代の古徑」続編として抄録されたものか否かは未詳であるが、その中には、例えば、第七冊麻行の巻に、「蒙古牒書并入寇敗潰」、第九冊和行巻に、「異国僧多間者」など、天保十と十四年成立の「蒙古諸軍記弁疑」の中を抄録せるが如き草稿を見出され、両稿の前後はともかく、「千代のふる道」初篇三巻に相係る守部国学の一端を草稿せるものと思われる類稿を本篇は多く載している。

類語品彙 五十六巻

自筆・他筆

天理図書館蔵

袋綴、五十六冊。灰色地銀泥鶴文様表紙、堅二十三・二纏、横十六・三纏。料紙、楮紙。字面高サ約十八・七纏。每半葉凡十三と五行。各冊丁数は一覽別記す。

題簽、黄土色短冊（表紙左肩）に、「類語品彙一（一五十六）（各部門）」と自筆墨書する。内題は、第一冊に「類聚品彙天文一（二）」と記すが以下、同冊「天文三」からは「類語品彙」を以って統一している。前者が本書編述当初の書名であったのであろう。署名・奥書・識語等は見えぬ。

本書は「天理図書館善本目録」に記す如く、「山岡俊明の類聚名物考に類して、全巻天文・時令等二十九門に分類、各門の各項目の用例解説を諸書に求めたる百科事彙的編纂」である。が、以下に述べる如く、其実際は同「類聚名物考」からの抜萃再編述書である。各部門は同書同様に小部門を以って巻第を構成し、其各巻毎に目録一と二葉を附

し―但し、目録欠、又余白とするところ尠なからず―以下各項目には○符を施し、一字空格又は一字下げにて用例を主に並記寸註している。此の項目中にも屢々事項を記するのみにて余白のままにとどめているところが散見される。依拠した「類聚名物考」の欠陥部か、あるいは意図的な守部私註書入れのためか審らかにしない。しかし、項註部分には纒かながらに「今案に万葉集十一に云々」(時令)の如く私按を配し、同書を補足するところも見出されるので、増補改註を予定してのことかと推測され、其点にても、本書は未だ完備するには猶程遠い稿本途路の編述状況を示している。筆写者も以下に一覧する如く守部自筆、冬照・東世子等近親者ほかに一・二名の別筆者が参加しているのが窺われ、守部を編輯主体として数人の参加者よりなる編述作業であったかと想定されるのである。

以下本書五十六冊につき、筆写者・各冊題簽外題・内題下の部門名・巻第下小部門名・墨付丁数、各部門項目概数を一覽した。但し部門・編目等に刪省するところがあるため、その内容に徴して「」圈内に補填した処もある。

第一冊 自筆 「類語品彙一 天文」(題簽) 類聚品彙天文一惣括・星辰 同天文二日月部 同天文三雨・露・霜・雪・霰・雹・霧・霞・雨 同天文四風 同天文五風 同天文六雷・電・雲・虹・雜 天文部約四五〇項目―墨付一六三丁。

第二冊 自筆 「類語品彙二 時令」(同) 類語品彙時令一〔月名・四季・四季景色・年月日〕 同時令二鐘鼓・夜・暁・朝夕・雜類 同時令三曆 時令部約二八〇項目―同二〇二丁。

第三冊 自筆 「類語品彙三 地理」(同) 同地理一国号部 同地理二〔惣括・城柵・関塞・道路等〕 同地理三〔橋梯・山丘等〕 同地理四〔峯嶽・坂・原・野・駅・嶋・磯等〕―同二三八丁。

第四冊 自筆 「類語品彙四 地理」(同) 同地理五〔浦・瀬・湊・沼・沢・灘・海・江・川等〕 同地理六〔田・島等〕 同地理部七〔井・潮汐・滝等〕 同地理八〔水〕・水辺雜類部 同地理九〔氷・水雜類〕―同二七八丁。

第五冊 自筆 「類語品彙〔五〕 地理」(同) 同地理部十〔宮・寺等〕 同地理部第十一陵墓・勝景部・銘額碑部 同地



理十二名品部 同地理十三外国部 同地理十四地理部名所凡例・〔惣括・雜類等〕―同二一五丁、以上地理部三冊約九〇〇項目。

第六冊 自筆 「類語品彙〔六〕」 神名 同神祇一いノ部・同二はにほへトノ部・〔同〕ちりぬるをわかノ部・同よたれそつねなノ部―同二五八丁。

第七冊 別筆 「類語品彙七」 神名〔同〕むノ部・宇乃部ノすの部（此冊卷第ヲ記サズ）―同二五二丁。

第八冊 別筆 「類語品彙八」 神名〔同〕此卷内題・部立等なく、神祇関係語彙を惣括する―同二九八丁。以上神名部三冊約一〇六〇項目。

第九冊 自筆 「類語品彙九」 宮室〔同〕宮室一・宮室部第二・宮室三、以上宮室惣括部。園圃部・前栽部―同二三二丁。

第十冊 自筆 「類語品彙十」 宮室〔同〕同宮室四屋廬部 同五門戸鎖鑰部 同六墻壁部―同二三二丁。以上宮室部二冊約五九〇項目。

第十一冊 別筆 「類語品彙十一」 人物〔同〕同人物部卷一王家 同人物部二公家 同人物部三公家ノ部 同人物部第四武家貴介 同人物武家 同武家部近今（以上、二部門卷第不記、未詳）―同二六一丁。

第十二冊 別筆 「類語品彙十二」 人物〔同〕同人物部十二詠歌狂歌 同卷十三人物部連哥誹諧 同卷十四人物部伎芸書画 同人物部十五伎芸ノ部 同人物部十六〔雜伎・職業〕 同卷十七異称部・皇親部―同二二三丁。

第十三冊 別筆 「類語品彙」 人物〔同〕同卷十八人物部字・〔異称〕・外国假字之部・女房字部・同名異人部・作名部・異名字部・童男名部・童女別部・法名之部・数字部 同人物部僧・尼・巫・貴族・達官・宗祖 同人物部僧・雜類 同人物部穉徒・隱逸 同卷廿二人物部外藩・附僧尼部―同二四二丁。

第十四冊 別筆 「類語品彙十四 人物」(同) 「同人物」 「諸藩」 同卷八人物部女・童女・貴族・雜稱 同人物九 女  
ノ部 同人物部十神道・国学・医家部 同人物十一儒家部一七〇丁。以上人物部四冊約一五二〇項目。

第十五冊 自筆 「類語品彙十五 姓氏」(同) 同姓氏骨名 同姓氏下二名字・諡諱 同姓氏下三うぢかばね一〇  
六丁。以上姓氏部約一五〇項目。

第十六冊 別筆・一部自筆歟 「類語品彙十六 人事」(同) 「同人事」 贈報部 打枝・立花・造物・文狀付物等 「同人  
事」 作者部 「同人事」 雜類部 「同人事」 賜与部 贈道・音信 同人事聞見・作事・雜・用意・伎術(一部自筆歟) 同「人  
事」 病痾一(自筆歟) 同「人事」 病痾二(自筆歟) 同一五七丁。

第十七冊 別筆 「類語品彙十七 人事」 「同人事」 榮達部・笑語部・哭泣部・窮哀部・無常部 同人事六漁獵・旅遊・  
采・縫績・農耕・職業 「同人事」 遊戲部 同人事德量部 同「人事」 兇惡部 同人事盟誓部 同人事係想部・閨房部一  
五四丁。以上人事二冊約八五〇項目。

第十八冊 別筆 「類語品彙十八 身軀」(同) 同身体部一頭首 同身体部二眼目〔鼻・口・舌・齒・息・耳等〕 同身  
体部三〔手・足・骨・爪・五臟・血・淚・陰部等〕 同身体部四鬢髮 同身体部五年齡姿 同身体惣括部一同一九二丁。以  
上身体部約五五〇項目。

第十九冊 自筆 「類語品彙十九 心情」(同) 同心情一何心部 同心情二心何部 同心情三夢魂部一同一九四丁。以上  
心情部約二四〇項目。

第二十冊 別筆 「類語品彙廿 文史」(同) 「同文史」 入木道部 「同文史」 入木道雜叢部 「同」 文史七雜字 「同」 文  
史絵画之部 「同文史」 字訓・連歌通用俗字・同字異訓・読例・和字一同一二九丁。以上文史部約三六〇項目。

第二十一冊 自筆 「類語品彙廿一 称号」(同) 同称号一王家部 同称号二武官職 同称号三官僚部 同称号六(四・

五欠) 諸道・職業・下賤・乞食・凶徒 同称号七職業部―同一七五丁。

第二十二冊 自筆 「類語品彙廿二 称号」(同) 同称号八奴隸部 同称号九神祇部 同称号十穢徒部 同称号十一女官・婦人 同称号十二婦女・雜括部―同一六三丁。

第二十三冊 自筆 「類語品彙廿三 称号」(同) 同称号十三諸使之部・某守之部 同称号十四男女老幼部(十五卷尾ニ付ス) 同称号十六雜人部 同称号十七親族部 同称号十八親族下・老幼 同称号十五總括之―同一七八丁。以上称号部三冊約一一八〇項目。

第二十四冊 自筆 「類語品彙廿四 政事」(同) 同政事一上朝政条 同政事二下摠括・沿革 同政事第二律令格式 同政事三刑法部(刑法・刑器)―同一四一丁。

第二十五冊 自筆・一部別筆 「類語品彙廿五 政事」(同) 同政事四封爵・采地・戸口・里程・諡号(自筆) 同政事五文書・璽・印符・花押・位署(自筆) 同政事六貢賦・田租(自筆) 同政事七(庸丁・戸口・馱伝・物価・総類)―一一六丁。

第二十六冊 別筆 「類語品彙廿六 政事」(同) 同政事部八雜字 同政事附録公式部九 同政事附録公事部十 同政事附録十一(十二)年中行事上(下)―同一〇四丁。以上政治部三冊約八九〇項目。

第二十七冊 自筆 「類語品彙廿七 職官」(同) 同職官四官制唐名(一、三欠) 同官職五高官賤職(六、十八欠) 同官職十九雜叢之部―同七六丁。以上職官部約一六〇項目。

第二十八冊 自筆 「類語品彙廿八 裝飭」(同) 同裝飭一冠・帽・頭巾部 同裝飭部二(笏・扇・魚袋・鬘・挿頭花等) 同裝飾三(笠・蓑・杖部) 同裝貌四履沓之部・雜叢之部―同一三三丁。以上裝飭部約二五〇項目。

第二十九冊 自筆 「類語品彙廿九 言語」(同) 同言語あ、部一 同言語二い、部 同言語三う部 同言語四えを、部 同言語五加部―同二一〇丁。

第三十冊 別筆 「類語品彙三十 言語」(同) 同言語六幾久部—以下巻第表記不定—希の部・古の部 言語さ之部 同言語九志部 言語部す・せの部—同一七九丁。

第三十一冊 別筆 「類語品彙卅一 言語」(同)—本冊モ巻第不記未詳—〔同言語〕美の部・むの部・めの部・もの部・〔やの部〕・ゆの部・よの部・らの部・りノ部・るノ部・れノ部・ろ〔の部〕・言語和ノ部・〔ゐ・ゑの部〕・言語おのの部—同一五六丁。

第三十二冊 別筆 「類語品彙卅二 言語」(同)—本冊モ巻第不記未詳—〔同〕言語そ〔の部〕・言語たの部・言語ちの部・言語つノ部・言語てノ部・言語との部・言語なノ部—同一四五丁。

第三十三冊 別筆 「類語品彙卅三 言語」(同)—本冊モ巻第不記未詳—〔同〕言語にの部・ぬの部・ねの部・〔のノ部〕・言語はの部・言語ひの部・言語ふの部・言語へノ部・〔ほの部〕・言語部ま〔の部〕—同一一三丁。以上言語部五冊約一六二〇項目。但し、言語部の冊序は二九・三〇・三一・三二・三三・三一であるべきが誤り排備されている。

第三十四冊 自筆・他筆 「類語品彙卅四 調度」(同) 同調度一神祇陰陽幣(自筆)—同調度二〔度量衡等〕—一部自筆—同調度三績機・蚕糸・裁縫・農耕・畋獵・釣漁等—自筆 〔同〕調度四障子之部・屏風之部・筵席之部・畳之部—同一三六丁。

第三十五冊 自筆・他筆 「類語品彙卅五 調度」(同) 同調度九薰香ノ部 同調度十粧粧部(自筆) 同〔調度〕行旅調度部・火箭調度 同調度部釈教〔部〕 同調度部〔膳盤・椀盃・瓷盃・窖器等〕・飲食具—同一三三丁。

第三十六冊 別筆 「類語品彙卅六 調度」(同) 同調度十四〔総括〕・箸匙部・酒器部・茶器部・庖厨部・宝貨部 同〔調度〕—以下巻第不記未詳—瑠璃部・珠寶部・名物部・油ノ部・〔火燭等部〕 同調度部附録〔火部〕—同一四六丁。

第三十七冊 別筆 「類語品彙卅七 調度」(同)—以下本冊モ巻第不記未詳—〔同〕調度簾箔・帷帳之部 〔同〕室礼之部・調度幞袋之部 同調度部〔硯〕・墨部・〔筆・紙〕・文房—同一五二丁。以上調度部四冊約一四七〇項目。

第三十八冊 自筆 「類語品彙卅八 船車」(同) 同船部一いろは字分 同船二惣括資具・筏 同車輦輿三—同二〇一丁。以上船車部約二〇〇項。

第三十九冊 自・一部他筆 「類語品彙卅九 武備／甲冑」(同) 同武備名物甲冑部・雜事部(自筆) 同武備甲冑威毛之部(自筆) 同武備甲冑部 同武備甲冑惣考之部(自筆) 同武器甲冑部(自筆)—同二八六丁。

第四十冊 自・一部他筆 「類語品彙四十 武備／居処兵器」(同) 同武備居処兵器文書部(自筆) 同武備武芸(自筆) 同武備人物部 同武備旌旗(自筆)—同二一〇丁。

第四十一冊 自・他筆 「類語品彙四十一 武備／鷹馬」(同) 同武備鷹部(自筆) 同武器部馬具—自筆但シ冒頭三葉別筆 同「武備」馬之部 同「武備」馬具部—同二一七丁。

第四十二冊 自・他筆 「類語品彙四十二 武備／刀劍」(同) 「同武備」刀劍雜事部 同武器刀劍部(自筆) 同「武備」刀劍部・鎧之部 同「武備」刀劍部・裝飾具并名所部—同二二五丁。以上武備部四冊約一一〇〇項目。

第四十三冊 自筆 「類語品彙四十三 書籍」(同) 同書籍一「印版総括・史籍・地志等」 同書籍二和歌部 同書籍三歌書詩文部 同書籍四日記女史部—同二三五丁。

第四十四冊 自筆 「類語品彙四十四 書籍」(同) 同書籍五物語部 同書籍六著述作者部 同書籍七類叢雜書部 同書籍八儒仏雜書部—同二三七丁。以上書籍部二冊約六六〇項目。

第四十五冊 自・他筆 「類語品彙四十五 和歌／書牀」(同) 同和歌一「惣括」(自筆) 同文書部「牒書・状札」(自筆) 同文史部書牘消息(自筆) 同文史部古文書(自筆) 同文書部「前者ニツヅキ牒書・状札等」(自筆) 同「文史部」入木道部 同「文史部」書法部—同二六三丁。以上部類錯綴するも本冊和歌書牀部約三八〇項目。

第四十六冊 別筆 「類語品彙四十六 釈教」(同) 同釈教部一「宗派」 同釈教二教典部・文符部 同釈教三仏陀「部」

同积教四仏相部・念仏部・靈仏部―同一四六丁。

第四十七冊 自・他筆 「類語品彙四十七 积教」(同) 同积教五塔卒都婆居処部(自筆) 同积教六修行部(自筆) 同积教部七会講・燈燭之部・飲食之部 同积教八雜叢・法何部 同积教九惣括〔部〕―同一六八丁。以上积教部約六三〇項目。

第四十八冊 自筆 「類語品彙四十八 凶事」(同) 同凶事一崩卒・追福忌 同凶事二喪服・喪室・葬制・送葬・儀例 同凶事三棺槨・明器・肖像・雜類 同凶事四地下・極楽・地獄・陵墓―同一一五丁。以上凶事部約二六〇項目。

第四十九冊 別筆 「類語品彙四十九 雜」(同) 同〔雜部〕原始部―雜部二欠― 同雜部三紀行 同雜部四医術部 同雜五陰陽・人相・卜筮―同一二八丁。

第五十冊 別筆 「類語品彙五十 雜/諺數」(同) 同雜六諺部 同雜七积名部 同雜八物称数部 同雜九数目部 同雜部十疑難部―同一二〇丁。

第五十一冊 別筆 「類語品彙五十一 雜/凶式」(同) 同雜十一国書記西土事并異邦称本朝事 同雜十二吉瑞災異 同雜部十三鬼靈・妖怪―同一〇三丁。以上雜部三冊約一一五〇項目。

第五十二冊 自筆 「類語品彙五十二 楽律」(同) 同楽律一舞容・曲名・音調・惣類 同楽律二風俗・神楽・催馬楽・郢曲・朗詠・雜叢 同楽律三田楽・猿楽・雜楽・今様・歌舞妓―同八八丁。

第五十三冊 自筆 「類語品彙五十三 楽律」(同) 同楽律四人物・事業・地名・雜類等 同楽律五器物管部 同楽律六器物絃部 同楽律七雜器・鼓鐘・金器・鈴・鐸・摠括―同一二二丁。以上楽律部二冊約四四〇項目。

第五十四冊 自・他筆 「類語品彙五十四 薰香」(同) 同薰香一品類(自筆) 同薰香二雜叢・事業(自筆)―同五十三丁。以上薰香部約一三五項目。同〔雜部〕事跡并徴部 同〔雜部〕品物土ノ部・石ノ部・〔金属・皮革・漆等部〕―同五十五

丁。以上雜部約二七〇項目。

第五十五冊 別筆 「類語品彙五十五 飲食」(同) 同飲食部〔飯・粥・餅・造菓子等〕 同飲食部〔汁・酒・茶等部〕 (同) 烟草部 [同] 魚類部 同飲食部〔総類・雜品〕—同七〇丁。以上飲食部約一九〇項目。

第五十六冊 別筆 「類語品彙五十六 故事終」(同) 同故事一神仙・天地・草木・獸部・鳥・虫・魚〔部〕 同故事部 (二)〔伝承・俗習・其他〕—同五八丁。以上故事部約一一〇項目。

以上、本書は二十九部門凡そ一八〇〇項目にわたる事類・辞彙を、「類聚名物考」三十二各部から概ね均等に採し且つ纏かながらも私按を配して再編述を意図した事類辞典である。その依拠した「類聚名物考」は現存本とは巻数・排置等に猶異同あるが如きであるが未だ審らかにしない。参考までに、明治三十六・七年発刊の本巻六冊首巻一冊の同書の部門名を再録すると、

天文部六卷・時令部三卷・神祇部十三卷・仏教部九卷・人物部二十二卷・地理部五十二卷・姓氏部九卷・称号部十九卷・武備部十九卷・弓矢部十卷・人事部十二卷・身体部六卷・心情部三卷・言語部二十八卷・飲食部四卷・病痾部二卷・政治部十二卷・宮室部六卷・裝飾部四卷・船車部三卷・調度部十九卷・書籍部八卷・文史部八卷・声音訓読部五卷・和歌故事部三卷・和歌部十六卷・歌ノ天爾遠波部八卷・楽律部七卷・薰香部二卷・故事部二卷・凶事部四卷・雑部十四卷、類聚名物考附録七卷—甲陽軍鑑拔萃三卷・世諺書拔萃二卷・京羽二重拔萃二卷—以上三十三部門、本巻三三九卷同附録七卷である。本書は右記各部門の中、弓矢部・声音訓読部・歌ノ天爾遠波部・和歌故事部及び同名物考附録部等の編目をあげず、抄出項目も見出されない。又本書の部門名には、上掲本に於ける仏教部を釈教部、文史部を「文書部」「文史部」など両記し、「称号部」を「称号部」(第二十一、三)・「職官部」(第二十七)の二部門に分類するなどの相違が存し、更に各部門掲出次第にも猶相当の異同が指摘されるのである。依拠伝本を明らかにしえない現在、それらは単に本書編述上の誤謬又は意図的な改編とも断定しがたい。しかし一方、

部門卷第の明らかな誤り―「言語部」編成次第、上註―「薫香部」末に「雑部事跡弁徴部」、又「和歌部」後半に「文書・文史部」の竄入など編述上の錯誤は屢々散見されるのである。細部にわたれば各部門中の目録の存否又卷第・卷第名の存否などの不統一は随所に多見され、特に別筆部分に於て顕著である。いずれ守部自身による補足・整備を期しての暫定的措置であつたらうかと推測される草稿本的情況である。此種の編述としては「勝地徒跣」七卷が存するが、同書に見る如き「凡例」も附されず其編述趣旨は明確にしがたい。ただわずか「姓氏部」(第十五冊)冒頭に、

此部本書は姓氏をいろは分にして九卷あれともたゞ姓氏録をかたはしより抜出たるのみ也又をりく書添たる自注とも甚わろく無用なる事多かれは今は凡て省けりたゞ捨てかたき事のみを抄録す但姓氏骨名等はなくて叶はぬ事なればそは又跡にて其筋の書ともより撰み補へきなり又姓氏録に漏れたるは悉く記す

と、此部にかぎり、抄録方法を附記するのであるが、自筆他部門は勿論、他筆部門に於ても、守部の取捨撰択の趣意に沿ひ抄出されたことであつたらう。本書はかく未定稿ながらも、それはそれとして簡便百科事彙集成として座右に備えられ、又門弟にも便ぜんと思ひられたる試みられたる労作業のひとつとなつたのであらうかと思われるのである。

#### 備考

扱、この「類語品彙」五十六冊の編輯時期であるが、奥書・識語等、年紀を誌すところが皆無であり、その確実な年代は明らかにしがたい。但し、「心の種」―天保九年六月上毛桐生足頼舎蔵版、「鐘の響」―天保十年己亥十一月刻成、の両書附載目録、「池庵北畠守部先生著述略目録」に、略同様の広告文を載せ、

#### ○類語品彙 四百八十卷

此書は和漢百家の書を以て、天地間の万物を、類聚せる書也、其もとつける所は、原ト(鐘の響)雨引山の隱徳の艸本、稿(同上)山岡氏の類聚名物考等の、未タかた成にして、行たらず、暗推の誤多かる事を、深く惜みて、自ラ既く集め(同上)はやく自ラ大きく作り置



れたる、古言海を相合せ、其闕略漏脱を補ひ、誤を正<sup>糾同上</sup>して、精撰せる所なり―「心の種」

と誌している。右文中に「はやく自ら大きく作り置れたる、古言海を相合せ、其闕略漏脱を補ひ、誤りを正して、精撰せる所なり」と記し、「古言海」なる編著に言及している。しかし、「古言海」なる書は存せず、全集解題に橘純一氏の述べられている如く、「古言海」という独立した本があったのではなく、「類語品彙」即ち古言海であると言つて差支へない<sup>註</sup>のであろう。しかも上述して来た如く、「類語品彙」は未完稿本であるとはいへ、山岡俊明の「類聚名物考」の抄録編輯にとどまり、守部私案を附述するところも甚だ纒かにすぎないのを思うと、右広告文の誇大言辭と共に、猶向後に企劃される再編述の期待をかく記したものとしか考えられない。守部常套の言葉の文が文字通り広告されたのであろう。それはともかくとして、此の天保九・十年期、「類語品彙」四百八十卷なる大事彙類聚集は其「類聚名物考」を基幹にして新たな刪補改訂を期し編述されつつあったかと推定されるのである。そして、その基礎作業として、同書からの抄出作業が守部を中心に、冬照・東世子、また門弟若干の参加を得て進められていたのであろう。大冊なる「類聚名物考」とはいへ、かく比較的単純な共同作業の上に成った現在の「類語品彙」は、その編輯期間は比較的短い歳月のことであつたらうと想定されるのである。守部自筆諸巻に限ってみるに、その筆跡は、略一律であり、壮年時の書風などの混入するところはなく、やはり老熟した晩年期特有な書風が紙面に馴染んでいる。同種の抄録編述書「勝地徒跣」七巻が天保六・七年頃かと推定されるのであるが、其後幾許も経ずして、更に大規模な百科事類集の大成として企劃され、上記の同九・十年頃には着手されていたのであろう。しかし、記した如く、概ねは抄録編述にとどまり、改補精撰本として面目を一新するにはいたらなかつたのであろう。

印記 各冊表紙又巻首等に、「椎本文庫」の朱印を捺す。

註 猶全集解題―俗語考―に、橘純一氏は板本「万葉集緊要」附載目録に「此書云々、翁はやく集められし言語海の中より、

今も人口に専ら云こと、又なす事、行ふ事などの上を分て、姑く俗語ノ部とはなしたる也」の一文を引き、「此の書(類語品彙)は、古言海といふ名には適當はせぬが、言語海といふ名には略該当する辞書であつて見れば、類語品彙即ち言語海であり、即ちまた古言海であると言ひ得るであらうと思ふ。結局俗語考は類語品彙編纂の副産物といふことになる」と述べられ、古言海・言語海・類語品彙を異名同一書と考えられている。しかし、この天保十三年跋刊の「万葉集緊要」附載目録に云う「言語海」は、此期既に一応の抄録編輯を終了したと推測される「類語品彙」を更に改名し「言語海」と呼称すべき理由も見出しがたい。やはり、「古言海」、「言語海」と称すべき辞彙の集大成企劃が存し、それを仮に「言語海」の如き名称を与え広告したもので、現「類語品彙」などもその一端を荷う編纂として進められたのではなからうか。猶未詳ながら附言し、再考を俟つことにするが、右解題に述べられる如く、「俗語考」用例には「類語品彙」に負うところは尠くないと思われる。

## 勝地徒跣 七卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、六冊(巻六・七合綴)。縹色布目表紙、竪二十四・四糎、横十六・九糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・三糎。每半葉十一行。本文墨付、巻一 凡例二丁、名所目録五丁、本文百廿一丁(柱二丁附ス、以下同、但シ誤記アリ、実数百廿二丁)、巻二 略目録五丁、本文百三十二丁、巻三 略目録七丁、本文百九十九丁(但シ誤記アリ、実数百九十八丁)、巻四 略目録五丁、本文百一十一丁、巻五略目録三丁、本文四十一丁、巻六・七 合略目録五丁、本文百四十三丁。題簽、雲母入白紙短冊(表紙左肩)に、「勝地徒跣一 自山城至大和一国」、「同二 自山城至播播中国西国」、「同三 自山城至東海道下毛奥羽/伊勢志摩在此中」、「同四 自江戸至中仙道中国」、「同五 自伊勢追分至宇治」、「同六・七 九州四国北越并海上」と墨書す。内題、「勝地徒跣卷一(一七)」と記す。署名なし。各冊冒頭に「名所目録」、「略目録」として勝地を五十音順に排列し、その許に丁数を附して検索の便に供している。同目録の見出しは次の如くである。

第一冊「名所目録徒の郷村は総て省けり 自山城至大和國中」、第二冊「略目録 自山城<sub>二</sub>經<sub>三</sub>摂津播磨<sub>二</sub>至<sub>三</sub>中国西  
国<sub>二</sub>」、第三冊「略目録 自山城<sub>二</sub>經<sub>三</sub>東海道<sub>二</sub>奥州海道至<sub>三</sub>下野奥羽<sub>二</sub>」、第四冊「略目録 自江戸<sub>二</sub>經<sub>三</sub>中仙道<sub>二</sub>至<sub>三</sub>中  
国<sub>二</sub>」、第五冊「略目録 伊勢自追分至宇治」、第六冊(卷六・七合綴)、「九州四国北越并海上部合略目録」と、国郡別  
目録の索引である。

本書は次に掲出する「凡例」に見る如く、江間氏親の「行囊抄」より抄出し、私按を配し、名勝地誌の要略とし  
て、万葉・言別・道別等諸著述の参考に供した私用の整理ノートのひとつとして執筆されたのであろうが、次第に編  
著としての体裁をとるにいたったのであろうかと推測される。凡例は稍長文に亘るが抄出趣旨・方法を細記するの  
以下に全文を挙げ本書の紹介にかえる。

#### 凡例

一 此書行囊抄を抜き出しつればたゞに行囊抄抜萃など題すへきをおのれか考へをもこれかれくはえつればいたつか  
つして名所を経つるこゝろもて勝地徒跣とは名つけたるなり

一 抜書にすとはいへと神社寺院名所旧跡は更にもいはすわつかなる郷村の名にいたるまですへて本書に挙たる限り  
は一つも省く事なし只その権輿来歴につきて縁起記録軍書の類或は里俗の説ともを長々といへる引書ともをは  
省ける也稀には国史などの文をも摘出ていへるも見えたれとそれらの本文を此書しきによりて引へきならねはそ  
も皆省きつ只此行囊抄にしてたふとむ所は自ら其地をふみ分見てそのかたちをまさめにいへるがあたし書の及は  
ざる所なりければ今は其見あつめていへる説のみを抜とれるにそありける

一 本書のむね順路をもて記すといへとも道の八ちまたとへかくへ分れて一方しるせは今一方のおくれゆくをは世に  
系図帳といふものゝふりに卦をたてゝ三重五重に朱引してしらせたれと元来其書道順の方にのみつきて国郡をた

に分たされは其用ある地を見むとするにとみに引事あたはずすへてわつらはしく紛らはしき事限りなしかれ今は道の分るゝ追分毎に左右又中なとしるしてこれをしらせ又其順次のかはれる所には其行の下に「如此しるして次ノ行の別なる事をわかつてりかくても猶おほつかなきさまはおなしかれとたゝかやすき方につきてなり

一今予か了管をくはへたる所は其本文の中間へ「如此隔をそへて其下にいひつれはいつこにまれ其へたてより上は皆其本文の詞と知へきなりかくて歌の名所には首に●をしるし神社寺院には「を」をしるし山陵墓墳には左に「」をしるし郷村には右に「」をしるしつけて見やすからしむこは一つゝけにこまかくかきつめてそを求むる時目につきたかれは也かくて巻なりなん上にはかのしるささる郡をも朱もて傍にかき記すへきなり

一此書右に云はかりなる体裁にて用ある地をもとむる事かたかりつれは今は一冊毎に巻のはしめに張附をつけおかんとするにあまり多きも目まとひあらんとたゝわつかに名所と故よしある地と名高き宮寺のみを出しつ例の五十音をもて記せる中に名所にまれ故よしある地にまれ稀には釈文の中にいへるをも出せるあれは其心して求へきなり

と整理分類につき詳記している。そして余白を設け、次に依拠本「行囊抄」につき、

此書作者ハ序文ノ終ニ于時元禄九年ひのえのとし八月下旬 飛田の牟土江間氏親これを志す

トアリテ凡二十ヶ年ノ間諸国巡行シテ茲ノ年ニ修撰セルヨシナリ其原本ハ二百卷百拾冊アリシヨシ記セリ今伝ル所大本六十冊惜哉物ノ図絵等皆漏セリ

と略註している。該本は猶審らかにしない。

本書の巻第編成は、

卷一 行囊抄南遊一之上ゝ同南遊卷八、卷二 行囊抄陸西卷一上ゝ同陸西卷十、卷三 行囊抄東遊一ゝ同東遊卷

廿一、卷四 行囊抄西遊卷一〜同西遊卷十五下二・追加、卷五 行囊抄神風一〜同神風卷五、卷六 行囊抄紫遊

一〜同紫遊卷二之下・同越遊卷一之上〜同越遊卷六、卷七 行囊抄海上卷一〜同海上卷五之上（未完）

となっており、行囊抄からの抄出巻第の概ねである。巻尾は四国分にて終り、未完である。依拠本の欠落か否かは推測しがたい。

又、本書は右掲凡例に見る如く、行囊抄の抜萃にともない、同時に自らの増補を附記し、更に守部得意の簽符六種―即ち、(イ)順路分岐簽・(ロ)増補簽・(ハ)歌名所簽・(ニ)神社寺院簽・(ホ)山陵墓墳簽・(ヘ)郷村簽―を以って抄出本の整理を施しているが、全簽を附註しているのは巻一の一巻にとどまり、以下は主に(イ)・(ハ)の両簽にとどまり、簽附も未完の状態である。猶巻一・二の両巻には増補附簽と共に、「守按二」、「守云」等記し更に附註するところも散見され、行囊抄の抄出編成と同時に参考地誌資料集成を期したことと思われるが、巻次を追うに従い同抄の抜萃にとどめるに至ったものと思われる。又、凡例中「かくて巻なりなん上にはかのしるささる郡をも朱もて傍にかき記すへきなり」と附記しているが、本書の中には右記の朱註傍記も見出せないで、これも前者同様、後日を期して未完のままに置かれたのであろう。猶本書の中には、別筆の押紙がまま散見される。守部筆跡とも近似するので或は冬照のそれか。印記、各冊第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

#### 備考

本書の編述作業の時期に就いては、現在のところ確認する手懸りを見出し得ない。但し、守部の書風から見ると、壮年期の手跡とは云いがたく、天保期の五十代後の老熟した運筆の如く見受けられる。此期、万葉集の註釈を屢々改稿し、「万葉集要解」、「万葉集千別」、そして終稿「万葉集墨繩」を天保十二年七月〜十二月頃に完成している。同解題に触れた如く、同墨繩卷一総論、「今ノ釈墨繩」の項に、

おのれ此集をちうせんと企つる事、こたひにて三たひなり……(中略)……其後又二たひ企たる時は、本集に載れる事は、一つも漏<sub>ラ</sub>さしとて、いとつはらに物しそめたるに、まる地上<sub>理</sub>の上には、殊にくらかりければ、初めのほとは、さきの注ともにいへる趣を、取合せてものしつるに、名た<sub>ル</sub>るもの知人といへとも、地理は極めかたきものと見えて、いと思ひの外に、違へる事の多かりき……(中略)……又半途にしてやみつ、それより地理を学はんの心出そめて、何くれと集め見れと、凡<sub>ッ</sub>地理はかり、学ひにくきものこそあらね、かの一たひ手ごりしつれば、世のものしり人の云る説も、頼みかたかれは、此五とせ六とせかほとは、た<sub>ク</sub>慥かなる書の限りを集めて、考へわたりけれと、  
其書目ともは、本文中、地名の出たる、  
処<sub>コ</sub>にことわれは、此には挙<sub>キ</sub>さるなりこれは限りもあらざるに、よはひには限りありて、今既に老た

れは、ことし天保十二年の春、更におもひ起して、又筆をたてそめつ、

と回顧していることが想起される。さて、「千別」、「墨繩」は共に相接する終稿本であるが、「千別」は天保十二年正月二月の両月の間に成稿となるに至ったのは同解題に記した如くであるが、右掲文中に「それより地理を学はんの心出そめて、何くれと集め見れと」、「此五とせ六とせかほとは、た<sub>ク</sub>慥かなる書の限りを集めて、考へわたりけれと」と、此天保十二年春を遡る「五とせ六とせ」の間に於ける地理書資料の蒐集の記事は留意されるのである。その地誌資料の一書として、而も編者江間氏親の永年踏査の集成として、「行囊抄」は守部にとっては無類の好著と痛感し、その抜萃、再編輯の労作をも敢て辞さなかつたのではなからうか、とも想像されるのである。「千別」、「墨繩」には、右記文中にも「其書目ともは、本文中、地名の出たる処<sub>コ</sub>にことわれは」と記している如く、屢々其書名を誌すところであれば、本書の編述は、両書の改稿の上に、相応の意義をもたらしたことは否まれない。この想定が許されれば、本書の編述の時期は、天保十二年春を遡る五・六年の間、「万葉集要解」七巻の成立時期、天保六・七年後の事となるのである。更に極限する年月は想定しがたいが、書風も共にその期と推測されるので、同十年前後近き頃に現

在の如き「勝地徒跣」七巻は脱稿されていたのであろう、と推測されるのである。

### 転写本

○尊経閣文庫蔵 勝地徒跣七巻 存巻一・三・五・七 筆者未詳。

袋綴、四冊（巻六・七合綴）。浅縹色表紙、竪二十四・二纏、横十六・七纏。料紙、薄様。字面高サ二十・二纏。毎半葉十一行。

本書は巻二・四の両巻を欠くが、料紙に薄様を用い、右掲自筆本の丁数・行数・字面・字詰等を全く同じくし、前掲本の影写本に近い。或は臨模本であろう。僅かに字跡に相違する処が偶目される。

印記、各冊遊紙に、方形四隅に「志佐福嶋」と刻し、その中に「松浦文庫」の方円陰刻の印を捺している。

## 国語学数篇

助辞本義一覽・てにをはわらはのさとし・五十音小説・佐喜草

助弁本義一覽 二巻

天保九年刊

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。下辺銀砂子散し淡茶色刷毛引表紙、竪二十二・六纏、横十六纏。料紙、楮紙。無辺無界。印面高サ約十六・五纏（所引和歌）。毎半葉十一行、細註双行。本文丁付、第一冊 提要一（一三） 上巻「四（一五十三）」、第二冊 下巻「五十四（一十）」丁但し、丁附に誤刻あり、「九十一」の次を「九十二ノ三」とす、従つて実数は百九丁である。

題簽、香色短冊（表紙左肩）に、「助辞本義一覽 上（下）」と刻記する。内題、「助辞本義一覽上卷（下卷）」と記し、その許に、「橘守部述／同冬照撰」（上卷）の記名を印している。

上冊見返しの封面書題は、四周単辺の匡郭を界線にて三分し、

池庵橘守部大人述／同嗣業冬照大人撰／助辞本義一覽 全三冊／千鐘房發行  
と刻名している。

同冊巻首の「提要」末には、

天保六年十一月 橘冬照識

と、編者冬照の識語日付が附されている。又、下冊巻尾にも、

天保六年十一月

と、前記日付を重ねて附刻している。

同冊後表紙見返しの奥付は、

天保九年戊戌仲春発兌

の刊記を刻し、「三都書林」として、

京都寺町通り松原下ル勝村治右衛門／大坂心齋橋通り秋田屋太右衛門／江戸芝神明町岡田屋嘉七／同石町十軒店英大助

／同中橋広小路西村弥兵衛／同日本橋通二丁目山城屋佐兵衛／同同町小林新兵衛／同通巷丁目須原屋茂兵衛／同浅草

茅町二丁目須原屋伊八／同通四丁目須原屋佐助

の十書肆を並刻している。「助辞本義一覽」二巻は、此の天保九年板が初版である。猶、同刊本には右記表紙と異なる装訂本が偶目され、初印本は右掲書と推測されるが確認しがたい。全集第十二所収底本は該板本である。



本書は、講述者守部の原案・草稿本、又編者冬照の編述稿本等、すべて現存するのを聞かず、以下の重印本とその転写一本を管見するにとどめる。

○天保十年刊 助辞本義一覽 二卷 神宮文庫蔵

袋綴、二冊。上辺金切箔散し淡茶色刷毛引表紙、竪二十二・五糎、横十五・九糎。題簽、埴土色短冊（表紙左肩）に、「助辞本義一覽 上（下）」と前掲本同刻の外題を貼付している。上冊見返しの封面は同刻書題等を重印したものである。

下冊後表紙見返しの奥付は、前者を改刻し、

天保十年己亥三月発兌

の刊記を記し、「書林」として、

大坂心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門／京都寺町通松原下ル町勝村治右衛門／江戸日本橋通老町目須原屋茂兵衛の三書肆をもって代表している。勿論、記した如く、前掲天保九年板の重印である。

○天保十二年刊 助辞本義一覽 二卷 石川県立図書館蔵

袋綴二冊。香色地淡茶刷毛引表紙、竪二十二・五糎、横十五・八糎。題簽、黄紙短冊（表紙左肩）に、「助辞本義一覽 上」、下巻剥落す。上冊見返し封面書題は前掲本の重印。

下冊後表紙見返しの奥付には、

天保十二<sup>辛</sup>年正月<sup>丑</sup>

の刊記に改刻し、「三都書林」として、

京都二条通松原下ル町勝村治右衛門／大坂心齋橋通安堂寺町秋田屋太右衛門／江戸日本橋通老町目須原屋茂兵衛

の前掲天保十年板に記す三書肆を順序を変えて並列している。本書も又前掲本と同じく同板重印本である。

○〔明治〕刊 助辞本義一覽 二卷 静嘉堂文庫蔵

袋綴二冊。鈍色布目表紙、豎二十二・七糎、横十五・一糎。題簽、白紙短冊（表紙左肩）に、「助辞本義一覽 上（下）」と前掲諸板と同刻の外題を貼付する。上冊見返し封面書題等も同重印である。

下冊後表紙見返しの奥付には、刊記を欠き、

東京／書肆 北畠千鐘房／須原屋茂兵衛／日本橋通式丁目

と刻し、書店名の下に、「北畠千／鐘房記」花文縁朱印を捺している。

かく、「助辞本義一覽」二巻の刊行はすべて重印本ながら、管見に入るもの四種におよび、その世評の反響をしるしている。

#### 転写本

○静嘉堂文庫蔵 助辞本義一覽 二卷 筆者未詳。

袋綴、合一冊。縹色表紙、豎二十三・五糎、横十五・九糎。料紙、二十五字詰十二行原稿用紙（「M甚製」の記あり）。本文墨付、上巻七十丁、下巻七十丁。題簽、子持梓付白紙短冊（表紙中央）に、「助辞本義一覽 全」と墨書している。

下巻卷末に、「天保六年十一月／いけの庵蔵板」と記している。本書は同用箋に、右記板本を丹念に転写し、書写後、朱筆を以って誤写を訂し、須要箇処などに点符を附した書写一本である。

印記、卷初に「松井蔵書」方円朱印を捺す。

#### 備考

「助辞本義一覽」二卷は、宣長の「てにをは紐鏡」、「詞の玉緒」に於ける、当時のてにをはの呼応の格を、その本義の用法から論評批判した守部語学書の代表的著述である。その論難の視点を助辞の本義におき、その極めて単素な音組織に求めて応用し、所謂音義説を基底として解明を試みたものである。上巻は宣長の云う係辞を「上指辞」と名付けて前巻となし、下巻は、その結辞を「下受辞」と称して後巻となし、併せ「三転並びに二転部」、「三転外辞」、「変格」の条を設け添付している。元来宣長の前掲書に対する批判の書であるために、叙述次第、所引用例も過半は「玉緒」に拠りて照応し終止するが、後の守部学に一貫する語源釈義の方法論として音義説の学的導入を試みた著述として注目されるのである。

本書は前記した如く、板本又はその転写本のほかには、稿本類の伝存も聞かず、その成立経過に就いては、同板本に誌す年紀以外は明証しがたい。嗣子冬照の識す「提要」には、

父の翁守部に、てにをはの意を、問へる事あり、翁あやしき方より、諭されけるに、問ふ人いたく聞ふけりて、せちにこひけるに、いなびあへずて、助辞本義考といふを、七卷撰べりき、

と、守部撰述の「助辞本義考」七卷の成立を冒頭に明記している。同書については右「提要」にも、

文などには、もの混じて、章句の長くなる事も、多かるものなるより……(中略)……本書には、文ノ部に出さん  
とて、除かれたれば、今もそれに随へり、又五卷のなかばに出せる、ともじ、にもじ、をもじ等の類、又七卷古  
風の哥の辞どもの事は、本書にも漏せれば、それらは、いづれも、本書の追加をまちて、またも書そへつべし、  
と述べ、又、本論中にも(下卷二十三段)、

凡てかゝる類は、重複をも嫌はず、其処に、少しづゝ出さん方、見む人の為に、便りよからんとはしるゝ、此  
書は、たゞ一わたり本書の大意を採出するのみにして、一紙も少なかれともせれば、かやうにそこゝゆづり

合せて、省くる事の多かる也、

又、下巻「変格」の条にも、

玉の緒に、変格と云るを、本書本義考に、いと詳しく弁へられたれど、其弁長ければ、こゝには得引ず、

とように、本書「助辞本義考」につき、かなり具体的に触れているのである。しかし、一方この「助辞本義考」七巻は、同提要に「猶かの本書（助辞本義考）も、いまだ稿を脱せざれば云々」の記のある如く脱稿するには至っていないのであろう。加えて、全集解題にも「本義考なるものは、ほんたうに出来てゐたのではないと見えて、予が家に、その草稿らしいものは見当らない」と誌され、又筆者もその反故をも管見するにはいたっていない。従つて、同書は右記の如く具体的記述にもかかわらず、未だ草稿本の段階にもいたらず、草案・腹案過程の状況であつたのであろうか。しかし、ともかく、「助辞本義一覽」は、この「助辞本義考」の草案か未完草稿本かに拠つて成つたのであろう。同「提要」には、

皆人見めでよろこびて、板にゑらせたまへと、催ほせれど、心ざせる著述どもを、ものせられけるをりからなりければ、ものうがりてはたされず、しひていへば、さらばいましら、まず目録やうのものを筆記して、上木せよ、一わたり心得むには、簡古なるもたよりあらんとて、おのれ冬照に令せられぬ、

と、その経過を伝えている。内題下の署名等に、「橘守部述／同冬照撰」と刻記しているのも奈辺の事情を語っているのであろうが、やはり本書は守部その人の先行著述腹案を基として冬照はその筆記にあつたにすぎないのが実情であらう。

扱、この「助辞本義一覽」二巻の板行は、同刊記に「天保九年戊戌仲春発兌」と記されるので明らかである。同年六月刊行の「心の種」附載目録にも「助辞本義一覽 二冊 既出」と見えるが、その成立は、冬照識「提要」に「天保六

年十一月」と誌されているほかに、寡聞にして、その年次を審らかにしない。本書の中に見出される守部著述は、「蘆荻鈔」（文政末天保初成立）、「山響冊子初編三ノ巻」（天保二年辛卯十一月刻成）、「雅言海」（文政十三年二月の「御連中方の御為ニ追々取懸候書目」中、又、上記「山響冊子」附載目録中に「雅言海<sup>冊二十</sup>」と見ゆ）等であり、いずれも文政末天保二年迄の成立であって、冬照の識語年次と舐触するものではない。従って、その限りに於ては同識語に記す「天保六年十一月」を以って、本書の成立と見るのほかはないのである。恐らく、右年紀の頃には成稿の運びとなっていたのであろうか、天保七年一月四日付の吉田秋主宛書翰には、「助辞本義一覧」の上梓につき言及しているといわれる。<sup>註一</sup>又、吉田家には、その板行資金募集の控として、「助辞本義一覧<sup>桐生足利</sup>連蔵板」なるを所蔵されると聞く。<sup>註二</sup>本書も又同社中の支援を得ての上木であったのであろう。又、それは、あるいは冬照二十二歳、嗣業の名を併せ披露する意味を込めての刊行でもあったのでもあろうか。

註一 高井浩氏「橘守部の難語考と桐生・足利の門生」―昭和四十二年「新訂橘守部全集補巻」所収。

猶高井浩氏「吉田清助秋主伝」―昭和三十八年「みやま文庫12『近代群馬の人々』(2)」―には、天保七年九月、秋主が守部の新著「助辞本義考」（「助辞本義一覧」と同書か）を熟読、守部よりの返信を載せている。秋主の指摘批評なども併せ斟酌し、猶補訂の経過も想定される。

註二 太田善磨氏「橘守部―人と学問」―同全集補巻所収。

てにをはわらはのさとし 二巻

自筆

天理図書館蔵

袋綴、合一冊。深藍色亀甲空押表紙、竪二十三・三糎、横十六糎。料紙、杉原紙。字面高サ約十七・八糎。每半葉九十三行。本文墨付、上四十丁（柱二丁附ス）、下四十丁（同上）。

外題、表紙左肩に、「てにをはわらはのさとし 上下」と別筆墨書する。内題、「てにをはわらはのさとし 上(下)」「但し、下巻「董」とす」と記す。署名なし。

自序末に、

なほかくても、さとれるやいなやはしらす、たゞ時の間のかりそめわさなりければ、いとゞおろそかならんかし、

天保十五年十一月

池室のつりとの

と誌している。

本書は美麗なる浄書終稿本であるが、猶以下に例示するが如き、書写の直後の誤字見消ち、二・三字の簡単なる補正、更に暫時隔てての、刪訂追補―しかし孰れも一行乃至半行―が散点する。前者の単純なる補正・見消ち、凡そ二十ヶ処は次述の東世子影写本に於て本行中に繕写されるが、後者の刪訂追補、約十ヶ処は同影写後の事と推定され、同本中には見出されない。全集底本は此の東世子影写本に依拠するものであり、同追補は省略されている。

その顯著なる二・三例を掲示すると、

此レじも、レずレと同じく、はレも徒レのむすびなれば、その心してもちひ習ふレへレきレなり、レ用ある言ともなり』(上七才終行)

言のすわる所にてても、レくる鳥をりとやうに、云るもてしるへし(同七ウ終行)

たとへは、レ門出す、レおくりす、レおひく、レ人來とやうにこそいひつれ其中にねるへるなと云あるは』  
やしき訛り也『殊にいやしき俚言也』(同十七ウ終行)

此哥をはしめとして、も徒そや何こそ迄、つゞきてむすびたる(下四才初行)

の如く、本行中又右傍記中の『』圈内は後者の追補箇処である。かく本書の内容にまで係るものではないが、最終稿としての本書には猶全集に見ぬ斧正の跡をとどめている。

印記、下巻巻尾に、「椎本文庫」朱印を捺す。

備考

本書は全集解題に、「宣長翁の著、てにををは紐鏡（一鋪）及詞の玉の緒（七巻）の所説に基づいて、文法上の係結及呼応の関係を童幼初学の人にさとした」著述であり、先に刊行せる「助辞本義一覽」と一對をなし、その「本義探求の成果を踏まえて」<sup>註</sup>の啓蒙書である。

その草稿時期又成稿の年次は、右掲自筆本自序末に誌す「天保十五年十一月」の日付のほかに、その経過を現在の処、確認し得ない。後日の精査を期すが、高井浩氏の「吉田清助秋主伝」には、弘化二年一月、「『てにををは童訓』を近々送る」と記されている。守部書翰に拠つての御論証かと思われるので、この一・二ヶ月の間が恐らく成稿の時期であつたかと推測されるのである。いずれにせよ、比較的短期の間に成立したのである。前掲自筆稿本の二次に亘る補訂も又踵を相接するものであつたかと想像される。就中、東世子書写本などは、この弘化二年の初春のことであつたらうかとも思われるのである。

本書板行の企劃は後述の「佐喜草」と共に明治二十七・八年代に存したとおぼしく、「稜威言別」第三帙四冊（巻七・十、明治二十七年刊）及び目安一冊（同刊）の目録―明治二十八年重刊本の「長歌撰格」二巻、「短歌撰格」二巻にも同目録附載す―「東京椎本吟社出版書目」に、近刻二冊として挙げられているが、上梓することなく終つた。参考までに、同記を掲出する。

てにをを波童訓 同上（橘守部著）

近刻

同二冊

定価六拾錢郵税四錢

右ハ歌ヨミ文カク人ノ便リニ為サシメントテ上巻ハ紐鏡ノ三転ニ転ノ語ニ悉ク俗言ヲ添ナホ足サルヲ補ヒテ委シク注解ヲ加ヘ下巻ハはも徒ソ  
のや何こそ等ノ中ノ要タル事アヤマリカチナル事ヲ童幼婦女子ニモ読ヤスクサトリ易ク書レタレハ学ノ深淺ヲ不諭坐右カクヘカラサル書也

註 鈴木一彦氏「橘守部の国語意識(7)―『助辞本義一覽』について」昭和四十六年山梨大学教育学部研究報告二十二号

てにをはわらはのさとし 二卷

橘東世子筆

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。上辺に銀砂子散した淡茶色刷毛引表紙、竪二十三・四糎、横十六・三糎。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十七・八糎。每半葉九ノ十三行。本文墨付、上四十丁(柱二丁附ス)、下四十丁(同上)。

題簽、香色布目短冊(表紙左肩)に、「てには童訓 上(下)」と墨書。内題、「てにをはわらはのさとし 上(下)」―但し下巻「童」とす―と記す。

自序末に、

なほかくても、さとれるやいなやはしらす、たゝ時の間のかりそめわさなりければ、いとゝおろそかならんかし

天保十五年十一月

池室のつりとの

と誌す。

本書は前掲自筆稿本の丹念なる影写本である。前掲本にて記した如く、自筆清書直後の、簡略な補正・見消ちを本書は本行中に訂しているが、最終自筆追訂―前掲本ニ例示ス―は転写されず、同追訂以前の転写本である。

本書の筆写者は、その署名等を欠くが、「橘守部大人遺稿目録」に、「てにをは童訓 上下 橘東世子写」とあり、又、影写本ながらに、東世子特有の稍角張る筆勢が認められ、同人の書写本と推定される。



全集底本は前掲自筆終稿本に拠らずして、本書を以って何故に代えたかは審らかでない。従って自筆本追訂部分は記した如く全集に闕いている。以下、転写数本を管見するが、いずれも、前掲自筆追訂本に拠らず、本書、東世子影写本を親本としている。

印記、上冊第一葉に、「椎本文庫」朱印を捺す。

### 転写本

○斯道文庫蔵 てにをはわらはのさとし 二卷 筆者未詳。

袋綴、二冊。下辺銀砂子散し淡茶色刷毛引表紙、竪二十三・四糎、横十六・一糎。料紙、薄様斐紙。題簽、雲母入白地短冊（表紙左肩）に、「てにをは童蒙訓 上（下）」と墨書する。

本書は前掲橋東世子筆写本の丹精な影写本である。外題表記の相違を除けば、両冊の丁数・行数・字面、草牀にいたるまで全く同じくし、猶且つ装訂をも一致するところから、東世子影写の別一本かと見紛うばかりである。恐らく同時期、守部周辺の者の手になる影写一本であろう。

○京都大学国語国文学研究室蔵 てにをはわらはのさとし 二卷 筆者未詳。

袋綴、二冊。上辺金砂子散し鈍色布表紙、竪二十三・三糎、横十六・六糎。料紙、薄様斐紙。題簽、雲母引香色短冊（表紙左肩）に、「てにをは童蒙訓 上（下）」と墨記す。

本書も又、前掲橋東世子筆写本の入念な影写本である。前者同様に、両冊の丁数・行数・字面・字牀にいたるまで透写せる転写一本である。

印記、両冊の表遊紙左隅に、「高橋」方円印、各第一葉に、「青木蔵」方形陰刻印を捺している。

○東北大学附属図書館狩野文庫蔵 てにをはわらはのさとし 存卷上 筆者未詳。

袋綴、一冊。縹色布目表紙、竪二十三・九糎、横十六・六糎。料紙、薄様斐紙。題簽・外題等なし。裏表紙見返し左下隅に、「此ぬし／楽子」の記あり。

本書も、前掲橘東世子書写本の影写である。前掲二本に比し、稍粗雑な透写である。例えば二十三丁表終行（傍点部分）「右の、積を、心得へし」を書落し、又ままた誤写が散見される。しかし、依拠本の筆跡を模した影写一本である。印記、第二葉表に、「狩野博士集書」の長方形印を捺す。

○東北大学附属図書館蔵 てにをはわらはのさとし 二卷 筆者未詳。

袋綴、二冊。墨色網目文様表紙、竪二十四・一糎、横十七・五糎。料紙、薄様斐紙。題簽、草花文様短冊（表紙左肩）に、「てにをは童のさとし 上（下）」と墨書す。両冊の扉には、「てにをは童訓 上（下）」と題記あり。

本書も、又薄様を用いての、前掲橘東世子書写本の影写を期したのであろうが、次第にその筆跡の臨模は崩れ、草躰には異同を生じているが、両冊共に丁数・行数・字面等を同じくする臨模一本である。

○無窮会神習文庫蔵 てにをはわらはのさとし 二卷 筆者未詳。

袋綴、合一冊。黄色地卍ツナギ空押表紙、竪二十三・四糎、横十五・九糎。料紙、楮紙。每半葉九十三行。本文墨付、上四十丁、下四十丁。外題、表紙左肩に、「てにをは童論 草」と打付書す。

本書は、前掲書同様に、橘東世子書写本の転写である。転写本ながら、両巻の丁数・行数等を同じくするが、各処にわたり一行字詰を異にし、又、間々、箋符など省略する稍蕪雑な転写本である。一例を挙げれば、下巻二十三丁表四行「みみなとのや声が中以下誤脱』なるとやうに、のをそへたるもあり、又中古後のうたに、「あふさ」かや、「いせのみや」の『』圈内を書落すなど、誤脱・誤写が散見される。

印記、上巻第一葉に、「井上頼因蔵」、「井上氏」の両朱印を捺す。

## 五十音小説

天保十三年跋刊

国立国会図書館蔵

折本一帖。香色地布目淡茶色刷毛引表紙、豎二十一・七糎、横七・一糎。料紙、厚手楮紙。印面高サ約十七・五糎。每半面七行。二十二折。

題簽、紅梅色短冊（表紙中央）に、「五十音小説 全」と刻印する。内題、同上。署名不記。  
裏表紙見返しに、

此五十音小説は、わか父翁<sup>守部</sup>の、いとはやくの時ものし給ひしたかきなり、かゝるものを、こと更にとてかき給ひしにはあらず、一とせ<sup>脱敷</sup>図説とかいふ書を作り給へるついでに、其書を心得かぬるわらはへのめに、かりそめにもものしてあたへ給ひしなり、そを一とせ<sup>脱敷</sup>反古の中より見いて、おのか文机のかたはらにおきつるを、わかなみのうひ学ひの人々、せちにこへるまゝに、をこかましくはあれと、板にゑらせて、わかつになん

天保十三年二月

浜女しるす

と跋語している。

当該本又諸他本もすべて折帖の装訂であるが、本書上梓の当初では、袋綴十一丁の体裁を予定していたのであるう、二折毎の継目には、当該本又他本にも、「〇一」、「〇二」……「〇十」、「十一」の如く、その板心下辺部分に、丁附の痕跡をとどめている。発兌に際し折本の装訂に変更されたものと推定される。

猶本書の表紙・題簽等には数種の相違が見出され、同館他一本は縹色布目表紙、静嘉堂蔵本は、下辺に金砂子を散した淡茶色刷毛引表紙、題簽（中央）、黄蘗色短冊、無窮会神習文庫蔵本は、乳白色地布目表紙、題簽、前掲本同、の

如き装訂が管見されるが、いずれも当該本と同板である。全集第十二所収底本。

#### 備考

本書は五十音図の成立・組織・伊呂波仮名の字体、又その活用につき、基源的立場から簡明に解説を試みた小著である。その所論の意義はともかくとして、本書の意図する、その国語意識は、守部学に共有する一端を担うものとして、その評価を別して注意されるのである。本書執筆の机案は、右掲の浜子の跋語に見るごとく、「いとはやくの時のことであつたと思われる。文政九年丙戌七月刊行の「讚大江戸歌並短歌」の巻尾に附記する「橘先生著述」中に、「五十音図説 近刻」と見えるのが、その原案であろう。右掲跋語中にも、「一とせ図説とかいふ書を作り給へるついでに、其書を心得かぬるわらはへのめに、<sup>(た脱敷)</sup>かりそめにものして」とある、その図説より小説にと転じたのが本書であろう。この「五十音図説」はどのような体裁のものか、その所在不明の現在明らかでないが、ついで文政十三年二月二十六日付吉田秋主宛書翰に添えられたという「○御連中方の御為に追々取懸候書目」の中にも、「五十音図説 凡一冊」と誌しているところから数年来の腹案であつたことが判る。しかし、猶着手することなしに見送られたのであろう、天保二年辛卯十一月刻成の「山響冊子」初編三巻の附載目録にも、「五十音図説<sup>冊</sup>」と記し、「近刻」を予告するにとどめている。高井浩氏の「吉田清助秋主伝」によると、其後、天保七年十一月に、「秋主、守部の新著『五十音図説』の草稿をよむ」と見えている。守部書翰に拠られたのであろう。この天保七年にして、漸くその草稿本が成つたものと思われる。桐生吉田家に所蔵されるというのは同本のことであろうか、徳田進氏は「吉田本五十音小説は、半紙大よりやや小、一冊無表紙だが、守部自筆のものである。本筋は全集本のもと同じだが、朱筆で訂正を施してある。これが全集本の五十音小説へと推移したのである」と述べている。<sup>註</sup>更に翌々年の同九年六月刊行の「心廻種」三巻、足穎舎蔵版に附載する「池庵北畠守部先生著述略目録」には、「俗語考 三冊」以下四篇をあげ、「○五十

音略図一冊」を記し、「此四種は事によらは遠からぬうちに上梓せんもしらすとなり」と予告しているのは、先の草稿本による企劃であつたのであろう。しかし猶、刊行には至らず、天保十二年跋刊の「神楽歌催馬楽入文」六巻の巻尾附載「池室橘守部先生著述中」に、「五十音略図 折本一折 近刻」と予告し、此処にはじめて上梓の機会を迎えるにいたつたのであろう。「五十音小説」は天保十三年の跋刊であるので、其間一年にすぎず、目録に云う「五十音略図」は、浜子の記すが如き「図説」の改編であるか否かは猶決しがたいが、前記草稿本を基礎におけるの刊行であつたかと推測するのである。

註 「橘守部と日本文学―新資料とその美論―」第十五章底稿と未紹介参照文献より見た守部の国語研究―五十音小説成立考を中心にして。猶同書には吉田家所蔵資料として、(一)「四十八音考」 守部自筆 特大本一冊 本文七十一枚、(二)「字音仮字三会図説」 美濃半頁大 一枚、(三)「喉音三行分生図」 一枚、(四)「喉音軽重等第図」 一枚歟不明、(五)「字音開合指掌図」 美濃紙半頁大一枚、(六)音母図説 美濃紙半頁大一枚、等を紹介され、「五十音小説」成立経過を辿られている。

佐 喜 草

自筆

国立国会図書館蔵

袋綴、一冊。丹色卍ツナギ空押表紙、竪二十三・三糰、横十六・七糰。料紙、楮紙。字面高サ、所引歌約十九・五糰。积文二字下げ、約十八・四糰。每半葉九行。本文墨付、柱に丁付す、全十八丁。

題簽、薄墨色短冊形絹布(表紙左肩)に、「佐喜草 原本 全」と自筆墨書す。内題、「佐喜草」。署名なし。

本書は奥書・年紀等を誌していないが、その巻尾に、

右平戸よりのおほせことにつきてにはかにものしつれはかゝせられたれはまた行とゝかさる事もありません見む人おほらかにものせよ

と附記し、その執筆経由を述べている。「平戸よりのおほせこと」とあるのは、肥前平戸藩主松浦肥前守熙侯を指すのであろう。天保五年、同侯の江戸庭園の記、「蓬萊園記」二巻があるが、本書も又同じく松浦侯の依頼を受けての執筆であったのであろうか。

本書は美麗な浄書本であるが、僅かながらに、繕写後の誤字訂正と補訂が散見される。「橘守部大人遺稿目録」に、「佐喜草原本 守部自筆」と挙げている同本であろう。全集首巻の解題に、底本は「原写本 一巻」と記す。全集本文と本書を比較するに、漢字と仮名の表記上の僅少な異同、又所引歌の歌頭の集付を歌尾に配するなど軽微な改変が見出されるが、恐らく同解題に云う「原写本」とは本書のことであろう。又極く尠いが、一・二ヶ処に別筆の誤字朱訂が存するが、全集刊行時の訂正であろうか。

猶本書の装訂は斯道文庫蔵「稜威言別原本」十巻、同蔵「稜威道別原本」存巻六・十一の兩本と全く同じくする。その執筆年代は明証を欠くが、書風から見て、前記「蓬萊園記」二巻執筆以後と推測され、寧ろ、「言別」、「道別」に近似するところから、天保期もその末頃が予測されるのである。猶後考を期すことにするが、本書は管見する限りに於ては、その草稿本も転写伝本も存せず、右掲跋文に誌す如く、「にはかに」筆をとっての草卒な著編であったのであろう。

印記、第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

#### 備考

本書は、助辞の「さへ」「だに」「すら」の用法を証歌をあげて、その意義の差異を詳述した小品であるが、その釈文中に断れる如く、「さへ」「だに」に就いては、「三代集にある限りをまつ書いたさせおきてそのうたともにならひて人をさとさんために」かく弁別し、「すら」については、「三代ノ集中に一首も載されはえ撰ばす八代ノ集をもくら(さ脱歟)

せたれとなしといへり」と誌す如く万葉集・古今六帖を以ってし、以上三種の用格を俗言を添えて示したものである。跋語に記す平戸侯の要請か否かはともかくとして、当代の詠歌に於ける用法の紛乱を匡さんとするところにも併せ意図するものが存したのである。

本書の上梓については、「稜威言別」第三帙四冊（巻七・十、明治二十七年刊）及び目安一冊（同刊）の附載目録の中に――「東京椎本吟社出版書目」――、「佐喜草 同上（橘守部著） 一冊近刻定価拾五銭郵税貳銭」と予告するが、刊行の運びとはならなかったであろう、当該本は管見するところでない。

註 同目録は、「長歌撰格」二巻、「短歌撰格」二巻の明治二十八年重刊本にも附載している。

## 小品雑録数篇

古代の髪の考・上古の髪の考・菊種考・〔菊の名の考〕・古事記夜都米佐須の歌の弁・花笞笥・神代卷古今頭要鈔〔抄出〕・池庵雜録 附巨海集おほむね・仮字雅俗弁

## 古代の髪の考

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。本文共紙表紙、竪二十四・四糎、横十七・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・一糎。每半葉七行。本文墨付十九丁―内二丁、七丁次ニ後補追記！。

外題、表紙左肩に、「古代髪考」と別筆打付書す。内題、「古代の髪の考」と墨記す。署名・識語等なし。表紙右隅

に「蓬壺艸本」と記し、その許に「道守ノ之印」の方形印を捺す。外題と同筆にて、孫道守の筆歟。

本書は次掲「上古の髪の考」の浄書本にして、繕写後、更に十ヶ処程に僅少な墨筆補正の跡が散見される。又上欄余白には、「冬照曰」と記す冬照筆の資料追記が数ヶ処朱書されている。

本書の内容は、上古の髪の型によりて、その各呼称の原義を考証した小品である。各項目は以下の如くである。

うなる はなり めざし わらは をとめ ひさごばな あげまき をぐな をとこ をみな  
の十項目である。その巻尾には、

さて、生れ出てミトリコチ嬰子乳子などいふ程はいまた髪に形ちなく又とし老ておきなおみななどいふ程になりては髪かれしらけゆくまゝに髪の形以ては称トナへさりしなるへし故レその名義も髪に属アツカる語にはあらず此外はねかつら玉かつらあさねウズ蘂冠などの事をはしめ髪の銚ツにつきたるすべての事とも又男ヒタヒカミの額髪を刺そめし後の世の事ともまた凡頭につきたる事は漏さず記し試むへしこはたゝいと古き世の髪の名の本つ意を只かりそめに記すのみ引まほしき書ともゝ多く洩らしいはまほしき事ともゝあまた落したれはいまた草稿にもいたらさるなり

と、記す如く、「いと古き世の髪の名の本つ意」を「髪に属アツカる語」の中に辿るべく草した小篇である。全集未収録本であるので一例をあげると、

わらは

髪をいまた結束ニヒツカねもせずしてうち散チラけわらゝかしおくよしの名也わらゝかすとは万葉集八萩をよめるうたにうれわゝらばに露ぞおきけるとある此わゝらばゝ萩の枝葉の乱れかはして露にしなひたるをいへる也又葉をわらといふもわらゝけ安やすき物なるよりおへる名也○又わらふと云も、人笑ワラへば眉も目も口も皆あひあつまり貌カホに皺シハたゝなはりてわらゝけたるか如くなるよりいふ、これらに准へて心得ね、されは広くいへはうなるはなりめさしとも



に、皆此わらはの内なり又分ていへばわらはは十四五歳までにわたれとも右のうなぬはなりなどは十歳前後に限る名也そは和名抄に礼記云童和名和良波未冠之稱也とありこれにてその別ある事をするへしさてはしめよりこれまては皆童男童女にわたる稱ともなりそは同抄に文選東京賦注云侏子師説和良波倍童男女也童男乎乃和良倍童女乃和良倍とあるか如しその中にうなぬはなりは童男童女に亘れともめざしは童女に局れる名なるもしりかたし今も切禿は女ノ子にかぎりてするわさなれば也此和良倍の倍は物部宇祢部などの部にして其群をいふ言也ムレの反のメとべは常にしたしく通へり伴之長の伴もおなしく羣の意なれば和良波倍と云て童が伴といふにもかよへり又た和良倍といふは略語わらんべといふは後の音便也

右掲の一例にて本書の具体的内容は類推されるのであるが、次掲「上古の髪考」備考に記す如く、幸手蓬壺の時期に於ける初期習作の一篇であり、後年の詳密な考証的片鱗をわずかに窺見するにとどまるが、初期著作として留意される。此期、冬照は未だ若年にすぎず、冬照書入れは、其後成年に及んでのことであり、本書成立との間には相当の歳月の隔たりのあるのはいうまでもない。印記、巻初に大振りな唐獅子朱印を捺す。

#### 転写本

○早稲田大学附属図書館蔵 古代の髪考 筆者未詳。

大和綴、一冊。後補厚手楮紙表紙、竪二十四糎、横十七・六糎。元表紙は本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約十  
八・七糎。每半葉十一行。本文墨付九丁。

後補表紙外題、同中央に、「橘守部著／古代髪考」と本文別筆墨記す。元表紙外題は同左肩に、「古代髪考 橘守部著」と本文同筆にて打付書する。内題、「古代の髪考」と記す。

本書は前掲自筆稿本「古代の髪のかり」の転写本である。同本に見る守部補訂の書入れ、又同後補追記一葉も「追つきの考云」（四丁表）と註し、本行中に書写している。但し、前記冬照の追補資料は書写せず、同書入れ以前の稿本からの転写本である。自筆稿本から直接の転写か否かは審らかでない。まゝ書写の誤りが散見されるほかに、書写後の誤字訂正も処々に見出される。

此他に、「古代の髪のかり」の転写本には、後述京都大学国語国文学研究室蔵「池庵雜録」二卷の中にも所収されている。

### 上古の髪のかり

自筆

天理図書館蔵

仮袋綴、一冊。表紙欠。竪二十四・一纏、横十六・三纏。料紙、楮紙。字面高サ約十八・五纏。毎半葉七行。本文墨付十五丁。

内題、「上古の髪のかり」と記す。前掲稿本同様に署名、識語等誌さず。

本書は前掲「古代の髪のかり」一冊の前稿本である。全巻に亘り夥しい朱筆の増補訂正の跡を残す草稿本である。しかし、両稿本を比較するに、前掲本は本書の補訂を丹念に繕写したものであり、僅か二・三ヶ処に数行の改訂を施すにとどめている。従って、その内容上に於ては殆んど異るところはなく、両稿本は踵を相接して、執筆・補訂・浄書の経過を短期日の間に辿り成稿の運びとなったのであろう。印記等も捺されておらず、草稿反故として遺留したもののひとつであろう。

備考

両稿本の執筆時期は正確には決めがたいが、その筆跡は明らかに守部壮年期の特色を示し、文政元年成立の「万葉摘翠集」、文政二年の「正訂古訓古事記頭書」、又は文政三年成立の「神道弁草稿」の筆跡と極めて近似し、初期著作に見る稍延びやかな運筆である。降っても又文政七年頃の天理図書館蔵「讚大江戸歌并短歌」草稿の手跡あたりまでであろう。前掲稿本の表紙に、道守が「蓬壺草本」と添書しているのも謂れなきことではなかったのであろう。幸手在住時代、「蓬壺」と号し、庭麻呂と記名していた初期習作の一本であろうかと推測し、猶後考を期すことにする。

## 菊 種 考

自筆

国立国会図書館蔵

袋綴、一冊。縹色布目表紙、竪二十七・二纏、横十八・七纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・一纏。每半葉十行。細註二行割書。本文墨付二十三丁。

題簽、表紙中央に方形白紙を貼付し、「菊種考」と別筆墨書する。内題同上。

巻末に「橘守部卒尔艸」と記す。末尾近き欄外余白に後補書入れ一ヶ処を見るが、端正な浄書本である。終丁には、門人千畝の追記添紙一枚が貼付されている。

本書は歌文に見ゆる菊種の考証である。先ず冒頭八葉は序説として、菊花渡来以後、類聚国史に初見する詠菊歌とその歴史的背景を叙し、以下菊訓名・志良菊・曾賀菊・黄菊・紫菊・菊着綿・追加、の小項目を立て、菊訓・菊種等を考証し、各々の歌詠に対し守部の解釈を述べたものである。巻尾に「菊名義再考」を追記している。

印記、第一葉に「椎本文庫」朱印が捺されている。

備考

本書の執筆は卷末に「橘守部卒尔艸」の自署が見えるが年次は審らかでない。但し、「菊訓名」項の割註に「此事は催馬楽の加良齋カラナツナの哥の条に例を挙て詳く云ヒ置たれば此には省けり」と記しているので催馬楽の註釈以後の事であるのが判る。当該箇処は板本催馬楽譜入文卷上「庭生ル」(一四七丁裏)の註「からなづな」に詳述されている。催馬楽の註釈は古く文政三年十二月の序文を持つ天理図書館蔵催馬楽〔注〕が存する。しかし上記「加良齋」の註文を較べるに甚だ簡素であつて未だ用例を揭示するにはいたっていない。従つて本書に云う催馬楽の註は天保十二年跋刊の板本又は板本に近き稿本を指したのであろう。とすると、板本「巻の大むね」に記す「天保五年九月廿一日」の日付がひとつの目安となる。しかし、既述(天理図書館蔵催馬楽〔注〕備考参照)した如く、同入文の成立は更に降り天保十年前後と推定されるので、本書の執筆も同様に此時期以後のこととなるわけである。その筆跡も又晩年の書風であるが猶その期日は未だ審らかにしがたい。

後述する「菊之名之考」は本書の改訂草稿であるが、その改訂時も又未詳である。

### 〔菊之名之考〕 零本

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。改装浅葱色表紙、竪二十五・五糎、横十七・一糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・四糎。細註二行割書。本文墨付六丁。外題・内題なし。上記標目は仮題である。

本書は前記「菊種考」の改訂下稿の残簡である。「白菊」、「曾賀菊」、「菊ノ古名を不知波加麻と云ヒし事」の三篇を収む。「菊ノ古名を不知波加麻と云ヒし事」は「菊種考」巻尾に附す「追記」を一篇目に改めたものである。

前掲本の改訂に際し、或人の質疑に守部が応答する体裁に変えられているが、内容は「白菊」の項に増補訂正を見

るのほか、前者の書入れ、見消ち等が本行に入り訂されている程度にすぎない。この改訂稿の下書きは前者のすべてにわたるものであったか否か審らかでない。

印記、第一葉に「椎本文庫」朱印が捺されている。

### 古事記夜都米佐須の歌の弁

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。後補茶褐色刷毛引表紙、竪二十七・八糎、横十九・四糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十・二糎。每半葉九〇十行。本文墨付四丁。

題簽（後補）、白紙短冊（表紙左肩）に、「古事記／夜都米佐須の歌の弁 橘守部自筆」と記す。内題欠。表紙見返し右隅に、「夜都米佐須の歌の弁／守部自筆」と誌し貼紙する。

本書は、記紀歌の中の日代宮朝倭建命詠「夜都米佐須」の歌解である。その巻頭に、

古事記曰日代ノ宮段倭建命の出雲建を撃せ給へる時によみまし、夜都米佐須云の御歌の結句を本居氏の伝に真身無しに嗚呼なりといへるより其ノ太刀易タチカヘの状サマも何も心得皆乖ひたり然るにいふかしき事は円珠庵の厚顔抄も荒木田氏の歌解も相共に其同しさまに説れてた、まろか見る所のみ独異なるは猶さてもおのれか心の及はさる故にかあらんよく古語き、知給ふらん人に問ヒ試んためこゝにまつまろか打思ふ所をあら、く釈して其さためを乞む

とす記伝ハ廿七ノ卷二十九葉より卅六葉に至れり相ヒむかへて考へてよかし

と、「佐味那志爾阿波礼」に就き、厚顔抄、記紀歌解、記伝の解釈に対する、守部の所論を披瀝した小篇である。

先ず記本文・歌詠をあげ一首の略註と歌意を略記し、特に「佐美那志」の本つ意を説きて当詠の釈を叙して、厚顔抄

以下ことに記伝の解に論評を加たものである。その所論・内容上から見ると「稜威言別」の前身、「蘆荻鈔」稿本中、岩瀬文庫蔵の自筆補訂本と前掲冒頭の前書きを除き極めて近似する。寧ろ、その抄録にして、同語の釈を中心に補述したのが此小篇である。しかし、本書は「蘆荻鈔」の稿本残簡とは考えられず、一篇として独立して執筆されたものであるろう。既述の「千代のふる道」の如き、折々の小品が反故として遺留し、偶々一篇として孫支の手により、かく冊子としてとどまったものと思われる。その書風も壮年期の筆跡ではなくして、岩瀬文庫蔵「蘆荻鈔」以後、天保前期の、敢て記せば、六・七年前後の小著であろう。

印記、卷首卷末に、「椎本文庫」朱印を捺す。

## 花 笞 箒

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。浅縹色後補表紙、竪二十四糎、横十七・二糎。料紙、楮紙。字面高サ約二十糎。每半葉略十三行。本文墨付三十九丁。

外題、表紙左肩に、「花笞箒 古葉」と別筆墨書。内題欠。署名・識語等なし。

本書は守部の覚書風の雑記帖である。書名「花笞箒」はハナカゴと訓むのであろう。花を入れた竹の小籠、散華の花筐に因んでの名義であろう。卷初に万葉卷頭歌の語義を記しているところから、守部反故を孫支により、かく仮称したものと思われる。

その雑記の内容は、(一)万葉語彙約八十語の寸釈(一オ一十オ二行)、(二)本居氏答問録をよみて一と誌し、宣長の「答問録」から概ね全項目に亘り、須要部分を全文又は一部を抜書し、備忘に供せるもの(十オ三行と十七オ四行)、(三)荒木

田神主久老病床漫筆をよむ―久老の「槻乃落葉」二巻より前者同様に抜書せる備忘用抄録、抄中僅かに私記を施すところも見ゆ、刊本本文と稍異なるもあり（十七才五行～二十八才五行）、<sup>(四)</sup>てにをは一ニツ―「じ」、「れや五くさ」（二十八才六行～二十九才六行）、<sup>(五)</sup>宣長の「玉かつま」からの八項目の略抄出（二十九才七行～三十四才終行）、<sup>(六)</sup>雅言語彙四十余語につきての簡略な釈義（三十五才初行～三十七才四行）、<sup>(七)</sup>詠草四首（三十八才初行～三十九才二行）、等である。

この雑記反故は何時頃のものか明らかではないが、ほぼ同時期の書跡であり―但し、<sup>(一)</sup>項のみは早期の筆跡―書風から見て文政末から天保前期の手跡と推定される。古典註釈書著述のための参考用のノートであろう。

印記、巻首に大振な唐獅子印が捺されている。

### 神代卷古今頭要鈔〔抄出〕

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。後補淡茶色刷毛引表紙、豎二十五・八糎、横十七・五糎。料紙、楮紙。每半葉十二～三行。本文墨付八丁。

題簽、白紙短冊（表紙左肩）に、「神代卷古今頭要鈔 橘守部自筆」と別筆墨書す。内題、「神代卷古今頭要鈔」と記す。

本書は、書題に見る如く多田南嶺の「日本書紀神代卷古今頭要鈔」十七巻中、同鈔「発端」と同巻一・二からの抜萃本である。序説「発端」部分から、日本書紀の成立、養老、弘仁、建武の日本紀私記等に関する条項を主に九ヶ所、同巻一・二からは「ヤマトの訓」義に就いてなどを四ヶ所を抄出し、守部私按を僅か一ヶ所附註した覚書風な反故である。本書はその反故を後嗣により装訂されたものであろう。その筆跡は守部の書風と稍異にするが、後の書紀<sup>註</sup>

積註の資に供すべく急ぎ書留めたがためであろう。文政末天保前半のことでもあろうか。

印記、第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

註 その守部の附註は、第一葉本文に、「人皇第十代崇神天皇御宇任那人飯化シテ文字ヲ伝ヘタリ」の次に、一字下げ、

按崇神紀六十五年秋七月任那国遣<sub>ニ</sub>蘇那曷叱知<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>朝貢<sub>ニ</sub>トアル此人ヲ云ナルヘシ  
と誌す僅かな書入れにすぎない。

かかるメモ風なる抄出雑記は猶幾多を数えることであろうが、守部著述解題としては寧ろ別して扱うべき対象と考えられるので、此処に意図的に一例として掲出したものである。いずれ、守部手写本と共に一括し目録としたい。

## 池 庵 雑 録 二 卷

安政二年五十嵐篤好筆

京都大学国語国文学研究室蔵

袋綴、二冊。墨茶色表紙、竪二十三・五糎、横十七糎。料紙、楮紙。字面高サ約十八・八糎。每半葉十一行。本文墨付、上冊四十三丁、下冊四十四丁。

題簽、短冊形白紙(表紙中央)に、「池庵雑録 上(下)」と墨書す。題簽下に、「杜鵑花園叢書／第十三集」の横長方形の刷標紙を貼付している。「杜鵑花園」は幕末の国学者五十嵐篤好である。

下冊卷末(四十四丁表)に、

安政二年乙卯八月

菊乃頭書写終

と書写年紀を誌している。又、上冊表紙見返しには、

此三くさの雑録は橘守部大人の筆になれりしものなることかゝせあつむぬしのはしかきに見ゆるかことしおのれあつよしぬしが自ら写し給へる此書を得て新に標をとりつくろひたれと巻の名なきもあかぬ心地すれば仮りに池



庵雜録と名つくるになん明治三十五年十月準夫記す

と追記があり、五十嵐篤好の書写本を手沢した某準夫氏による仮称である。

その第一葉には、篤好の端書が、

古代髮考／千代古道拔萃／机上雜載

此三種は橘守部大人の考なとしるしおき給ひし也大伴ぬしより伝へて宮方ぬしのうつしおかれたるをかりて写しとりたり髮の考なといとおもしろし此大人の考すぐれたる事とも多しすきくにかゝる人々出来てとりくにめてたき考ともいってくれは月に日にあかりゆかんとくうれしきわさになむ

安政三年五月

篤好

と誌している。右端書に見る如く、守部著述三篇の転写本である。書写経由も明らかであるが、大伴・宮方両主に ついては審らかにしない。

本書の内容は、上冊に、「古代髮考」、「千代古道拔萃」の二篇を、下冊には「机上雜載」一篇を収めている。

「古代髮考」は前掲天理図書館蔵「古代の髮の考」浄書本一冊を書写したものであるが、同書に僅か散見される守部補訂まで本行に書写するも冬照の追記書入れは除かれている。ままた誤写・脱字が存す―一丁表と十丁裏迄。

「千代の古道拔萃」は前掲斯道文庫蔵「千代のふる道」初篇三卷からの抄録である。初篇一卷二十三項目中から九項目、同二卷三十六項目中から十項目、同三卷四十一項目中から十三項目、を全文抄出している。その巻尾には「篤好曰史記周本紀評林卷四  
八頁ノオに紂王死せる時珠玉を蒙りし事あり云々」と以下数行に亘り補註追記するところが見える―十一

丁表と四十三表迄。

下冊は、第一葉の柱に、「机上雜載」の記がしるされてほかに、書題はなく、守部雜録を輯めて、かく呼称

したのであろう。

その(一)は、問答録二篇、和歌の歴史的変遷を略述したものである——一丁表と五丁表。

その(二)は、「○新古問答」二篇、近世期の契沖・真淵以下国学者流の万葉風古体の歌と堂上家の伝統的歌風につき論評し両極に偏せざる中庸の立場を述べたものである。その追記に、

此弁は文化二とせ四月はかりの事なりき世の後ふりの哥よみあるやんことなきあたりへまうて古学のうたよみを妬めるあまりにものにとへて朝敵になすらへきこえけるよしをある古学者きよてしきりにいかりて此事を浜臣に告げる浜臣おのれにいへるやう此弁をかきて給ひなんや此むしろにして十首二十首のうたよまんよりも興あらんといへるにさらは試に艸せんと一紙ことにあつらへつるぬしにもみせてあしき所は直したまへとて即時に書をへてたゞ時の興にそなへてし事なれはおのかもとには記しもとゞめさりしをいつか世にひろまりて誰人にかあらん新古問答と名つけて後に人の写してもたるをみて何はかりのものにはあらねとこゝに写しおきぬされと新古問答といふはあたらぬ名也もし書目をおほせは眩惑弁また妬惑弁などいはん歟猶さるへき名あるへきなりと誌し、本篇執筆の経由を述べている。小品にすぎぬが、浜臣との親交の時期のことでもあり、いづれ文化年中、それも前半期の著述と推測されるので、その意味では留意されるべきものである——六丁裏と十六丁裏迄。

以下、その(三)は、将に雑纂の小篇であり、折々の机上雑記を輯篇したものである。以下略記すると、

- (1) 真淵門人入門誓詞、(2) 真淵遺稿中、童蒙のための令暗記歌、(3) 南都薬師寺仏足石碑刻(稍長文)、(4) いまそかり
- 积義(問答体)、(5) 鍛冶积義(同上)、(6) 玉柏积義(同上)、(7) 踐祚即位考、(8) 檜垣媼歌解、(9) 南郭の歌、(10) 神社位
- 階考、(11) かたかへ考、(12) 多鷄蘇香积義、(13) かきつばた积義、(14) よゝ积義、(15) 鑄刀积義、(16) 蓬萊考、(17) 浜臣長歌
- 評、(18) いろは歌・四十七言のうたあれこれ、(19) 荒魂和魂考、(20) 末社の訓、(21) 享和元年八月、富小路三位貞直卿詠

草の千蔭判抄録（稍長文）、(22)遁字釈義、(23)歌合略記、(24)宣長・檜垣媼歌拔書、(25)三島景雄のこと。

等の二十五項目である。(一)・(二)の間答録二篇を除き、特に見るべきものはないが、下冊所収諸篇は現在自筆稿本をすべて欠き、しかも、いずれも守部の初期習作と推定されるので、その意味に於ては留意される遺篇であろう。

印記、兩冊卷首上方に、「杜鵑花珍國文庫」方形朱印、同じく下辺に「藤藏書」方形墨印が捺されている。

#### 附記

猶龍門文庫御所藏本の中に、旧時一覽した守部稿本には、上記所掲本のほかに、次の二本が存する。同文庫目録に併せ、往時のメモにより附記する。

○巨海集おほむね 一卷 袋綴一冊。後補縹色表紙（二十四・五×十七糎）。料紙、楮紙。字面高サ約十八・五糎。每半葉九行。本文墨付二十八丁。卷首に、「巨海集」、「おほむね」の書題あり。自筆に近似するも別筆歟。

本書は和歌作詠に資するための題林集のひとつとして輯められしものであり、その「おほむね」には、

此書凡今京のはしめつかたより天正慶長の比ほひまでの人々の家集私撰の書ともの中よりえらへり其書目は次に  
出すかことし（筆者註、卷尾に資料書目附載）かくて勅撰集よりえらはさるはすへて勅撰廿一代の集ともはうたよ  
まん人の常に座右におきて傍はなつましき集ともなりければこと更に撰はすともありなんとて畢竟は其見合にな  
れかしの下心にてかくはものせるなり

と、範例秀歌の撰出につき誌している。後葉和歌集以下天正慶長頃までの私撰私家集からの作例秀歌撰である。

印記、「椎本文庫」朱印を捺す。

○仮字雅俗弁 一卷 自筆 仮綴一冊。本文共紙表紙（三十一・三×二十・二糎）。料紙、白棉紙。字面高サ約二十四糎。本文墨付二十四丁。美麗の浄書本である。本書は、同文庫目録に、「平仮名文字の諸体に就いてその正俗を弁じ

たるもの」と誌されているが、其具体的内容に就いては言及されず、筆者も又備忘のノートを欠く。前書と共に、後日の精査を期すことにする。印記、巻首に、「椎本文庫」朱印を捺す。

### 補記

「稜威雄詔」五卷転写一本に見る書入れ―井上頼国―の「野中ノ清水」については、既に天保九年六月上毛桐生足頼舎藏版「心廻種」三卷附載目録、翌十年十一月刊行になる「鐘のひゞき」三卷同目録中にそれぞれ次の如く誌されている。即ち、

○野中ノ清水 二冊

○同追加

これは、かたくなしき儒者等の、御国のもとつ心も不<sub>レ</sub>知して、同姓婚などいひ、又周ノ代を引て、彼ノ土よりは、おそく開けたりなど云める類の事どもを、何くれと弁へ、ついでに賀茂氏本居氏などの、此すぢの事いへるに、心得ちがひある事などを、わきまへたる書なり、

○上の件の書どもは、いづれも上木をいそぎしもせねば、いつ刊行ならんも、はかりがたし、只時のいたるに、まかせんとなり―「心廻種」附載目録

○野中清水 二冊

○同扱添 一冊

此書は、人の難<sub>レ</sub>間<sub>ヲ</sub>をくじき、或は又真淵宣長ノ翁などの、儒<sub>レ</sub>見の人への諭<sub>レ</sub>ごとのよからざるをわいだめられて、いとおもしろき明弁なり―「鐘のひゞき」附載目録

と見える。右著述予告の文面よりすれば、此の「野中ノ清水」二冊は、「稜威雄詔」五卷の前身たる書名であることが推測される。しかし、右文に見るかぎりに於ては、此期―天保九・十年の歳暮までは未だ其結構も整わざる机上の草案・企劃にとどまるものにすぎなく、事実上の着手・起稿は更に延引し数年後のこととなつたのであろう。転写一本に或人説として誌す「稜威雄詔」の原書名「野中ノ清水」は恐らく右掲目録などにその出所があつたのであろう。同目録の記を失念看過したので此処に追記し補訂する次第である。

本稿は上記の諸本解題を以つて、ひとまず筆を擱くこととする。本解題は守部撰述現存諸本の網羅的基礎調査を期

したのであるが、稿本中には既に散佚又所在未詳の諸篇も存し—因みに、「橘守部大人遺稿目録」(昭和十四年)中に収録する遺稿にも所在不明の稿本あり—且つ筆者の調査遺漏と共に、披閲の機会を得ぬ諸篇も存する。就中、桐生吉田家御襲蔵の守部著稿と夥多にわたる書翰或は関係資料類、又吉野龍門文庫御所蔵の諸稿本である。併せて未だ不備なる調査のままに遺懐の念は拭いがたい。しかし、両所蔵本を除けば、幸いに、上記諸篇を以って、守部の編著作は自筆稿本以下、転写諸稿本、板本等に涉り、殆んど過半を終了し得たものと思われる。拙稿の錯誤、過怠は御叱正を俟ちて補訂を期すると共に、遺漏諸篇、上記未調査御蔵書の精査の好機を得て、あらため、補正とその拾遺を期するものである。又、守部自筆書翰、同手沢本等に就いては、いずれ別稿にその目録を予定することにする。

本稿は、前稿(一)・(二)につゞき、夙に慶應義塾学事振興資金研究補助と、又、近時、トヨタ財団研究助成金による調査結果の一端である。記して謝意を表する。且つ、本調査に際し、御蔵書の閲覧・複写など種々の御高配を賜った天理図書館をはじめ公私の諸図書館に深謝申上げる。